

令和 6 年度
下関市包括外部監査結果報告書
「観光振興と観光に関連する施策及び事業
の財務事務の執行について」

令和 7 年 3 月
下関市包括外部監査人
公認会計士 呉 正和

目次

第1章 包括外部監査の概要.....	1
1 外部監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件（監査テーマ）.....	1
3 特定の事件として選定した理由.....	1
4 監査の対象年度.....	1
5 監査の対象部局.....	1
6 監査の実施期間.....	1
7 監査の方法及び着眼点.....	2
8 監査実施者.....	2
9 利害関係.....	2
第2章 外部監査の対象の概要.....	3
1 下関市における観光の現状.....	3
（1）観光客数・宿泊者数の推移～令和5年までの過去10年.....	3
（2）令和5年の観光客数・宿泊客数について（前年との比較において）.....	4
（3）下関市観光交流ビジョン2022.....	8
（4）下関市観光交流ビジョン2022（附則）.....	9
（5）下関市観光交流ビジョン2022の計画期間延長（2023年～2024年）.....	9
2 下関市の観光と下関市の観光関連部署.....	11
（1）下関市の観光スポーツ文化部の観光政策課と観光施設課.....	11
（2）下関市の観光スポーツ文化部観光政策課、観光施設課以外が関与する主要な管理施設・観光宣伝事業.....	12
3 下関市の歳入、歳出と観光費、観光関連費の推移.....	14
（1）一般会計と特別会計 歳入の推移.....	15
（2）一般会計と特別会計 歳出の推移.....	16
（3）一般会計及び観光費、観光関連費等の推移.....	17
（4）一般会計の観光費（観光総務費、観光振興費、観光施設費、水族館費）.....	18
（5）特別会計観光施設事業会計の推移.....	20
4 地方公共団体における観光に関する法令の体系.....	22
第3章 監査の結果及び意見.....	28
1 監査の結果及び意見の定義.....	28
2 監査の結果及び意見の一覧.....	28
3 監査の結果及び意見（総論）.....	43
4 監査の結果及び意見（個別事案）.....	45
＜観光スポーツ文化部観光政策課＞.....	45
No.1 下関市観光イベント開催事業補助金（しものせき海峡まつり）.....	45
No.2 下関市観光イベント開催事業補助金（海峡花火大会）.....	46
No.3 下関市観光イベント開催事業補助金（馬関まつり）.....	47
No.4 下関観光コンベンション協会補助金.....	48
No.5 吉田観光協会補助金.....	48
No.6 長府観光協会補助金.....	49
No.7 しものせき観光キャンペーン補助金.....	50
No.8 テイストオブ下関推進事業費補助金.....	51
No.9 下関市ワーケーション受入環境整備事業費補助金.....	51
No.10 令和4年度 観光需要回復事業費補助金（城下町長府時代祭り振興会）.....	52
No.11 関門海峡観光推進協議会負担金.....	53

＜観光スポーツ文化部観光施設課＞	57
No. 12 海峡ビューしものせき改修事業－観光施設事業特別会計－	57
No. 12-1 海峡ビューしものせき改修事業（１、２階内装等改修工事）	57
No. 12-2 海峡ビューしものせき改修事業（浴場ポンプ改修工事）	57
No. 12-3 海峡ビューしものせき改修事業（電動二方弁取替工事）	58
No. 13 火の山移動施設整備設計・施工業務－観光施設事業特別会計－	59
No. 14 火の山夜間人的警備業務（長期継続契約）	60
No. 15 下関市火の山パークウェイ園路清掃業務	61
No. 16 火の山浄化槽維持管理業務	61
No. 17 しものせき水族館管理運営委託	62
No. 18 下関市ふれあい健康ランドの管理運営に関する年度協定	63
No. 19 境界確認業務等一式	63
No. 20 長府庭園茶室通路設置業務（令和５年度）	65
No. 21 長府毛利邸瓦屋根付和風塀修復工事	65
No. 22 長府宮の内町土塀改修工事	66
No. 23 ふれあい健康ランド浴場サウナ室改修工事	67
No. 24 火の山公園駐車場３階泡消火設備改修工事	67
No. 25 火の山立体駐車場防火扉等改修工事	68
No. 26 下関市指定文化財 旧秋田商会ビル塔屋等木製建具改修工事	69
No. 27 自然活用型観光施設管理運営業務 巖流島し尿くみ取り業務	70
＜総合政策部共創イノベーション課＞	72
No. 28 令和４年度あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン策定事業	72
No. 29 令和５年度海峡エリアビジョン推進事業	73
＜豊北総合支所＞	74
No. 30 つのしま自然館及び角島灯台記念館機械警備業務	74
No. 31 海士ヶ瀬公園清掃業務	74
No. 32 下関市角島サイクルポート管理運営業務	76
No. 33 角島灯台記念館管理業務	78
No. 34 角島灯台公園管理運営業務	79
No. 35 観光施設環境整備業務	81
No. 36 下関市豊北地域観光振興団体事業補助金（豊北町観光協会事業補助金）	82
No. 37 下関市豊北地域観光イベント開催事業補助金（豊北夏まつり）	83
＜豊田総合支所＞	84
No. 38 下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市駐車場及び駐車場トイレ維持管理業務	84
No. 39 道の駅蛸街道西ノ市マンホールポンプ保守点検業務	85
No. 40 豊田湖ビジターセンター清掃委託業務	85
No. 41 豊田湖畔公園 Wi-Fi 環境整備事業	86
No. 42 豊田湖畔公園施設の管理運営業務	87
＜豊浦総合支所＞	88
No. 43 下関市豊浦地域観光振興対策事業補助金（豊浦町観光協会事業補助金）	88
No. 44 下関市豊浦地域観光イベント開催事業補助金（豊浦夏まつり）	89
No. 45 下関市豊浦地域観光イベント開催事業補助金（豊浦コスモスまつり）	89
No. 46 豊浦地域観光・くらし情報等発信ポータルサイト制作業務	90
No. 47 下関市川棚温泉癒やしの庭設計業務	91
＜菊川総合支所＞	92
No. 48 菊川町観光協会事業補助金	92
No. 49 下関市菊川町地域観光イベント開催事業補助金（菊川夏まつり花火大会補助金）	93

No. 50	令和 5 年度菊川自然活用村環境整備工事.....	93
No. 51	菊川おもてなしプロジェクト 14 件.....	94
No. 51-1	地域資源を活用した新商品開発戦略策定業務（委託料）	94
No. 51-2	菊川自然活用村W i - F i 整備業務.....	95
No. 51-3	菜の花プロジェクト樹木剪定業務.....	96
No. 51-4	菊川自然活用村仮設トイレ設置管理業務.....	97
No. 51-5	歌野景観整備（アジサイ植栽）業務.....	98
No. 51-6	歌野景観整備（ツバキ植栽）業務.....	99
No. 51-7	道の駅きくがわ菜の花プロジェクトのぼり旗設置等管理業務.....	99
No. 51-8	歌野の桜ライトアップ照明取付等業務.....	100
No. 51-9	菊川自然活用村W i - F i 運営保守管理業務.....	101
No. 51-10	令和 5 年度菊川地域宿泊施設利用促進送客支援業務.....	103
No. 51-11	令和 5 年度素麺のまちプロジェクト業務.....	105
No. 51-12	菊川自然環境活用センターアスベスト含有分析調査業務.....	106
No. 51-13	菊川自然環境活用センター和室改修工事.....	106
No. 51-14	令和 5 年度菊川おもてなし実行委員会負担金.....	107
No. 52	道の駅きくがわ敷地内清掃等管理業務ほか 4 件.....	108
No. 52-1	道の駅きくがわ敷地内清掃等管理業務.....	108
No. 52-2	河川公園管理業務.....	110
No. 52-3	ほほえみの小径管理業務.....	111
No. 52-4	農村交流施設管理業務.....	112

(本報告書における記載内容の注意事項)

1 本報告書における表記

本報告書の数値又は金額は、原則として表示単位未満を四捨五入して表示しているため、本報告書の本文、図表に記載されている合計数値又は合計金額は、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

また、割合(%)は、原則として表示未満を四捨五入して表示している。

2 数値等の出典

本報告書の数値等は、原則として下関市が公表している資料、あるいは監査対象とした部局課から入手した資料を用いている。その場合には原則として出典を明示していない。

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

観光振興と観光に関連する施策及び事業の財務事務の執行について

3 特定の事件として選定した理由

下関市は、地理的には、本州の最西端に位置し、三方を海に開かれ、緑も多く豊かな自然に恵まれている。関門海峡（馬関海峡）、角島（つのしま）、ゲンジボタルの生息地で日本有数のホテルの里として知られている豊田町、その他自然の観光名所や、その豊かな自然と食文化に育まれた「下関の味覚」にも恵まれ、ふく、また、関門海峡（馬関海峡）、巖流島、角島（つのしま）、「関門橋」、「オーヴィジョン海峡ゆめタワー」、「角島大橋」など数多くの史跡や文化財、観光名所を有している。

下関市は、歴史的には、壇ノ浦の戦いは源平合戦最後の戦いの地、「赤間神宮」は戦いに敗れた平清盛の孫・安徳天皇を祀る。「巖流島」は宮本武蔵と佐々木小次郎の決闘の地で有名である。長府にある「功山寺」は、高杉晋作が奇兵隊を挙兵し長州藩から明治維新へと導いた地であって歴史的な史跡も有している。

さらに、「しものせき海峡まつり」、「関門海峡花火大会」、「馬関まつり」、「下関海響マラソン」といった四季を通じて祭りやイベントも開催され、非常に恵まれた観光資源を有している。

政府は、「観光」が我が国の成長戦略の柱、地方活性化の切り札との認識の下、全国各地にある観光資源を活用すべく、観光立国への実現を目指して諸々の政策を実施してきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の発生により、ここ数年、観光に打撃を受け観光及び観光行政は停滞していた。一昨年の令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症がインフルエンザと同じ第5類感染症に引き下げられたことに伴い観光の機会も復活してきている。

観光事業は本市における重要な施策の一端を担っており、これまでの施策の成果について分析・評価を行い、これからの施策に活かしていくことが重要であると考えている。また、今まで、下関市の包括外部監査で、観光事業をテーマに取り上げていなかったことも選定要因の一つである。そこで、当該事業について経済性、効率性及び有効性をもって実施されているか否かについて監査を実施することは有意義であると判断し、監査テーマとして選定した。

4 監査の対象年度

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）とする。

なお、必要に応じて他の年度についても対象としている。

5 監査の対象部局

令和5年度観光に関し、市の全ての部局課を監査対象とした。なお、観光に関わる個別事案の検討は観光に関わる事業としてサンプルを抽出した部局課のみである。

6 監査の実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月6日まで

（なお、監査契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までである。）

7 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

監査で実施した主な手続は次のとおりである。

- ・市の観光の施策の状況を把握するため、観光情報、観光案内、観光施設等とその他部局課に関連する資料・データを入手し、閲覧した。
- ・観光振興に関する個別案件を任意にサンプル抽出し、サンプル抽出した部局課を対象にし、担当者へ質問するとともに関連する資料を閲覧した。
- ・観光振興に関する部局課を対象に往査し、質問、関係書類、関係帳簿を閲覧し、書類間の照合等を行なった。

(2) 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、以下のとおりである。

- ・観光事業及び当該事業の財務事務の合规性

観光宣伝、観光施設に関わる補助金、負担金、工事請負費等に関して契約手続及び支払手続等が法令、下関市の条例・規則・ガイドライン等に適合しているか検討した。

- ・観光事業の有効性

観光事業により期待された効果があがっているかどうかを検討した。

- ・観光事業の経済性、効率性

観光事業及び事務の実施に関し、経済性、効率性を発揮しているかどうかを検討した。

8 監査実施者

(1) 包括外部監査人

公認会計士・税理士 呉 正 和

(2) 外部監査人補助者

公認会計士・税理士	田 中 博 之
公認会計士・税理士	中 尾 英 紀
公認会計士・税理士	山 田 康 雄
公認会計士・税理士	岡 崎 謙 司
弁護士	藤 村 亮 平
弁護士	山 元 浩

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 外部監査の対象の概要

1 下関市における観光の現状

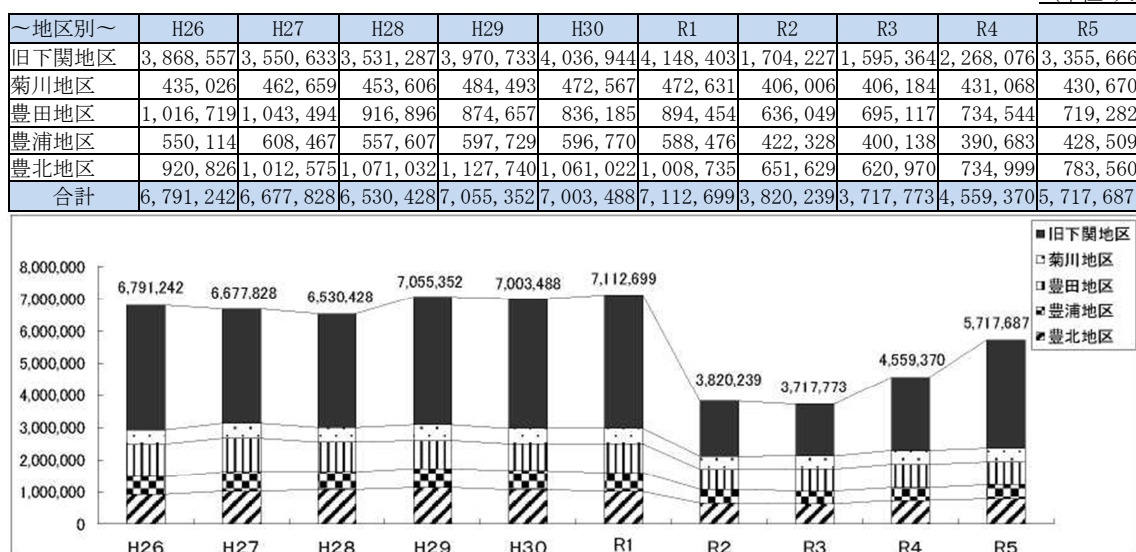
(1) 観光客数・宿泊客数の推移～令和5年までの過去10年

下関市は、観光客数1,000万人、宿泊客数100万人を目標に令和6年度も観光施策を続けている。これは、以下(3)、で記述している平成24年12月に公表した「**下関市観光交流ビジョン2022**」から引き継いでいる。更に、以下(4)附則、(5)期間延長と引き継いでいる。

なお、下関市は、平成17年(2005年)2月13日に、旧下関市と旧豊浦郡4町(菊川町、豊田町、豊浦町及び豊北町)とが新設合併の方式により合併し、同年10月に中核市に移行している。以下この地区の区分の分析がなされている。

・観光客数の推移

(単位:人)



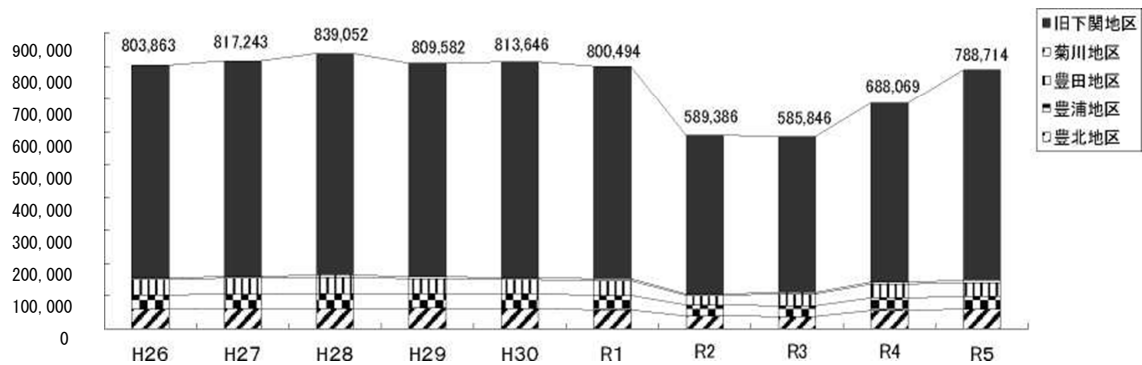
(単位:人)

～性質別～	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
通年型	4,632,080	4,800,024	4,598,968	4,832,190	4,760,083	4,874,968	3,283,909	3,377,215	3,750,163	4,018,178
季節型	2,159,162	1,877,804	1,931,460	2,223,162	2,243,405	2,237,731	536,330	340,555	809,207	1,699,509
合 計	6,791,242	6,677,828	6,530,428	7,055,352	7,003,488	7,112,699	3,820,239	3,717,773	4,559,370	5,717,687

・宿泊客数の推移

(単位:人)

～地区別～	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
旧下関地区	650,961	659,042	676,563	652,117	659,665	649,290	484,078	476,365	547,320	642,105
菊川地区	4,451	5,681	6,407	6,805	6,105	5,756	4,187	4,385	5,837	7,303
豊田地区	45,689	48,087	48,876	44,580	42,267	44,232	29,322	35,416	42,027	40,692
豊浦地区	43,547	42,780	45,040	43,739	43,583	43,759	32,675	32,227	37,568	38,618
豊北地区	59,215	61,653	62,166	62,341	62,026	57,457	39,124	37,453	55,317	59,996
合 計	803,863	817,243	839,052	809,582	813,646	800,494	589,386	585,846	688,069	788,714



(2) 令和5年の観光客数・宿泊客数について（前年との比較において）

①下関市観光客数・宿泊客数について（前年との比較）

・観光客数

令和5年の下関市観光客数は、実人数5,717,687人で、対前年比125.4%、1,158,317人の増となった。このうち、季節型観光客数については、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う3年ぶりの制限なしでのイベント開催等により、対前年比210.0%となった。

・旧下関地区は、実人数3,355,666人で、対前年比148.0%、1,087,590人の増となった。

・菊川地区は、実人数430,670人で、対前年比99.9%と、398人の減となった。

・豊田地区は、実人数719,282人で、対前年比97.9%と、15,262人の減となった。

・豊浦地区は、実人数428,509人で、対前年比109.7%と、37,826人の増となった。

・豊北地区は、実人数783,560人で、対前年比106.6%で、48,561人の増となった。

※新型コロナウイルス感染症発生前の令和元年と比較すると80.4%となっている。その内訳として、通年型観光客は82.4%、季節型観光客数は75.9%となっている。

・宿泊客数

宿泊客数は、市全体で788,714人で、対前年比114.6%と、100,645人の増となった。旧下関地区で94,785人、菊川地区で1,466人、豊浦地区で1,050人、豊北地区で4,679人の増、豊田地区で1,335人の減となった。

※令和元年と比較すると98.5%と、コロナ前と同水準まで回復している。

外国人宿泊客数は市全体で20,097人で、対前年比618.0%となった。

※令和元年と比較すると85.6%となっている。

～地区別～	R5	R4	増減	対前年比
観光客数(実人数)	5,717,687 人	4,559,370 人	1,158,317 人	125.4%
旧下関地区	3,355,666 人	2,268,076 人	1,087,590 人	148.0%
菊川地区	430,670 人	431,068 人	△ 398 人	99.9%
豊田地区	719,282 人	734,544 人	△15,262 人	97.9%
豊浦地区	428,509 人	390,683 人	37,826 人	109.7%
豊北地区	783,560 人	734,999 人	48,561 人	106.6%

～性質別～	R5	R4	増減	対前年比
観光客数(実人数)	5,717,687 人	4,559,370 人	1,158,317 人	125.4%
通年型観光客数	4,018,178 人	3,750,163 人	268,015 人	107.1%
季節型観光客数	1,699,509 人	809,207 人	890,302 人	210.0%

※実人数:延人数の重複を考慮した観光客数

(1 人が 2 箇所の観光スポットを訪れた場合、延人数は 2 人、実人数は 1 人となる)

※通年型観光客数:観光施設や史跡・名所など年間を通じて観光ができるスポットへの観光客数

※季節型観光客数:祭りやイベントなど時期が限定される行事への観光客数

～地区別～	R5	R4	増減	対前年比
宿泊客数	788,714 人	688,069 人	100,645 人	114.6%
旧下関地	642,105 人	547,320 人	94,785 人	117.3%
菊川地区	7,303 人	5,837 人	1,466 人	125.1%
豊田地区	40,692 人	42,027 人	△ 1,335 人	96.8%
豊浦地区	38,618 人	37,568 人	1,050 人	102.8%
豊北地区	59,996 人	55,317 人	4,679 人	108.5%

	R5	R4	増減	対前年比
外国人宿泊客数	20,097 人	3,252 人	16,845 人	618.0%

② 山口県の市町村別観光客数の状況（前年との比較）

（単位：人、％）

市町名	R5	R4	前年増減	前年比	備考
下関市	5,717,687	4,559,370	1,158,317	125.4	新型コロナウイルス感染症の5類に移行に伴う観光客数の回復と各種イベント再開による増
宇部市	1,725,803	1,436,503	289,300	120.1	宇部市3大まつり来場者や主要観光地における観光客の増加
山口市	5,078,570	4,076,064	1,002,506	124.6	新型コロナウイルス感染症の5類に移行に伴う観光客数の回復と各種イベント再開による増
萩市	3,828,146	3,614,421	213,725	105.9	新型コロナウイルス感染症の5類に移行に伴う観光客数の回復と各種イベント再開による増
防府市	2,314,695	2,048,936	265,759	113.0	メバル公園一帯の整備及び主要イベントの再開による増加
下松市	632,791	541,155	91,636	116.9	新型コロナウイルス感染症の5類に移行に伴う観光客数の回復と各種イベント再開による増
岩国市	2,494,528	1,773,927	720,601	140.6	新型コロナウイルス感染症の5類に移行に伴う観光客数の回復と各種イベント再開による増
光市	717,193	559,311	157,882	128.2	新型コロナウイルス感染症の5類に移行に伴う観光客数の回復と各種イベント再開による増

長門市	2,011,007	1,963,162	47,845	102.4	新型コロナウイルス感染症の5類に移行に伴う観光客数の回復と各種イベント再開による増
柳井市	685,374	607,342	78,032	112.8	新型コロナウイルス感染症の5類に移行に伴う観光客数の回復と各種イベント再開による増
美祢市	1,193,892	1,168,540	25,352	102.2	新型コロナウイルス感染症の5類に移行に伴う観光客数の回復と各種イベント再開による増
周南市	1,256,408	1,208,242	48,166	104.0	新型コロナウイルス感染症の5類に移行に伴う観光客数の回復と各種イベント再開による増
山陽小野田市	1,055,569	924,324	131,245	114.2	新型コロナウイルス感染症の5類に移行に伴う観光客数の回復と各種イベント再開による増
周防大島町	895,842	755,275	140,567	118.6	新型コロナウイルス感染症の5類に移行に伴う観光客数の回復と各種イベント再開による増
和木町	163,551	242,254	△ 78,703	67.5	荒天等によるイベント規模縮小等による減少
上関町	328,660	231,285	97,375	142.1	新型コロナウイルス感染症の5類に移行に伴う観光客数の回復と各種イベント再開による増
田布施町	373,963	338,440	35,523	110.5	新型コロナウイルス感染症の5類に移行に伴う観光客数の回復と各種イベント再開による増

平生町	157,654	168,122	△ 10,468	93.8	荒天によるイベント規模縮小等による減少
阿武町	394,273	408,487	△ 14,214	96.5	主要観光施設の繁忙期天候不順による客数の減
計	31,025,606	26,625,160	4,400,446	116.5	

出典：令和5年山口県の宿泊者及び観光客の動向について（概要）

（３）下関市観光交流ビジョン 2022

(<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/63/93288.html>)

下関市は、2012年12月、「2022年の観光客数1,000万人、宿泊客数100万人」を数値目標に、すべての下関市民が誇りを持てる「観光交流都市 下関市」の構築に向けて邁進するため、観光の現状と課題を捉えたうえで、観光振興に対する進むべき方向性や基本戦略等を定めた「下関市観光交流ビジョン 2022」を策定した。

同ビジョン第1章では「下関市の観光の現状と課題」として、下関市の観光の経緯を総括した上、回遊率0.5%を考慮した観光動向調査の結果として2011年では観光客が595万人、宿泊客が70万人であること、観光客の動向（平成23年度観光動態調査に基づき、以下の詳細に分析している。

- ①年代：「60代以上」が36.1%と最も多い。
- ②居住地：中国・九州地方が4分の3を占める。
- ③来訪頻度：「山口県」からの観光客は6割、「北九州市」からの観光客は7割近くが10回以上のリピーターである。
- ④満足度：「大変良い」が約3割、「良い」が約6割である。
- ⑤旅行形態：9割が純粋な観光（仕事や帰省を兼ねない）。
- ⑥旅行目的：「風景・景観鑑賞」が最も多く、「観光施設見学」が続く。
- ⑦交通手段：マイカーが9割（下関市を除く山口県内の観光客）となっている。

また、旅行消費額として、日帰り観光客3,820円、市内宿泊観光客18,788円との試算もなされている。そして、天候に左右される季節型観光客数ではなく、通年観光客数が観光振興の実力を測る目安としている。

同ビジョン第2章では「同ビジョンの目標と進むべき方向性」として、宿泊客数100万人を超えるための考察として、宿泊施設の定員稼働率で51.5%を達成する必要があるなど考察されている（定員稼働率は全国平均45.2%であるが、下関市は35.3%にとどまっている。）。また、観光客数の増加による費用対効果について、5億円の費用に対して56億円の効果が生じる試算が示されている。第3章では「基本戦略及び戦略遂行のための施策」として、「観光向けイベントの創出・充実」など15項目が示されている。

(4) 下関市観光交流ビジョン 2022 (附則)

下関市は、2018 年 3 月、同ビジョン策定から 5 年経過したことから、施策ごとの達成状況や未達成の原因分析を行うとともに、各施策を遂行するために、今後取り組むべき新たな方策や、増加する訪日観光客への対応施策等を追加した「下関市観光交流ビジョン 2022 (附則)」を策定した。平成 29 年段階で、観光客 706 万人、宿泊客 81 万人にとどまっていることから、各施策を評価し、目標達成のため 8 施策を修正するとともに、都市農漁村交流（グリーン・ブルーツーリズム）など 3 施策が追加されている。

番号	当初施策	修正、変更の有無
1	観光客向けイベントの創出、充実	
2	テーマ別、ニーズ別観光客誘致策の積極的展開	
3	滞在消費額の拡大	修正
4	観光プロモーションの強化、充実	修正
5	コンベンション誘致の強化、充実	修正
6	官民協力体制の強化、充実	
7	観光人材の育成	
8	市民ホスピタリティの向上	修正
9	宿泊客の受入整備	修正
10	外国人観光客の誘致強化	修正
11	広域連携の推進	修正
12	客船誘致の推進	修正
13	交通手段に対応した受入体制の強化、充実	
14	観光振興策としてのハード充実	
15	エリア別観光振興の強化、充実	
16	都市農漁村交流（グリーン・ブルーツーリズム）	追加
17	J R 西日本との連携強化	追加
18	観光地としての稼ぐ力の推進	追加

(5) 下関市観光交流ビジョン 2022 の計画期間延長（2023 年－2024 年）

2019 年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、観光を取り巻く環境が大きく変化していることから、現行ビジョンを当面延長することとしている。

1 観光費の推移

(単位：円)

	予算現額	支出済額	翌年繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との対比
H30	2,201,975,000	2,157,264,765	10,000,000	34,710,235	44,710,235
R1	2,097,436,000	1,865,857,147	132,010,000	99,568,853	231,578,853
R2	2,605,915,000	2,274,438,063	134,179,460	197,297,477	331,476,937
R3	2,314,488,460	2,054,901,894	60,080,000	199,506,566	259,586,566
R4	2,459,028,000	2,186,808,849	182,816,767	89,402,384	272,219,151

下関市 決算書（一般会計、商工費、観光費）より

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/14/50112.html>

2 下関市の観光客・宿泊客の推移 (単位：人)

	観光客	宿泊客
H30	7,003,488	813,646
R1	7,112,699	800,494
R2	3,820,239	589,386
R3	3,717,773	585,846
R4	4,559,370	688,069
R5	5,717,687	788,714

<https://shimonoseki.travel/wp/wp-content/uploads/2024/03/観光客数・宿泊客数.pdf>

3 クルーズ客船の寄港実績 (単位：回)

	実績	備考
R1	23	
R2	0	
R3	0	
R4	1	
R5	9	うち2回は出入国審査目的での寄港
R6	16	うち初入港は5回

入港場所：あるかぼーと、長州出島、第1突堤、第2突堤、20号岸壁

2 下関市の観光と下関市の観光関連部署

(1) 下関市の観光スポーツ文化部の観光政策課と観光施設課

下関市では、観光に係る部署は主として観光スポーツ文化部にある観光政策課と観光施設課である。以下、主な業務内容と人員は以下の通りである

1. 観光政策課

観光政策課は企画振興係、誘致係及び国際観光推進室で構成され、主な業務内容及び員数は次のとおりである。

- ・主な業務内容

観光に係る企画立案及び調整、観光に係る資料の調査・統計、観光宣伝・観光案内、観光情報の収集、観光客の誘致、コンベンションの誘致、外国人観光客の誘致、観光関係団体との連絡調整等。

- ・人員数

職員 11 名、会計年度任用職員 2 名、出向派遣 2 名、計 15 名 出向受入 2 名

長門市出向受入 1 名・出向派遣 1 名、山口県（一般財団法人山口県国際総合センター）出向派遣 1 名、西日本旅客鉄道株式会社出向受入 1 名

① 企画振興係

- ・主な業務内容

観光に係る企画立案及び調整、観光に係る資料の調査・統計、観光宣伝・観光案内、観光情報の収集等

- ・人員数

7 名（職員 4 名、会計年度任用職員 1 名、出向派遣 2 名）

② 誘致係

- ・主な業務内容

観光客の誘致、下関観光コンベンション協会等の観光関係団体との連絡調整、コンベンションの誘致、アニメ・映画のロケ誘致支援等

- ・人員数

5 名（職員 4 名、会計年度任用職員 1 名）

③ 国際観光推進室

- ・主な業務内容

外国人観光客の誘致、待遇環境の向上等

- ・人員数

3 名（職員 3 名）

この他に民間のインバウンドサポーター（語学ボランティア）として約 160 名の登録がある。

2. 観光施設課

観光施設課は開発整備係及び施設管理係で構成され、主な業務内容及び人員数は次のとおりである。

- ・主な業務内容

観光施設の管理運営及び観光施設の設置に関する業務を担当している。

- ・人員数 職員 11 名（－1 名育休）、会計年度任用職員 5 名 計 15 名（－1 名

育休)

①開発整備係

観光施設の設置、所属課の庶務及び所属課内他係の所管に属しない業務を担当している。

- ・人員数 職員 3 名（－1 名育休）、会計年度任用職員 1 名 計 4 名（－1 名育休）

②施設管理係

国民宿舎海峡ビューしものせき、火の山ロープウェイ及び火の山パークウェイ、フィッシングパークの管理運営やふれあい健康ランド、水族館、ユースホテルに関する業務、また、その他観光施設の管理運営、並びに、公益財団法人下関海洋科学アカデミーに関する業務を担当している。

- ・人員数 職員 6 名、会計年度任用職員 4 名 計 10 名

**(2) 下関市の観光スポーツ文化部観光政策課、観光施設課以外が関与する
主要な管理施設・観光宣伝事業**

- ・スポーツ振興課（観光スポーツ文化部）
スポーツイベントの実施やトップスポーツの誘致・招致を行っている。
主なスポーツイベント及び誘致・招致に取り組むスポーツ
下関海響マラソン、ツール・ド・しものせき
NPB（横浜 DeNA ベイスターズ）、独立リーグ（北九州下関フェニックス）、サッカー（レノファ山口 FC、FC バレイン下関）
- ・文化振興課（観光スポーツ文化部）
文化施設の設置・管理などを行っている。
主な施設
下関市民会館・近代先人顕彰館
- ・総合政策部共創イノベーション課（令和 6 年度設立）
海響館等を除いた海峡エリアビジョン（あるかぽーと・唐戸地区）の策定。
- ・港湾局振興課
クルーズ客船誘致は振興課（3 名は観光政策課と兼務）
クルーズ客船・・・港湾局の振興課が担当。港で外国人観光客へ案内が必要な場合、インバウンドサポーター（登録者 160 人程度、英語・中国語が話せる人）に募集をかける場合がある。
- ・総合政策部広報戦略課
下関市公式ホームページの管理運営。
なお、下関市公式観光サイトは観光政策課が管理運営している。

- ・教育部（教育委員会）
博物館等の設置・管理を行っている。
主な施設・・・教育施設だが、観光案内で取り上げられている施設
歴史博物館、考古博物館、美術館、東行記念館、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム等
- ・総合支所（豊浦・豊北・豊田・菊川）
観光宣伝業務（4 総合支所共通）
菊川おもてなしプロジェクト（令和 5 年度菊川総合支所）
豊浦地域（川棚温泉エリア）再生事業（令和 5 年度豊浦総合支所）
- ・山口県の関連施設
海峡ゆめタワー・角島大橋等は、山口県の関連施設となっている。（一部ビジターセンターを下関市が受託管理）
- ・北九州市
関門海峡観光推進協議会は、北九州市（特に門司区）とで、関門地域の観光振興を推進するため、観光宣伝、観光関連事業を行っている。また、以前は山口県からの負担金もあった。情報収集、観光 PR 等キャンペーン、パンフレットの作成、配布。
関門トンネル人道内での糸電話イベントを実施した。（関門橋 50 周年に合わせて令和 5 年のみ実施している。）
- ・観光関連の主な団体（施設、関係法人等）
 - ・一般社団法人下関観光コンベンション協会
 - ・海峡花火大会実行委員会 一般財団法人下関 21 世紀協会（出捐団体）
 - ・馬関まつり実行委員会 一般社団法人下関青年会議所（JC）
 - ・しものせき海峡まつり（下関商工会議所青年部）
 - ・公益財団法人下関海洋科学アカデミー（出捐団体）
 - ・一般財団法人下関市公営施設管理公社（出捐団体）
 他各種協議会、実行委員会等あり。

3 下関市の歳入、歳出と観光費、観光関連費の推移

下関市の観光、観光関連に関する歳入・歳出は、公表している予算書・決算書の中で点在している。

下関市の予算書・決算書で、一般会計、特別会計、企業会計の区分から観光施策を捉えると以下の通りである。

1. 一般会計

- ・第7款商工費の第2項に観光費があり、観光費は、観光総務費、観光振興費と観光施設費と水族館費に分かれている。
- ・総務費の総合支所費の毎年の主要施策に掲げられているのは、観光宣伝業務である。
- ・総務費の企画費には、下関駅前から唐戸市場、火の山地区近くの観光関連費は、総合政策部共創イノベーション課が担当している、あるかぼーと地区の観光・レクリエーション関連費がある。
- ・教育費には、観光地案内に登場する歴史博物館、考古博物館、東行記念館、美術館等の教育部・教育委員会が所轄する施設の関連費が属する。

2. 特別会計

観光施設事業特別会計で観光施設の歳入・歳出を経理している。

下関市特別会計条例（平成17年2月13日条例第85号）による。

3. 企業会計

該当なし。

下関市の歳入、歳出と、観光に関連する歳入・歳出（観光費、観光関連費）で主なものは以下の通りである。

(1) 一般会計と特別会計 歳入の推移

(単位：千円)

区 分 会 計		歳 入				
		令和 6 年度 当初予算額	令和 5 年度 決算額	令和 4 年度 決算額	令和 3 年度 決算額	
一 般 会 計		131, 200, 000	138, 941, 683	145, 238, 739	130, 181, 640	
特 別	港 湾 会 計	5, 380, 200	5, 844, 568	7, 146, 219	6, 314, 300	
	臨海土地造成事業会計	601, 340	1, 097, 314	695, 177	383, 037	
	渡 船 会 計	161, 226	386, 766	232, 577	184, 178	
	市 場 会 計	875, 611	1, 047, 621	900, 599	827, 133	
会 計	国民健康保険会計	31, 564, 886	31, 180, 168	32, 094, 075	32, 071, 977	
	土地取得会計	147, 021	404, 859	159, 640	306, 183	
	観光施設事業会計	280, 769	110, 158	143, 409	196, 994	
	漁業集落環境整備事業会計	-	26, 783	22, 384	13, 173	
	介護保険会計 介護保険事業勘定	29, 590, 868	29, 228, 941	28, 875, 249	28, 896, 279	
	介護保険会計 介護サービス事業勘定	-	14, 456	12, 372	11, 131	
	農業集落排水事業会計	460, 098	478, 681	425, 396	359, 240	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	46, 733	67, 379	58, 413	43, 745	
	後期高齢者医療会計	6, 132, 032	5, 291, 595	5, 145, 299	5, 034, 942	
	市立市民病院債管理会計	2, 142, 826	1, 025, 546	1, 149, 329	1, 039, 204	
	公債管理会計	15, 728, 963	18, 315, 204	17, 511, 520	17, 267, 131	
	計	93, 112, 573	94, 520, 040	94, 571, 657	92, 948, 648	
	合 計		224, 312, 573	233, 461, 723	239, 810, 396	223, 130, 287

(2) 一般会計と特別会計 歳出の推移

(単位：千円)

区 分 会 計		歳 出			
		令和 6 年度 当初予算額	令和 5 年度 決算額	令和 4 年度 決算額	令和 3 年度 決算額
一 般 会 計		131, 200, 000	132, 697, 181	140, 088, 844	125, 452, 494
	港 湾 会 計	5, 380, 200	5, 973, 977	7, 294, 349	6, 565, 904
特 別 会 計	臨海土地造成事業会計	601, 340	3, 422, 092	3, 090, 055	2, 851, 609
	渡 船 会 計	161, 226	376, 141	217, 242	173, 847
	市 場 会 計	875, 611	825, 234	754, 309	696, 145
	国民健康保険会計	31, 564, 886	30, 276, 183	31, 014, 329	30, 871, 260
	土地取得会計	147, 021	358, 354	111, 222	246, 334
	観光施設事業会計	280, 769	97, 739	140, 631	192, 028
	漁業集落環境整備事業会計	－	26, 783	20, 636	12, 143
	介護保険会計 介護保険事業勘定	29, 590, 868	28, 680, 780	28, 120, 335	28, 372, 042
	介護保険会計 介護サービス事業勘定	－	14, 456	8, 374	8, 395
	農業集落排水事業会計	460, 098	474, 432	423, 200	357, 280
計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	46, 733	31, 663	14, 986	10, 320
	後期高齢者医療会計	6, 132, 032	5, 138, 782	5, 003, 828	4, 890, 127
	市立市民病院債管理会計	2, 142, 826	1, 025, 546	1, 149, 329	1, 039, 204
	公債管理会計	15, 728, 963	18, 315, 204	17, 511, 520	17, 267, 131
	計	93, 112, 573	95, 037, 367	94, 874, 345	93, 553, 768
合 計		224, 312, 573	227, 734, 548	234, 963, 189	219, 006, 262

(3) 一般会計及び観光費、観光関連費等の推移

(単位：千円)

款	項	令和6年度 当初予算額	令和5年度 支出済額	令和4年度 支出済額	令和3年度 支出済額
1 議会費		570,366	549,763	541,052	544,939
2 総務費 ※		12,242,297	14,415,885	26,494,842	13,203,430
3 民生費		48,368,379	51,855,470	48,242,711	52,602,980
4 衛生費		9,453,607	12,537,954	14,649,461	12,740,248
5 労働費		525,506	300,441	190,480	192,613
6 農林水産業費		4,819,676	4,761,000	4,507,683	3,631,582
7 商工費		6,336,467	4,843,238	5,808,574	5,424,287
	1 商工費	3,337,849	2,897,104	3,621,766	3,369,385
	2 観光費	2,998,618	1,946,134	2,186,809	2,054,902
8 土木費		16,051,554	15,139,623	14,019,554	12,098,917
9 消防費		4,759,308	3,583,560	3,334,070	3,283,090
10 教育費		13,045,775	10,148,367	8,770,506	7,738,500
11 災害復旧費		3,313,000	2,135,928	491,594	179,274
12 公債費		11,614,065	12,425,953	13,038,317	13,812,634
13 予備費		100,000	0	0	0
歳出合計		131,200,000	132,697,181	140,088,844	125,452,494

※ 総務費の総合支所費の主要な事業は、毎期、観光宣伝業務である。

(単位：千円)

款			令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	項	目	当初予算額	支出済額計	支出済額計	支出済額計
2 総務費	1 総務管理費	9 総合支所費	401,004	218,796	164,631	183,835

(4) 一般会計の観光費（観光総務費、観光振興費、観光施設費、水族館費）の推移

(単位：千円)

会計年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
	予算	決算	決算	決算
区 分	当初予算額	支出済額計	支出済額計	支出済額計
2 観光費計	2,998,618	1,946,134	2,186,809	2,054,902
1 観光総務費 計	217,838	209,851	248,175	305,689
2 観光振興費 計	170,043	138,553	312,305	279,814
7 報償費	20	20	60	20
8 旅費	3,482	1,728	349	356
10 需用費	429	304	400	394
11 役務費	859	674	749	488
12 委託料	56,870	43,750	198,622	155,095
13 使用料及び賃借料	691	654	950	958
18 負担金補助及び交付金	107,692	91,422	111,175	122,503
3 観光施設費 計	645,455	603,849	733,783	568,017
1 報酬	1,058	1,084	1,022	2,813
3 職員手当等	0	386	2,614	0
7 報償費	132	140	790	150
8 旅費	27	61	932	65
10 需用費	21,464	27,571	25,067	28,649
11 役務費	23,595	27,530	17,778	16,583
12 委託料	339,431	300,654	426,392	305,202
13 使用料及び賃借料	5,154	3,245	3,148	3,491
14 工事請負費	149,000	195,487	191,891	51,405
15 原材料費	12	11	11	32
17 備品購入費	102	0	1,931	202
18 負担金補助及び交付金	235	180	206	12,796
21 補償補填及び賠償金	0	0	0	90
26 公課費	0	0	0	40

27 繰出金	105,245	47,500	62,000	146,500
4 水族館費 計	1,965,282	993,880	892,545	901,381
2 給料	26,300	24,599	0	0
3 職員手当等	1,700	1,118	0	0
7 報償費	0	0	0	7
8 旅費	976	0	0	0
10 需用費	1,122	283	0	0
11 役務費	7,889	6,657	5,830	1,533
12 委託料	942,370	916,479	876,444	837,164
13 使用料及び賃借料	6,925	3,414	10,272	17,516
14 工事請負費	973,000	41,329	0	44,867
17 備品購入費	5,000	0	0	295

(5) 特別会計観光施設事業会計の推移

1. 特別会計観光施設事業会計の歳入の推移は以下の通りである。

(単位: 千円)

会計年度		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
区分		予算	決算	決算	決算
勘定科目	内 訳	当初予算額	収入済額計	収入済額計	収入済額計
1 使用料及び手数料		30,527	31,792	33,077	22,168
1 使用料		30,527	31,792	33,077	22,168
1 観光施設 事業使用料	1 観光施設使用料	30,527	31,792	33,077	22,168
	国民宿舎使用料	19,372	18,998	19,473	15,988
	ロープウェイ乗車料	10,823	12,340	13,157	5,725
	ロープウェイ土地建物使用料	263	384	377	384
	サングリーン菊川土地使用料	0	1	1	1
	サングリーン菊川建物使用料	69	70	69	69
2 繰入金		105,245	47,500	62,000	146,500
1 他会計繰入金	一般会計繰入金	105,245	47,500	62,000	146,500
3 繰越金		1,000	2,778	4,966	1,930
1 繰越金	前年度繰越金	1,000	2,778	4,966	1,930
4 諸収入		25,897	1,588	8,566	3,896
1 雑入		25,897	1,588	8,566	3,896
	1 実費弁償金	250	335	359	275
	2 雑入	25,647	1,252	8,207	3,621
5 市債		118,100	26,500	34,800	22,500
1 市債	観光施設事業債	118,100	26,500	34,800	22,500
	歳 入 合 計	280,769	110,158	143,409	196,994

2. 特別会計観光施設事業会計の歳出の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

会計年度		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
区分		予算	決算	決算	決算
勘定科目	内 訳	当初予算額	支出済額計	支出済額計	支出済額計
1 観光施設事業費		263,044	90,008	89,709	99,789
1 観光施設費		263,044	90,008	89,709	99,789
1 施設管理費		104,044	90,008	89,709	99,789
	1 報酬	4,120	3,831	3,624	3,769
	3 職員手当等	1,475	673	675	764
	4 共済費	998	435	465	633
	8 旅費	97	72	43	0
	10 需用費	5,850	8,759	4,935	4,661
	11 役務費	379	324	302	303
	12 委託料	45,050	45,643	37,242	64,877
	13 使用料及び賃借料	63	62	62	62
	14 工事請負費	38,600	26,597	34,045	22,504
	17 備品購入費	3,500	3,520	4,937	101
	18 負担金補助及び交付金	96	92	81	75
	26 公課費	3,816	0	3,296	2,040
2 施設建設費		159,000	0	0	0
	12 委託料	159,000	0	0	0
2 公債費		16,725	7,731	50,922	92,239
1 公債費		16,725	7,731	50,922	92,239
	1 元金	16,212	7,511	50,586	91,150
	2 利子	513	219	336	1,089
3 予備費		1,000	0	0	0
1 予備費		1,000	0	0	0
歳 出 合 計		280,769	97,739	140,631	192,028

4 地方公共団体における観光に関する法令の体系

最初に本稿で単に「法令」という場合、法律、政令、命令、条例、規則を総称することとし、このうちの一部については、「法律、政令、命令」等と特定して表記することとする。

1 下関市例規集から観光に関すると考えられる主な条例・規則を選択すると次のとおりである。

(1) 下関市例規集第13編 経済 第3章 観光

- 下関市営国民宿舎海峡ビューしものせきの管理等に関する条例
平成17年2月13日条例第215号
- 下関市営国民宿舎海峡ビューしものせきの管理等に関する条例施行規則
平成17年2月13日規則第181号
- 下関市索道事業施設の設置等に関する条例
平成17年2月13日条例第216号
(※火の山ロープウェイの設置等に関する条例である)
- 下関市索道事業施設の設置等に関する条例施行規則
平成17年2月13日規則第182号
- 下関市火の山パークウェイの設置等に関する条例
平成31年3月27日条例第25号
- 下関市海洋環境体験施設の設置等に関する条例
(※下関市立水族館の設置等に関する条例である)
平成17年2月13日条例第218号
- 下関市海洋環境体験施設の設置等に関する条例施行規則
平成17年2月13日規則第183号
- 下関フィッシングパークの設置等に関する条例
平成17年2月13日条例第219号
- 下関フィッシングパークの設置等に関する条例施行規則
平成17年2月13日規則第184号
- 長府毛利邸の設置等に関する条例
平成17年2月13日条例第220号
- 長府毛利邸の設置等に関する条例施行規則
平成17年2月13日規則第185号
- 下関市巖流島憩いの広場利用規則
平成17年2月13日規則第186号
- 下関市余熱利用施設の設置等に関する条例
平成17年2月13日条例第222号
- 下関市余熱利用施設の設置等に関する条例施行規則
平成17年2月13日規則第188号
- 下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例
平成17年2月13日条例第223号
- 下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例施行規則
平成17年2月13日規則第189号
- 下関市営宿舎サングリーン菊川の設置等に関する条例
平成17年2月13日条例第224号
- 下関市営宿舎サングリーン菊川の設置等に関する条例施行規則

平成 17 年 2 月 13 日規則第 190 号
○下関市菊川総合交流ターミナルの設置等に関する条例
平成 17 年 2 月 13 日条例第 226 号
○下関市菊川総合交流ターミナルの設置等に関する条例施行規則
平成 17 年 2 月 13 日規則第 192 号
○下関市華山自然の森の設置等に関する条例
平成 17 年 2 月 13 日条例第 227 号
○下関市華山自然の森の設置等に関する条例施行規則
平成 17 年 2 月 13 日規則第 193 号
○下関市華山ハンググライディング施設の設置等に関する条例
平成 17 年 2 月 13 日条例第 228 号
○下関市華山ハンググライディング施設の設置等に関する条例施行規則
平成 17 年 2 月 13 日規則第 194 号
○下関市豊田湖畔公園施設の設置等に関する条例
平成 17 年 2 月 13 日条例第 229 号
○下関市豊田湖畔公園施設の設置等に関する条例施行規則
平成 17 年 2 月 13 日規則第 195 号
○下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市の設置等に関する条例
平成 17 年 2 月 13 日条例第 230 号
○下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市の設置等に関する条例施行規則
平成 30 年 11 月 15 日規則第 81 号
○下関市川棚温泉交流センターの設置等に関する条例
平成 21 年 6 月 25 日条例第 41 号
○下関市川棚温泉交流センターの設置等に関する条例施行規則
平成 21 年 8 月 18 日規則第 99 号
○下関市豊北特産品センターの設置等に関する条例
平成 17 年 2 月 13 日条例第 232 号
○角島灯台公園の設置等に関する条例
平成 17 年 2 月 13 日条例第 233 号
○下関市角島サイクルポートの設置等に関する条例
平成 21 年 3 月 2 日条例第 19 号
○下関市角島サイクルポートの設置等に関する条例施行規則
平成 21 年 3 月 23 日規則第 38 号
○下関市豊北地区集客施設の設置等に関する条例
平成 22 年 12 月 20 日条例第 60 号
○下関市豊北地区集客施設の設置等に関する条例施行規則
平成 24 年 3 月 22 日規則第 16 号

(2) 下関市例規集第 11 編 民生 第 2 章 社会福祉

○下関市きくがわ温泉華陽の設置等に関する条例
平成 17 年 2 月 13 日条例第 147 号
○下関市きくがわ温泉華陽の設置等に関する条例施行規則
平成 17 年 2 月 13 日規則第 91 号

(3) 下関市例規集第14編 建設 第5章 都市計画

○下関市都市公園条例

平成17年2月13日条例第289号

(※昭和31年法律第79号・都市公園法に基づくもの)

(4) 下関市例規集第14編 建設 第4章 建築

○下関市建築基準法施行細則

平成17年2月13日規則第245号

2 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる（憲法第94条）のであるから、法律の範囲を超えることはできないが、すべての活動に法律、政令、命令の根拠が必要なわけではない。

しかし、監査の対象となる行為は財務に関する事務の執行（地方自治法第252条の37第1項）であるから、財務に関する行為については「地方自治法第9章 財務」の規定の適用が当然あり、「第4節 支出」法令第232条によると「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」とされている。

見分した結果、観光に関する行政は市が直接実施するほか、

- (1) 契約により請負、業務委託等の手法で行われるもの、
 - (2) なんらかの事業主体の活動に対して補助金を拠出するもの、
 - (3) 協定により負担金を支払うもの、
 - (4) 公の施設を設置し、その管理を外部に委託するもの、
 - (5) 指定管理者が行うもの
 - (6) PFI その他
- があった。そこでそれぞれの手法について法令に適合しているかを検討した。

3 契約（請負、委託等）を巡る法令

下関市例規集第8編 財務 第1章 財産・契約

○下関市契約規則

平成21年3月18日規則第29号

○下関市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成17年12月26日条例第461号

- (1) 契約については地方自治法第234条第1項に「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と定められ、同条第2項に「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定められているので一般競争入札によることが原則である。
- (2) 一般競争入札については下関市契約規則第2章第1節（第2条以下）に規定があり、下関市役所に係る一般競争入札実施要領が定められ、下関市役所に係る契約入札心得が定められている。

- (3) 指名競争入札ができる場合については地方自治法施行令第 167 条第 1 項に定められており、下関市契約規則第 2 章第 2 節（第 16 条）に規定がある。
- (4) 随意契約ができる場合については地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に次のとおり定められており、それと下関市契約規則の関係は次の表のとおりである。

地方自治法施行令	施行令要旨	下関市契約規則等
第 167 条の 2 第 1 項第 1 号	契約予定価格が一定価格を超えない場合で市の規則で定める金額を超えない場合	下関市契約規則第 19 条 下関市随意契約ガイドライン
第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	競争入札に適しない場合	下関市随意契約ガイドライン プロポーザル方式により契約候補者を選定する場合は下関市プロポーザル方式に関するガイドライン
第 167 条の 2 第 1 項第 3 号	特定の法律に基づく福祉施設等が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものについての役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をする場合	手続は下関市契約規則第 20 条・公表等を定める 下関市随意契約ガイドライン
第 167 条の 2 第 1 項第 4 号	新事業の開拓をしている一定の者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受けたり商品の購入等をする場合	手続は下関市契約規則第 21 条 下関市随意契約ガイドライン
第 167 条の 2 第 1 項第 5 号から 9 号	競争入札に適合しない場合	下関市契約規則はない 下関市随意契約ガイドライン

- (5) セリ売りについては地方自治法施行令第 167 条の 3 により、動産の売払いで当該契約の性質がセリ売りに適しているものをする場合とするとされている。

4 補助金

下関市例規集第 8 編 財務 第 2 章 予算・会計

○下関市予算規則

平成 21 年 3 月 18 日規則第 28 号

○下関市補助金等交付規則

平成 25 年 12 月 16 日規則第 63 号

地方自治法第 232 条の 2 に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定められており、当市においては下関市補助金等交付規則が定められ、さらに下関市補助金ガイドラインが定められている。

5 負担金

下関市例規集第5編 処務 第1章 専決

○下関市事務決裁規程

平成17年2月13日訓令第1号（*第6条及び第7条に副市長等の各職位の者の専決処分ができる範囲が別表1として定められているが、その中に負担金も定められている）

○下関市会計管理者事務決裁規程

平成20年4月1日会計管理者訓令第1号

（*第4条2項に会計管理者が審査第1係長及び審査第2係長に専決させることとされている負担金として1万円未満の負担金が定められている）

市自身が会員となっている団体等の会費等の負担金がある。

*地方自治法

（支出負担行為）

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

なお、見分したところ対象年度の監査サンプルの中で、観光に関しては次の負担金があった。

○関門海峡観光推進協議会負担金

○長州路観光連絡会負担金

○一般社団法人山口県観光連盟会費

○おいでませ山口観光キャンペーン事業負担金

○山口県国際観光推進協議会負担金

○VISIT JAPAN トラベル&MICE マート 2023 参加負担金

○独立行政法人国際観光振興機構負担金

○特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション会費

○中国道の駅連絡会会費

6 指定管理

下関市例規集第5編 処務 第10章 その他

○下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年2月13日条例第26号

地方自治法第244条の2の第1項において「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」とされており、同条第3項で条例の定めるところにより指定管理者に管理させることができるとされている。

手続については、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例が定められ、これをふまえ下関市指定管理者制度ガイドラインが策定されている。

7 P F I

「平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく P F I 契約の締結も可能と思われるが観光に関しては締結されていない。

下関市 PFI 活用指針（令和 2 年 4 月）が策定されている。

8 財務に関するもの

下関市例規集第 8 編 財務 第 2 章 予算・会計

○下関市特別会計条例

平成 17 年 2 月 13 日条例第 85 号

（＊観光施設事業特別会計が観光施設事業のために設置されている）

下関市例規集第 8 編 財務 第 1 章 財産・契約

○ふるさとしものせき応援基金条例

平成 30 年 3 月 30 日条例第 1 号

第3章 監査の結果及び意見

1 監査の結果及び意見の定義

本報告書は、地方自治法第252条の37第5項に定められている「監査の結果に関する報告」であり、監査の結果に関しては、「結果」（本報告書では「指摘」と記載している。）及び「意見」に区分して記載している。本報告書において、これらを次のように定義した。

監査の「指摘」：法令、条例、規則等に反していると判断される事項や包括外部監査人として社会通念上適切性を欠き不当と判断した事項

監査の「意見」：「指摘」以外で、包括外部監査人として将来のために改善・検討していくことが望ましいと判断した事項

2 監査の結果及び意見の一覧

本章の「3. 監査の結果及び意見（総論）」及び「4. 監査の結果及び意見（個別事案）」に記載した指摘事項は9件、意見は33件であった。

区分	総論	個別事案	計
指摘	0	9	9
意見	3	30	33
計	3	39	42

一覧は下表のとおりであるが、具体的な内容や記載の根拠については該当する個別の項目の本文を参照されたい。

番号	指摘又は意見	内容（要約）
【総論】		
総	1	【意見】下関市補助金ガイドラインの厳格な運用について 平成29年3月に策定された下関市補助金ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、補助金の補助率を「原則として補助対象経費の2分の1以下にする」とされ、「これまでの補助金において、補助率が2分の1を超える補助金については、団体等の自立を妨げることから、団体等との間で補助対象経費の精査や自主財源の確保、拡大を促す等、補助金による成果の検証を踏まえ、補助率の逡減を検討していく」と定められている。 「観光振興と観光に関連する施策及び事業の財務事務の執行について」の本監査においても、2分の1を超える補助率が維持され続けている補助金が多数あることが分かり、当該補助率を定めた補助金交付要綱も定期的に見直しが行われているものの、ガイドラインに定める「補助率の逡減の検討」がどのようになされているのか確認できない補助金が複数確認された。 下関市補助金ガイドラインが有名無実とならないために、補助率が2分の1を超える補助金については例外的であり、補助率の逡減に向けた具体的な検討を行い（例えば、自主財源の確保

			であればどの程度の金額を目標とし、その取組みに伴う達成状況の確認作業)、当該検討記録を残すべきである。
総	2	【意見】負担金（及び補助金）を処理する場合の手続について	負担金については、法令に基づく義務的負担金と各種団体の構成又は事業に市が任意で参加し、その団体の必要経費を負担することを取り決めている任意的経費がある。「下関市財務事務のてびき」では、定義はしているが、補助金のガイドラインのような具体的なものではない。 負担金について、法令に基づく義務的負担金は別として任意のものについては負担する旨の意思決定をした際に書類は作成するとともに、負担する場合の手続を該当する所管課で定めておくことが望ましい。 さらに、負担金又は補助金の交付を受ける観光協会や連絡協議会等団体の事務局を所管課が業務として担っている場合、該当する所管課で事務及び財務処理手続を定めておくことが望ましい。
総	3	【意見】アスベスト除去作業が発生すると思慮される案件について	競争入札後業者と契約締結後にアスベストの存在が発覚し、追加工事を行っている案件が数件発生していた。 施設の休館期間内に工事を設定し、早急に施工する必要があったため、事前にアスベスト調査を行わずに執行しようとした場合等に生じたとのことである。緊急でなければ、事前に十分に調査できるとのことである。 アスベスト除去作業が発生すると思慮される建築物等の改修工事においては、事前にアスベスト調査を行い、除去作業を含めた設計ができないか検討されたい。

【個別事案】（共通する指摘、意見については、最初の同じ番号を記載している。）			
事業 No.	個別 事案 番号	指摘又は意見	内容
観光スポーツ文化部観光政策課			
No. 1	1	【意見】下関市職員の寄付金の予算化について	しものせき海峡まつり予算書「収入の部」において「寄付金 下関市職員」として800,000円が計上され、同決算書の「収入の部」において「寄付金 下関市職員」として807,600円が計上されていた。 寄付金の集め方について確認したところ、現時点では特段の問題は確認されなかったものの、あらかじめ寄付金を予算化することで、寄付金が集められる現場では予算額を上回る寄付金を確保しようとする風潮が生じることも懸念される。いうまでもなく寄付金は任意であり、事実上のノルマが生じかねない職員を対象とした寄付金の予算化は避けるべきである。
No. 2	2	【指摘】実績報告内容（収支決算書）の精査について	下関市観光イベント開催事業補助金交付要綱では、実施団体は、補助対象事業が完了したときは、下関観光イベント開催事業補助金実績報告書（成果を記載した書類、収支決算書等）を提出するものとして、海峡花火大会実行委員会から同報告書が提出されている。 しかしながら、提出された「第39回海峡花火大会決算書」を確認したところ、およそ一般の会計原則に則らない杜撰（ずさん）な内容であった。具体的には、「収入の部」には、項目欄に「海響館」「下関唐戸市場」など収入の相手方名のみ記載され勘定科目が全く記載されていないものがあったり、「支出の部」には、項目欄に「クッション仕入れ」「リストバンド」「Tシャツ」など勘定科目が全く記載されていないものがあったりした。さらに、「謝礼他 3,097,570（円）」「事務局費 6,458,889（円）」「事務委託費 4,500,000（円）」など高額かつ内訳が不明なものが散見された。このような収支計算書の記載は令和4年度分も同様であり、不適切な決算報告が常態化しているものと思われる。 また、同決算書は繰越金の記載がなかったため、原課を通じて確認したところ、3万円程度の繰越金を簿外処理しているとの不適切な会計処理も明らかになった。 下関補助金ガイドラインによれば、「補助対象事業に係る決算書」により補助金の充当状況が適正かどうかを検証することとされており

			(ガイドライン 22 頁)、決算書の記載を一般の会計原則に従ったものへ修正させる必要がある。
No. 2	3	【指摘】補助金交付必要性の抜本的見直しについて	海峡花火大会実行委員会の事務局を務める下関 21 世紀協会の決算書類を確認したところ、令和 6 年 3 月 31 日の正味財産期末合計額が 1 億 365 万 7,078 円（大部分が預金資産）と潤沢な財産があり、令和 6 年度の税引後当期正味財産増減額も 374 万 7,474 円の増加と令和 5 年度も多額の収益を確保していることが確認された。 「最低限必要な支援を行う」という補助金の基本的な考え方に鑑みれば、本補助金交付の必要性を抜本的に見直す必要がある。
No. 3	－	【指摘又は意見】	なし。
No. 4	－	【指摘又は意見】	なし。
No. 5	4	【意見】吉田観光協会の事務局の運営及び自主財源の確保について	吉田観光協会は、下関市が行った補助金の見直し作業において、①事務局を「市」の組織から外に出すことを検討すること（下関市補助金ガイドライン 18 頁）、②自主財源の更なる確保に努めるよう促すことなどが指摘されていた。 しかしながら、現在も吉田観光協会の事務局は、依然、「下関市」吉田支所内に置かれており、下関市吉田支所が市の補助金の交付を受け、市の職員が吉田観光協会の業務を担当している。そのことで、吉田観光協会として収入増加がなされず、自主財源確保に向けた状況が不明なまま補助金支出が続けられている。 引続き、吉田観光協会の運営の在り方について見直しを模索し、吉田観光協会の業務を①下関観光コンベンション協会や商工会等に引受けてもらうことを模索し、②収入増加により補助金に頼ることない自主財源の確保を努めて頂きたい。
No. 6	－	【指摘又は意見】	なし。
No. 7	5	【意見】自主財源の増加と補助率改善について	令和 5 年度しものせき観光キャンペーン事業補助金は、補助率 94.7%と高い。自主財源の増加の要請と補助率改善を求める必要がある。
No. 8	－	【指摘又は意見】	なし。
No. 9	6	【意見】正確な効果測定の実施について	原課によれば、目標値を上回る利用があったとのことであったが、ワーケーション利用者であるものの、滞在型旅行（3 泊以上）のプラン

			利用者と区別されておらず、本補助金交付の正確な効果測定がなされていなかった。本補助金交付の効果測定をするため、正確なワーケーション利用者を把握しておくべきと考えられる。
No. 10	7	【意見】補助金処理の事務局について	城下町長府時代祭り振興会の事務局の住所が、下関市の豊浦小学校（教育委員会・教育部所轄）となっていた。城下町長府時代祭り振興会の事務局は、実際には、豊浦小学校の事務員等ではなく、「長府地区まちづくり協議会」の事務局とのことであった。補助金の交付先は明確に記すべきである。
No. 11	8	【意見】負担金の負担割合等について規約や約款等での記載について	負担金については、各種団体の構成又は事業に市が任意で参加し、その団体の必要経費を負担することを取り決めている任意的経費があるとのことで（財務事務のてびき）、まさに本件はそれに該当する。 ところで、関門海峡観光推進協議会規約第10条に協議会の収入は負担金をもって充てるとの条項はあるが、そもそも各市が350万円の金額を負担するとの協定も見当たらない。ただ、負担金の根拠としては、前年度の各市の予算の議会の決議や関門海峡観光推進協議会の定時総会の予算案の決議を根拠としているとのことである。 負担金額を取り決めたことを裏付けるため、各市の負担金の負担割合等につき、関門海峡観光推進協議会の規約や約款等で明確にしておくべきと考える。
観光スポーツ文化部観光施設課			
No. 12-1	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 12-2	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 12-3	9	【意見】アスベスト除去作業が発生すると思慮される案件について	入札3回、受注業者が工事を開始しアスベスト調査を実施したところアスベストの存在が発見され、追加工事が生じている。 施設の休館期間が設定された後、工期を休館期間に合わせる必要があったため、先にアスベスト調査をする時間がなかった。緊急でなければ、事前に十分に調査できるとのことである。 アスベスト除去作業が発生すると思慮される建築物等の改修工事においては、事前にアスベスト調査を行い、除去作業を含めた設計ができないか検討されたい。

No. 13	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 14	10	【指摘】請求書の提出の遅れについて	令和4年度からの長期継続契約である。令和4年6月度の「火の山夜間人的警備業務報告書」の日付がR4.7.6となっているが、対応する請求書がR5.1.16付となっていた。 通常は、当該資料は同時に提出されてくるが、令和4年6月度分が報告書のみの提出になっていることに気づかず、数カ月経過して気づき、業者へ請求書の提出を連絡したとのことである。業者、下関市ともに、提出漏れに気づかなかったとのこと。 請求書の提出の遅れについて、当事者双方とも消し込みチェック体制を整えておくべきである。
No. 15	11	【指摘】「就業報告書」の確認印について	支出命令書（委託）に請求書、火の山パークウェイ園路清掃業務履行届及び就業報告書が添付されているが、「就業報告書」に発注者確認印（ロープウェイの職員の印）がない月（令和5年4月、5月、令和6年3月）があった。 単純な押印忘れと思われる。就業報告書の確認業務の履行にあたり確認を徹底されたい。
No. 16	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 17	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 18	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 19	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 20	12	【指摘】予定価格が499,999円の随意契約について	契約金額499,994円。予定価格は、積算して499,999円との説明だが、設計書の最後の諸経費だけ、41,545円と-1円となるよう計算しているように見受けられる。 原則は、一般競争入札であるので、下関市契約規則第19条で定める額(50万円)を超えないように予定価格を499,999円にして随意契約にするのは望ましくない。
No. 21	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 22	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 23	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 24	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 25	13	【意見】アスベスト除去作業が発生すると思慮される案件について	アスベスト除去作業が発生すると思慮される建築物等の改修工事においては、事前にアスベスト調査を行い、除去作業を含めた設計ができないか検討されたい。
No. 26	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 27	-	【指摘又は意見】	なし。

総合政策部共生イノベーション課			
No. 28	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 29	-	【指摘又は意見】	なし。
豊北総合支所			
No. 30	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 31	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 32	14	【意見】適正な指定管理料の積算について(経済性)	指定管理料の積算は、歳出合計額から利用料を控除したものである。猛暑の影響により、サイクルポートの利用者数は計画の未達となり、収入額も未達となっている。また、この状況下では、当然、人件費も抑制しており、結果として、指定管理者の当該事業収支は黒字となっている。 当該事業は、著しく稼働状況が低く採算が悪いことから、事業自体の存続の有無を検討されたい。
No. 33	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 34	15	【意見】モニタリングレポートのチェックシートの検討について	指定管理者は通常複数年に亘り市と協定を締結し、市は公の施設の管理運営が適切に行われているかモニタリング実施し、その結果を毎年度モニタリングレポートとして公表している。モニタリングレポートは、公表のチェックシートに基づき、総合的に評価して作成している。 チェックシートには、財務に関する評価項目があり、下記のような記載がなされていた。流動比率・負債比率等の財務指標に異常値、大きな前期比変化は無い異常値、大きな前期比変化がある場合その理由は何か。 株式会社ギャラリー館の決算書では、6,708千円の債務超過となっており、財務指標では異常値が発生している。但し、金融機関からの借入がなく、経営者借入であるため、この状況で、事業継続に支障をきたす状況ではないことが確認されているが、チェックシートにはこの評価の検討結果が記載されていない。 チェックシート項目を利用する際には前年踏襲ではなく、指定管理者の実態を把握したうえで、より実効的な評価を行うこととしたい。
No. 35	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 36	16	【意見】豊北町観光協会の運営の在り方及び補助金の自	豊北町観光協会は、下関市役所豊北総合支所の地域政策課に事務局が設置されており（豊北町観光協会規約第4条）、事務局長は地域政策課長があたり、会計幹事は地域振興係長がその職

		主財源確保について	にあたりとある(豊北町観光協会規約第 17 条第 2 項)。実際の事務の運営は、市の職員が担っている状況である。 上記運営状況に鑑みれば、豊北町観光協会は形式上も事実上も市の組織の一部であると言え、そのような状況にある団体に対して補助金を支出することは、実態として市が自己に対して補助金を支出しているのと同様の状況が生じていると考えられることから望ましくない。 以前から、下関市豊北地区の商工会、下関観光コンベンション協会等業務を引受けてもらうことを模索はしてきているが、実現に至っていない。 引続き、豊北町観光協会の運営の在り方について、下記の見直しを検討されたい。 ① 豊北町観光協会の外部の団体の引受け先を探す。補助金のガイダンスにもとづく自主財源確保の視点からはこちらが望まれる。 ② 直営として地域政策課の業務にする。地域の過疎化が進み、地域で観光協会の担い手がないのであればこちらも考えられる。
No. 37	-	【指摘又は意見】	なし。
豊田総合支所			
No. 38		【指摘又は意見】	なし。
No. 39		【指摘又は意見】	なし。
No. 40		【指摘又は意見】	なし。
No. 41		【指摘又は意見】	なし。
No. 42		【指摘又は意見】	なし。
豊浦総合支所			
No. 43	17	【指摘】証憑類の照合について	下関市補助金ガイドラインによれば、補助金による成果の検証として、証憑類の照合が求められている(下関市補助金ガイドライン 21 ページ)。本監査において証憑類を確認したところ、決算内容と合致することは確認できたが、収入印紙の貼付が求められる額(5 万円以上)にもかかわらず、収入印紙が貼付されていない領収書が複数確認された。 補助金の交付にあたっては、収支計算書の入手と実績報告の入手に合わせて、領収証、請求書等の証憑類との照合も実施されたい。
No. 44	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 45	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 46	18	【意見】ポータルサイトの制作目的に	閲覧数の目標を「アクセス数 10,000 件/年(833 件/月)」と定め、当初 4 か月(令和 6 年

		合致した効果測定について	8月～同年11月)のアクセス数が4,130件(達成率123.9%)であったとのことであった。 もっとも、本ポータルサイトは、単純な観光客向けのサイトではなく(観光客向けサイトは下関市公式観光サイトのほか、「豊浦町観光協会」「川棚温泉観光協会」がある。)、交流人口・関係人口・定住人口の増加をも目的としたものであり、制作目的に合致した効果測定を行う必要がある。目的たる定住人口の推移など複数の目標値を設定して総合的に効果測定を検討すべきである。
No. 47	19	【意見】一者随意契約の慎重な検討について	一者随意契約を選択した詳細な理由が残されており、本件契約の「特殊性」は一応理解できるものである。 しかしながら、下関市随意契約ガイドラインによれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用にあたっては、特殊性のみならず、「公正性(その他の業者の参加機会を不当に排除していないか、競争原理が働かずに不利な条件での契約が強いられないか)」を明確にし、透明性を確保することも求められている。このような観点からの検討がなされたか、なされたのであればその検討過程についても言及することを検討されたい。
菊川総合支所			
No. 48	20	【意見】菊川町観光協会の運営の在り方について	菊川町観光協会は、下関市役所菊川総合支所内に事務局が設置されており、実際の事務の運営は市の担当課の職員が担っている状況である。 上記運営状況に鑑みれば、菊川町観光協会は事実上市の組織の一部であると言え、そのような状況にある団体に対して負担金を支出することは、実態として市が自己に対して負担金を支出しているのと同様であると考えられることから望ましくない。 実態として市が自己に対して負担金を支出しているのと同様の状況が生じていることを回避するために、例えば下関市・山口県農協・下関市商工会が出資する第3セクターの会社である菊川町まちづくり株式会社に事務局を設置するなど、菊川町観光協会の運営の在り方について見直しを検討されたい。
No. 49	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 50	21	【意見】入札参加者	令和5年度菊川自然活用村環境整備工事に係る入札は条件付一般競争入札により実施され

		数増加に向けた取組みについて	ており、旧豊浦郡4町に本店があることが条件となっている。 実際の入札においては1者のみの参加となっており、入札が本来予定している競争原理に基づいていない状況であった。 条件を、下関市内に本店がある事業者などに拡大し、他の事業者の入札への参加が容易になるか否かを検討されたい。
No. 51-1	22	【意見】プロポーザル審査委員会の委員構成について	受託事業者候補を選定するプロポーザル審査委員会の委員は、市の職員5名で構成されており、委員による項目ごとの採点結果を集計して候補者が選定されている。 しかし、地域資源を活用した新商品開発戦略策定業務においては、新商品の開発に関する経験や専門知識の活用が必要になる場合があると考えられ、これらの経験や専門知識を有する者がプロポーザル審査委員会の委員に加わることでより詳細にプロポーザルの内容を審査することが可能と考えられる。 受託事業者候補を選定するプロポーザル審査委員会の委員には、市外部の民間事業者や学識経験者などの参加を検討されたい。
No. 51-2	23	【指摘】再委託手続の合規性について	委託先事業者が業務完了報告書に添付して市に提出した無線LANアクセスポイント設置工事【新設・増設】AP工事・試験完成報告書を閲覧したところ、施工会社としてA社（NTTブロードバンドプラットフォーム株式会社）の記載があり、また同報告書に記載の基本情報の項目には、総合調整・折衝会社及び施行会社としてB社（株式会社NTTフィールドテクノ）の記載があった。 令和5年9月1日付けで市と委託先事業者との間で作成された契約書の第4条では、業務を第三者に再委託するにはあらかじめ市の書面による承認を受けなければならない旨が規定されているが、市は同上に規定に基づいた書面による承認を行っていなかった。 市は、委託先事業者の業務の実施体制を確認し、契約書の規定に基づいた再委託に関する手続を実施すべきである。
No. 51-3	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 51-4	-	【指摘又は意見】	なし。

No. 51 -5	24	【意見】業務等委託 検査調書の記載に ついて	市は、委託業務の履行確認を行うために検査職員を指名し、検査職員は委託業務が適切に実施されていることを確認した後に業務等委託検査調書を作成している。 歌野景観整備（アジサイ植栽）業務に係る業務等委託検査調書を閲覧したところ、「検査の意見」の欄に「良好」とのみ記載されており、具体的にどのように検査を実施したのかが明らかではなかった。 そこで、委託業務の履行確認方法について市の担当者に質問したところ、現地確認を行い、履行状況を確認したとの回答を得た。 業務等委託検査調書には、検査の結果だけではなく、どのように検査を実施したのかについても合わせて記載し、委託業務の履行確認方法を明確にされたい。
No. 51 -6	25	【意見】業務等委託 検査調書の記載に ついて	市は、委託業務の履行確認を行うために検査職員を指名し、検査職員は委託業務が適切に実施されていることを確認した後に業務等委託検査調書を作成している。 歌野景観整備（ツバキ植栽）業務に係る業務等委託検査調書を閲覧したところ、「検査の意見」の欄に「良好」とのみ記載されており、具体的にどのように検査を実施したのかが明らかではなかった。 そこで、委託業務の履行確認方法について市の担当者に質問したところ、現地確認を行い、履行状況を確認したとの回答を得た。業務等委託検査調書には、検査の結果だけではなく、どのように検査を実施したのかについても合わせて記載し、委託業務の履行確認方法を明確にされたい。
No. 51 -7	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 51 -8	26	【意見】業務等委託 検査調書の記載 について	市は、委託業務の履行確認を行うために検査職員を指名し、検査職員は委託業務が適切に実施されていることを確認した後に業務等委託検査調書を作成している。 歌野の桜ライトアップ照明取付等業務に係る業務等委託検査調書を閲覧したところ、「検査の意見」の欄に「良好」とのみ記載されており、具体的にどのように検査を実施したのかが明らかではなかった。 そこで、委託業務の履行確認方法について市の担当者に質問したところ、現地確認を行い、履行状況を確認したとの回答を得た。

			業務等委託検査調書には、検査の結果だけではなく、どのように検査を実施したのかについても合わせて記載し、委託業務の履行確認方法を明確にされたい。
No. 51 -9	27	【意見】業務等委託検査調書の記載について	市は、委託業務の履行確認を行うために検査職員を指名し、検査職員は委託業務が適切に実施されていることを確認した後に業務等委託検査調書を作成している。 ただし、契約金額が 50 万円を超えない契約である場合などには契約代金の請求書又は関係帳票類に検査済の旨及び検査の日付を記入し、記名することによって、検査調書の作成に代えることができることとされており（契約規則第 36 条の 4）、菊川自然活用村 W i - F i 運営保守管理業務においても検査調書の作成は省略され、成果報告書に該当する「業務完了通知書」に「検査済」の文言、検査を実施した日付及び検査職員名が記載されていたものの、具体的にどのように検査を実施したのかが明らかではなかった。 そこで、委託業務の履行確認方法について市の担当者に質問したところ、設置している W i - F i の履行確認については職員が現場にて携帯電話により機器へ接続し利用者数等の確認を実施し、履行状況を確認したとの回答を得た。 履行確認の検査時には、検査を実施した旨だけではなく、どのように検査を実施したのかについても合わせて記載し、委託業務の履行確認方法を明確にされたい。
No. 51 -10	28	【指摘】再委託手続の合規性について	委託先事業者が市に提出したプロポーザル資料を閲覧したところ、実施体制の項目において、実施体制の図には旅行事業者やデザイナー・クリエイターの記載があり、また文章中に地元の事業者を中心に各分野に精通した体制を構築との記載があった。 令和 5 年 12 月 1 日付けで市と委託先事業者との間で作成された契約書の第 6 条では、業務を第三者に再委託するにはあらかじめ市の書面による承認を受けなければならない旨が規定されているが、市は同条の規定に基づいた書面による承認を行っていなかった。 市は、委託先事業者の業務の実施体制を確認し、契約書の規定に基づいた再委託に関する手続を実施すべきである。

No. 51 -10	29	【意見】 市営宿舎 サングリーン菊川 の運営について	菊川の宿泊施設であるサングリーン菊川は、市の宿泊施設でありサングリーン菊川に対する観光施設特別会計の歳入・歳出で計上されている。この委託支援業務は、利用率の悪化しているサングリーン菊川（指定管理者）宿泊施設利用促進を目的としているものである。 利用率が向上しなければ、市営宿舎サングリーン菊川運営について、更なる検討が必要になると思われる。
No. 51 -11	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 51 -12	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 51 -13	-	【指摘又は意見】	なし。
No. 51 -14	30	【意見】菊川おもて なし実行委員会の 運営の在り方につ いて	菊川おもてなし実行委員会は、下関市役所菊川総合支所地域政策課内に事務局が設置されており、また事務局長は下関市役所菊川総合支所地域政策課長が就任している。そのため、実際の事務の運営は市の担当課の職員が担っている状況である。 上記運営状況に鑑みれば、菊川おもてなし実行委員会は事実上市の組織の一部であると言え、そのような状況にある団体に対して負担金を支出することは、実態として市が自己に対して負担金を支出しているのと同様であると考えられることから望ましくない。 実態として市が自己に対して負担金を支出しているのと同様の状況が生じていることを回避するために、例えば実行委員会方式を止め市が直接代替の会議を実施する、あるいは他の委員の事業所に事務局を設置するなど、菊川おもてなし実行委員会の運営の在り方について見直しを検討されたい。
No. 52 -1	31	【意見】履行の確 認方法について(合 規性、経済性)	市は、月次で実績報告書とともに作業日報の提出を受けているが、作業日報には時間の実績集計が行われていなかった。 見積の妥当性の評価及び翌年度の予算見積の評価を適正に行うためにも、作業時間の把握を記録として残すことを検討されたい。
No. 52 -1、2、 3	32	【意見】随意契約に おける見積り合せ に係る見積書の徴	下関市契約規則第 23 条第 1 項において、「随意契約によろうとするときは、なるべく 2 者以上から見積書を徴さなければならない。」と規

		取について(経済性)	定されており、これは随意契約においても価格決定に競争の原理を取り入れ経済性を確保しようとする趣旨と考えられる。 しかしながら、菊川地区観光施設管理運営業務においてサンプル抽出した契約は、予定価格の積算に際して徴取する見積書において、見積書の徴取先が1者のみとなっているものばかりであった。 予定価格の適正な積算は、公平性、経済性及び競争性を確保する上で重要であるため、今後は、予定価格の積算に際して徴取する見積書においても、極力2者以上から見積書を徴取するよう、より一層努力されたい。
No. 52 -1、2、3	33	【意見】適正な予定価格の積算について(経済性)	積算の前提となる根拠が実態と乖離している積算となっているもの(1日の作業時間の見積りが実績報告書等の資料から推定される実績時間と異なる。)があった。 これは、外部委託業務の実績報告書その他の書類(以下「実績報告書等」という。)の提出を受けているにもかかわらず、これら実績の分析・検討が十分に行われていないことが要因の一つとして考えられる。 今後は、日常の執務を行う中において、委託した業務に関する情報収集を行うとともに、実績報告書等の記載内容について分析・検討を行い、担当者が予定価格の積算に利用し得ると考えられる項目を追加するなど、次年度以降の適正な予定価格の積算の根拠として活用できるよう必要に応じて実績報告書等に記載すべき内容について見直しを図られたい。
No. 52 -2	34	【意見】履行の確認方法について(合規性、経済性)	市は、月次で実績報告書とともに作業日報の提出を受けているが、作業日報には時間の実績集計が行われていなかった。 見積の妥当性の評価及び翌年度の予算見積の評価を適正に行うためにも、作業時間の把握を記録として残すことを検討されたい。
No. 52 -3	35	【指摘】年度実施計画書の徴取について(合規性)	ほほえみの小径管理業務に係る仕様書の「5.各種報告等の作成・提出 (1)年度実施計画書」において、契約締結後速やかに年度業務計画書を提出しなければならない旨が規定されているが、実際には徴取されていなかった。 仕様書も委託契約の一部を構成していることから、契約の適切な履行のため、仕様書に従い委託先事業者に対して年度実施計画書を徴求すべきである。

No. 52 -3	36	【意見】履行の確認方法について(合規性、経済性)	契約の履行確認は、受託事業者が実績報告書及び現場の写真を市に提出し、市の担当者が報告書等を閲覧することによって確認している。 ほほえみの小径管理業務において、市が提出を受けた写真の中には月次で提出を受けているものがあるが、日付が確認できないものがあり、また同一の写真が使用されていると思われるものがあった。 委託業務が適切に実施されていることを確かめるために、月次の報告の際に実績報告書や添付の写真などを慎重に確認するとともに必要に応じて清掃現場を視察するなど、履行確認を徹底すべきである。
No. 52 -3	37	【意見】履行の確認方法について(合規性、経済性)	市は、月次で実績報告書とともに作業日報の提出を受けているが、作業日報には時間の実績集計が行われていなかった。 見積の妥当性の評価及び翌年度の予算見積の評価を適正に行うためにも、作業時間の把握を記録として残すことを検討されたい。
No. 52 -3	38	【意見】入札参加者数増加に向けた取組みについて(経済性)	令和5年度におけるほほえみの小径管理業務に係る入札は条件付一般競争入札により実施されたが、実際の入札においては1者のみの参加となっており、競争入札が本来予定している競争原理が働いていない状況であった。 条件を緩和するなどし、他の事業者の入札への参加が容易になるか否かを検討されたい。
No. 52 -4	39	【意見】履行の確認方法について(合規性、経済性)	市は、月次で実績報告書とともに作業日報の提出を受けているが、作業日報には時間の実績集計が行われていなかった。 見積の妥当性の評価及び翌年度の予算見積の評価を適正に行うためにも、作業時間の把握を記録として残すことを検討されたい。

3 監査の結果及び意見（総論）

総論 1 【意見】 下関市補助金ガイドラインの厳格な運用について

平成 29 年 3 月に策定された下関市補助金ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、補助金の補助率を「原則として補助対象経費の 2 分の 1 以下にする」とされ、「これまでの補助金において、補助率が 2 分の 1 を超える補助金については、団体等の自立を妨げることから、団体等との間で補助対象経費の精査や自主財源の確保、拡大を促す等、補助金による成果の検証を踏まえ、補助率の逡減を検討していく」と定められている。

「観光振興と観光に関連する施策及び事業の財務事務の執行について」の本監査においても、2 分の 1 を超える補助率が維持され続けている補助金が多数あることが分かり、当該補助率を定めた補助金交付要綱も定期的に見直しが行われているものの、ガイドラインに定める「補助率の逡減の検討」がどのようになされているのか確認できない補助金が複数確認された。

下関市補助金ガイドラインが有名無実とならないために、補助率が 2 分の 1 を超える補助金については例外的であり、補助率の逡減に向けた具体的な検討を行い（例えば、自主財源の確保であればどの程度の金額を目標とし、その取組みに伴う達成状況の確認作業）、当該検討記録を残すべきである。

1 補助金とは

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)において、公益上の必要性がある場合に補助することができる」とされている。

地方自治法（抜粋） （寄附又は補助） 第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。
--

一般的に、補助金とは、市が特定の事業・活動を助長・奨励するために公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なくして支出するものとされている。

2 下関市における補助金見直しの経過

(1) 平成 24 年度下関市包括外部監査においては、「一般会計における補助金及び交付金の事務の執行について」として補助金がテーマとされ、指摘事項又は意見が付記される補助金は 44 件であった。

(2) 下関市は「財政健全化プロジェクト」に基づき、その取組み項目の一つである「補助金等の見直し」として、「補助金等の見直しに係る指針」を策定するとともに、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間、補助金の見直し作業を進めてきた。見直し結果は概要次のとおりである。

年度	終了	見直し	継続	合計
平成 26 年度	8 件	29 件	14 件	51 件
平成 27 年度	10 件	110 件	22 件	142 件
平成 28 年度	6 件	62 件	55 件	123 件

内容は多岐に渡るが、「補助金交付先団体の事務局を市の組織内に置いているもの」「繰越金が計上されているなど、補助金の必要性に疑問があるもの」などが指摘されている。

(3) 下関市は、前記(1)の包括外部監査結果及び前記(2)の補助金見直し作業を踏まえ、「下関市補助金ガイドライン」を策定した。

同ガイドラインでは補助金に関する基本的な考え方(公益性、適格性)や体系別の考え方(運営費、事業費)が示されるとともに、補助金の制度設計にあたって、①補助の目的の明確化、②補助対象経費、③補助率、④単価を積算根拠とする補助金、⑤上乗せ補助等、⑥少額補助、⑦全額補助、⑧団体等の事務局の取扱い、⑨各種法令等の遵守、⑩終期の設定が定められている。

また、補助金による成果の検証として、①証憑類の照合、②決算書、③繰越金、④実績報告、⑤自主財源確保に向けた団体等に対する指導、⑥指標の検証が定められている。

総論 2【意見】負担金(及び補助金)を処理する場合の手続について

負担金については、法令に基づく義務的負担金と各種団体の構成又は事業に市が任意で参加し、その団体の必要経費を負担することを取り決めている任意的経費がある。「下関市財務事務のてびき」では、定義はしているが、補助金のガイドラインのような具体的なものではない。

負担金について、法令に基づく義務的負担金は別として任意のものについては負担する旨の意思決定をした際に書類は作成するとともに、負担する場合の手続を該当する所管課で定めておくことが望ましい。

さらに、負担金又は補助金の交付を受ける観光協会や連絡協議会等団体の事務局を所管課が業務として担っている場合、該当する所管課で事務及び財務処理手続を定めておくことが望ましい。

総論 3【意見】アスベスト除去作業が発生すると思慮される案件について

競争入札後業者と契約締結後にアスベストの存在が発覚し追加工事を行っている案件が数件発生していた。

施設の休館期間内に工事を設定し、早急に施工する必要があったため、事前にアスベスト調査を行わずに執行しようとした場合等に生じたとのことである。緊急でなければ、事前に十分に調査できるとのことである。

アスベスト除去作業が発生すると思慮される建築物等の改修工事においては、事前にアスベスト調査を行い、除去作業を含めた設計ができないか検討されたい。

4 監査の結果及び意見（個別事案）

個別事案に関する監査の結果及び意見は、個別事案ごとに以下の構成の表と【指摘又は意見】で記載している。

<観光スポーツ文化部観光政策課>

No. 1 下関市観光イベント開催事業補助金（しものせき海峡まつり）

R5 負担金補助及び交付金

補助金の概要

①	小事業名称	観光宣伝業務
②	補助金等（契約）名称	令和5年度下関市観光イベント開催事業補助金（しものせき海峡まつり）
③	補助金等の交付先	しものせき海峡まつり実行委員会 実行委員長 阿部隆昌
④	補助金等の負担金額（円）	5,410,000 円
⑤	補助金等の対象金額	20,312,203 円（事業費、役務費、需用費、委託料など）
⑥	補助割合	26.6%（補助率 50%以内）

【補助金等の説明】

1. 本事業は、下関観光イベント開催事業補助金交付要綱第4条の補助対象事業である「しものせき海峡まつり」に対する補助金である（同条1号）。
2. 「しものせき海峡まつり」は、ゴールデンウィーク期間中に行われる①先帝祭、②源平まつり、③八丁浜総踊りの3つの祭りによって構成されている。そのため、これら3つの祭りにはそれぞれ実行委員会が存在し、「しものせき海峡まつり実行委員会」が3つの実行委員会を集約する役割を担っている。「しものせき海峡まつり実行委員会」は、各実行委員会から祭りの収益を協賛金として集め、一方で、各祭りに事業費として交付するほか、一括して広報を行うという特徴がある。

【意見】下関市職員の寄付金の予算化について

しものせき海峡まつり予算書「収入の部」において「寄付金 下関市職員」として800,000円が計上され、同決算書「収入の部」において「寄付金 下関市職員」として807,600円が計上されていた。

寄付金の集め方について確認したところ、現時点では特段の問題は確認されなかったものの、あらかじめ寄付金を予算化することで、寄付金が集められる現場では予算額を上回る寄付金を確保しようとする風潮が生じることも懸念される。いうまでもなく寄付金は任意であり、事実上のノルマが生じかねない職員を対象とした寄付金の予算化は避けるべきである。

No. 2 下関市観光イベント開催事業補助金（海峡花火大会）

R5 負担金補助及び交付金

補助金の概要

①	小事業名称	観光宣伝業務
②	補助金等（契約）名称	令和5年度下関市観光イベント開催事業補助金（海峡花火大会）
③	補助金等の交付先	海峡花火大会実行委員会 乙部浩正
④	補助金等の負担金額(円)	5,921,000 円
⑤	補助金等の対象金額	14,000,000 円（委託費：花火打上費用）
⑥	補助割合	42.3%（補助率 50%以内）

【補助金等の説明】

1. 本事業は、下関観光イベント開催事業補助金交付要綱第4条の補助対象事業である「関門海峡花火大会」に対する補助金である（同条第2号）。

補助対象費目については、委託費（花火打上費用）に対するものであり、補助率は42.3%で50%以内とはなっている。

2. 補助金の交付先は海峡花火実行委員会であるが、事務局は下関市の出資法人である「一般財団法人下関21世紀協会（以下「下関21世紀協会」という。）」が担っているものである（海峡花火大会実行委員会の所在地は「一般財団法人下関21世紀協会内」であり、実行委員長も下関21世紀協会の理事が担当している。）。

【指摘】実績報告内容（収支決算書）の精査について

下関市観光イベント開催事業補助金交付要綱では、実施団体は、補助対象事業が完了したときは、下関観光イベント開催事業補助金実績報告書（成果を記載した書類、収支決算書等）を提出するものとして、海峡花火大会実行委員会から同報告書が提出されている。

しかしながら、提出された「第39回海峡花火大会決算書」を確認したところ、およそ一般の会計原則に則らない杜撰（ずさん）な内容であった。具体的には、「収入の部」には、項目欄に「海響館」「下関唐戸市場」など収入の相手方名のみ記載され勘定科目が全く記載されていないものがあつたり、「支出の部」には、項目欄に「クッション仕入れ」「リストバンド」「Tシャツ」など勘定科目が全く記載されていないものがあつたりした。さらに、「謝礼他 3,097,570（円）」「事務局費 6,458,889（円）」「事務委託費 4,500,000（円）」など高額かつ内訳が不明なものが散見された。このような収支計算書の記載は令和4年度分も同様であり、不適切な決算報告が

常態化しているものと思われる。

また、同決算書は繰越金の記載がなかったため、原課を通じて確認したところ、3万円程度の繰越金を簿外処理しているとの不適切な会計処理も明らかになった。下関市補助金ガイドラインによれば、「補助対象事業に係る決算書」により補助金の充当状況が適正かどうかを検証することとされており（ガイドライン22頁）、決算書の記載を一般の会計原則に従ったものへ修正させる必要がある。

【指摘】補助金交付必要性の抜本的見直しについて

海峡花火大会実行委員会の事務局を務める下関21世紀協会の決算書類を確認したところ、令和6年3月31日の正味財産期末合計額が1億365万7,078円（大部分が預金資産）と潤沢な財産があり、令和6年度の税引後当期正味財産増減額も374万7,474円の増加と令和5年度も多額の収益を確保していることが確認された。

「最低限必要な支援を行う」という補助金の基本的な考え方に鑑みれば、本補助金交付の必要性を抜本的に見直す必要がある。

No. 3 下関市観光イベント開催事業補助金（馬関まつり）

R5 負担金補助及び交付金

補助金の概要

①	小事業名称	観光宣伝業務
②	補助金等（契約）名称	令和5年度下関市観光イベント開催事業補助金（馬関まつり）
③	補助金等の交付先	馬関まつり推進協議会 会長 田尾繁太
④	補助金等の負担金額（円）	6,401,000円
⑤	補助金等の対象金額	14,727,251円 （報償費、委託料、消耗品費など）
⑥	補助割合	43.5%（補助率50%以内）

【補助金等の説明】

1. 本事業は、下関観光イベント開催事業補助金交付要綱第4条の補助対象事業である「馬関まつり」に対する補助金である（同条第3号）。
2. 「馬関まつり」には、歴史的経過から、別途「馬関まつり実行委員会」も存在するが、補助金の交付先である馬関まつり推進協議会は、「馬関まつり実行委員会」も集約した組織として稼働している。

【指摘又は意見】

なし。

No. 4 下関観光コンベンション協会補助金**R5 負担金補助及び交付金**

補助金の概要

①	小事業名称	コンベンション誘致促進業務
②	補助金等（契約）名称	令和5年度一般社団法人下関観光コンベンション協会事業補助金
③	補助金等の交付先	一般社団法人下関観光コンベンション協会 会長 富永洋一
④	補助金等の負担金額（円）	27,232,000 円
⑤	補助金等の対象金額	42,002,042 円
⑥	補助割合	69.2%（補助率 80%以内）

【補助金等の説明】

1. 本事業は、一般社団法人下関観光コンベンション協会が実施する地域の観光振興の強化及び充実のため、地域の特性を生かした観光客誘致活動やコンベンション誘致等に係る事業費の一部を助成するものである。
具体的には、①観光客誘致推進事業（25,844,116 円）、②コンベンション誘致促進事業（13,099,741 円）、③M I C E強化（3,058,185 円）の3事業からなる。
2. 一般社団法人下関観光コンベンション協会事業補助金交付要綱が定められ、同要綱に基づき補助金が交付されているものである。

【指摘又は意見】

なし。

No. 5 吉田観光協会補助金**R5 負担金補助及び交付金**

補助金の概要

①	小事業名称	観光宣伝業務
②	補助金等（契約）名称	令和5年度下関市観光振興団体事業補助金について（吉田観光協会）

③	補助金等の交付先	吉田観光協会 会長 神田善弘
④	補助金等の負担金額 (円)	220,190 円
⑤	補助金等の対象金額	576,192 円
⑥	補助割合	38.2% (補助率 50%以内)

【補助金等の説明】

1. 本事業は、下関の観光地の1つである吉田地区における観光事業の振興を図るとともに、文化・歴史の保護育成に努め、地域の活性化に貢献している「吉田観光協会」に補助金を交付するものである。

「吉田観光協会」は観光事業に伴う収入は会費によるところが大きく、財源の確保が困難な状況にある。

2. 下関市観光振興団体事業補助金交付要綱が定められ、同要綱に基づき補助金が交付されているものである。

【意見】吉田観光協会の事務局の運営及び自主財源の確保について

吉田観光協会は、下関市が行った補助金の見直し作業において、①事務局を「市」の組織から外に出すことを検討すること（下関市補助金ガイドライン 18 頁）、②自主財源の更なる確保に努めるよう促すことなどが指摘されていた。

しかしながら、現在も吉田観光協会の事務局は、依然、「下関市」吉田支所内に置かれており、下関市吉田支所が補助金の交付を受け、市の職員が吉田観光協会の業務を担当している。そのことで、吉田観光協会として収入増加が為されず、自主財源確保に向けた状況が不明なまま補助金支出が続けられている。

引続き、吉田観光協会の運営の在り方について見直しを模索し、吉田観光協会の業務を①下関観光コンベンション協会や商工会等に引受けてもらうことを模索し、②収入増加により補助金に頼ることない自主財源の確保を努めて頂きたい。

No. 6 長府観光協会補助金

R5 負担金補助及び交付金

補助金の概要

①	小事業名称	観光宣伝業務
②	補助金等（契約）名称	令和 5 年度下関市観光振興団体事業補助金について（長府観光協会）
③	補助金等の交付先	長府観光協会 会長 上野健一

④	補助金等の負担金額 (円)	430,680 円
⑤	補助金等の対象金額	936,308 円
⑥	補助割合	46.0% (補助率 50%以内)

【補助金等の説明】

1. 本事業は、下関の観光地の1つである長府地区における観光事業の振興を図るとともに、文化・歴史の保護育成に努め、地域の活性化に貢献している「長府観光協会」に補助金を交付するものである。

「長府観光協会」は観光事業に伴う収入は会費によるところが大きく、財源の確保が困難な状況にある。

2. 下関市観光振興団体事業補助金交付要綱が定められ、同要綱に基づき補助金が交付されているものである。

【指摘又は意見】

なし。

No.7 しものせき観光キャンペーン補助金

R5 負担金補助及び交付金

補助金の概要

①	小事業名称	観光宣伝業務
②	補助金等（契約）名称	令和5年度しものせき観光キャンペーン事業補助金
③	補助金等の交付先	しものせき観光キャンペーン実行委員会 会長 富永洋一
④	補助金等の負担金額 (円)	26,042,000 円
⑤	補助金等の対象金額	27,680,586 円
⑥	補助割合	94.1% (補助率 95%以内)

【補助金等の説明】

1. 本事業は、①観光に関する宣伝及び観光客誘致（4,014,249 円）、②観光に関する情報の収集及び提供（6,175,735 円）、③観光客受入体制の整備の推進（9,301,422 円）、④着地型観光の推進（7,581,691 円）、⑤国際観光の推進（192,680 円）、⑥ロケツーリズムの推進（199,990 円）など観光施策全般にわたる。
2. しものせき観光キャンペーン実行委員会事業補助金交付要綱が定められ、同要綱に

基づき補助金が交付されているものである。

【意見】 自主財源の増加と補助率改善について

令和5年度しものせき観光キャンペーン事業補助金の補助率94.1%と高い。自主財源の増加の要請と補助率改善を求める必要がある。

No.8 テイストオブ下関推進事業費補助金

R5 負担金補助及び交付金

補助金の概要

①	小事業名称	観光宣伝業務
②	補助金等（契約）名称	令和5年度テイストオブ下関推進事業費補助金
③	補助金等の交付先	光がつなぐ、煌めく食と歴史の下関実行委員会 会長 富永洋一
④	補助金等の負担金額（円）	7,000,000 円
⑤	補助金等の対象金額	10,023,097 円
⑥	補助割合	69.8%（補助率95%以内）

【補助金等の説明】

1. 本事業は、「三つの日本一ふく、くじら、あんこう祭り」を実施することにより、「食の宝庫下関」のさらなる認知度向上を図り、下関市への誘客促進並びに地域のブランド化につなげ、宿泊・飲食・観光関連事業者の活性化を図るものである。
2. テイストオブ下関推進事業費補助金交付要綱が定められ、同要綱に基づき補助金が交付されているものである。

【指摘又は意見】

なし。

No.9 下関市ワーケーション受入環境整備事業費補助金

R5 負担金補助及び交付金

補助金の概要

①	小事業名称	観光イメージアップ補助金
②	補助金等（契約）名称	下関市ワーケーション受入環境整備事業費補助金（株式会社寿美れ） 下関市ワーケーション受入環境整備事業費補助金（有限会

		社小天狗)
③	補助金等の交付先	①株式会社寿美れ ②有限会社小天狗
④	補助金等の負担金額 (円)	① 466,000 円 ② 103,000 円
⑤	補助金等の対象金額	① 933,637 円 ② 207,664 円
⑥	補助割合	① 50% (補助率 50%以内) ② 50% (補助率 50%以内)

【補助金等の説明】

1. 本事業は、滞在型旅行（3泊以上）に係る宿泊プランの造成に取り組む宿泊事業者に対し、ワーケーション（観光地など普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得等を行う考え方や仕組み）受入環境整備の一部を補助するものである。

具体的には、①ワーキングスペースへの必要備品の購入、②ではWi-Fi環境等の整備及びワーキングスペースへの必要備品の購入が対象となっている。

2. 下関市ワーケーション受入環境整備事業費補助金交付要綱が定められ、同要綱に基づき補助金が交付されているものである。

【意見】正確な効果測定の実施について

原課によれば、目標値を上回る利用があったとのことであったが、ワーケーション利用者であるものの、滞在型旅行（3泊以上）のプラン利用者と区別されておらず、本補助金交付の正確な効果測定がなされていなかった。本補助金交付の効果測定をするため、正確なワーケーション利用者を把握しておくべきと考えられる。

No. 10 令和4年度 観光需要回復事業費補助金(城下町長府時代祭り振興会)

R4負担金補助及び交付金

補助金の概要

①	小事業名称	観光イメージアップ補助金
②	補助金等（契約）名称	観光需要回復事業費補助金の支出について(城下町長府時代祭り振興会)
③	補助金等の交付先	城下町長府時代祭り振興会 理事長 緒方 聖雄
④	補助金等の負担金額 (円)	2,338,000 円
⑤	補助金等の対象金額	3,508,105 円

⑥	補助割合	66.6% (2/3)
---	------	-------------

【補助金等の説明】

1. 本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による観光需要減少からの早期回復を目指すため、観光需要回復事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により観光需要回復事業計画認定審査委員会において審査を行った結果を踏まえ、同要綱に基づく補助事業の事業計画として認定済である。ただ、補助率50%を超えている。
2. 補助金の支出は令和4年度で単年度のみ支出である。令和5年度は長府観光協会も実績報告書でイベント（主催・共催・協力）の報告で城下町長府時代祭りを記載しているが、イベントの協力程度の関与とのことであった。
3. 城下町長府時代祭り振興会；所在地が下関市長府亀の甲2-2-1（下関市立豊浦小学校内）となっていた。下関市の教育委員会（教育部）所轄の豊浦小学校に長府地区まちづくり協議会の事務局がある。
当該「長府地区まちづくり協議会」は教育委員会から余裕教室の使用許可を得て小学校内に事務所をおいているとのことであった。

【意見】補助金処理の事務局について

城下町長府時代祭り振興会の事務局の住所が、下関市の豊浦小学校（教育委員会・教育部所轄）となっていた。城下町長府時代祭り振興会の事務局は実際には、豊浦小学校の事務員等ではなく、「長府地区まちづくり協議会」の事務局とのことであった。補助金の交付先は明確に記すべきである。

No. 11 関門海峡観光推進協議会負担金

R5 負担金補助及び交付金-負担金

負担金の概要

補助金等の名称	令和 5 年度関門海峡観光推進協議会負担金					
根拠法令要綱等	関門海峡観光推進協議会規約第 10 条					
目的・趣旨等	1. 関門海峡観光推進協議会は、関門海峡を中心とする関門地域の観光振興を推進するため、行政の枠組みを超えた強力な共同組織となり、地域内の観光宣伝事業と観光関連事務の連絡調整等を行うことを目的に、平成 9 年 6 月 1 日結成された。下関市・北九州市・山口県で構成される。 2. 令和 5 年度関門海峡観光推進協議会負担金一覧表 <table><tr><td>下関市</td><td>3, 500, 000 円</td></tr><tr><td>北九州市</td><td>3, 500, 000 円</td></tr></table>		下関市	3, 500, 000 円	北九州市	3, 500, 000 円
下関市	3, 500, 000 円					
北九州市	3, 500, 000 円					
交付先名	関門海峡観光推進協議会 事務局長 津森 広之 (下関市観光スポーツ文化観光政策課)					

負担金総額	7,000,000 円
負担金の額	3,500,000 円
負担率	50.0%

1. 令和 5 年度事業報告より負担金事業の内容

(1) 観光客周遊促進事業

①ボランティアガイドによるガイドサービス

門司港エリアを散策するコース 60 人 ※令和 4 年実績 79 人(計 50 回) 実施日
令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 毎週土曜日 計 50 回・下関エリアを散策
するコース 99 人 ※令和 4 年実績 114 人(計 6 回)

②JR 九州ウォークガイドサービス 新規

J R 門司港駅主催の関門エリアの周遊ウォーキングイベント にて、参加者へ
のおもてなしとして巖流島でのガイドによる観光案内を実施した。

実施日:令和 5 年 4 月 8 日(土)

場所:下関市、北九州市門司区、巖流島

主催:JR 九州門司港駅

参加者数:1,500 名

③関門まちかどジャズ協賛

関門に息づく「ジャズ」の香りを継承しながら、演奏者、観覧者、地域の
人々が有意義に楽しめる 音楽イベントを実施。

実施日:令和 5 年 10 月 21 日～22 日

場所:門司港レトロハーバーデッキ

④巖流島リレーマラソン協賛

巖流島イベント実行委員会主催の「第 11 回巖流島リレー マラソン」に協賛金
を交付した。

実施日:令和 5 年 4 月 16 日(日)

場所:巖流島

主催:巖流島イベント実行委員会

(株式会社プロジェクトクリック)

申込者数:34 チーム、266 名

※令和 4 年度実績:29 チーム、202 名

⑤関門トンネル人道関連事業

・記念スタンプ作成

下関側・門司港側の両側の半円スタンプを押すと円形の 1 つイラストが完成
する記念スタンプについて、経年劣化に伴い持ち手部分が破損したため、新し
いものを作成。

・「関門 TOPPA! 記念証」増刷

在庫減による増刷を行った。

【増刷部数】 武蔵・小次郎バージョン 40,000 枚

⑥韓国セールス

韓国からの旅行者の拡大を図るため、現地旅行会社へ関門エリアの観光情報や
補助事業などを直接 PR し旅行商品造成を促すため、韓国光州の旅行業者を 10 社
訪問した。

実施日:令和 5 年 12 月 19 日(火)～23 日(土)

場所:韓国(光州)務安郡

⑦ノベルティ制作

令和2年度に作成したてぬぐいの在庫が減少したため、800枚作成した。
イベント参加時などに、関門エリアのPRノベルティ(記念品、認知拡大のための無料配布品)として活用する。

【制作数】てぬぐい800枚

⑧関門海峡観光推進協議会団体旅行支援

関門エリアへ団体旅行の誘客を行った22社(営業所)へ助成金を交付。
旅行社地区:広島6社、山口2社、福岡2社、大分1社、京都1社、静岡1社、
滋賀1社、長野1社、大阪2社、岡山2社、熊本1社、札幌1社、長崎1社
交付件数:宿泊ツアー32件、日帰りツアー10件
実施人数:24名以下14件、25~49名16件、50~74名4件、75~100名4件、
100名以上4件

令和5年度決算

＜収入の部＞

(単位:円)

費目	R5 予算額 (A)	R5 決算額 (B)	差引額 (B-A)	備考
負担金	7,000,000	7,000,000	0	下関市・北九州市:3,500,000円
雑入	33	35	2	預金利息
繰越金	147,562	147,562	0	
合計	7,147,595	7,147,597	2	

＜支出の部＞

(単位:円)

費目	R5 予算額 (A)	R5 決算額 (B)	差引額 (B-A)	備考
事業費	7,020,000	6,255,332	△ 764,668	観光客周遊促進事業 1,273,750 観光客誘客促進事業 2,366,332 観光宣伝事業 2,498,650 情報発信事業 116,600
会議費	0	0	0	
事務局費	120,000	33,000	△ 87,000	
予備費	7,595	0	△ 7,595	
合計	7,147,595	6,288,332	△ 859,263	

収入総額 7,147,597 円

支出総額 6,288,332 円

次期繰越金 859,265 円

2. 関門海峡観光推進協議会の事務局長は、下関市の観光スポーツ文化部観光政策課長が毎年度あたっており、関門海峡観光推進協議会の事務も、下関市の観光スポーツ文化部観光政策課で行っている。

したがって、関門海峡観光推進協議会の請求書は、支払者である下関市内の関門海峡観光推進協議会事務局（下関市の観光スポーツ文化部観光政策課）が作成したもので、実質的に、下関市の観光スポーツ文化部観光政策課の自己宛作成、自己宛請求書となっている。

【意見】負担金の負担割合等について規約や約款等での記載について

負担金については、各種団体の構成又は事業に市が任意で参加し、その団体の必要経費を負担することを取り決めている任意的経費があるとのことで（財務事務のてびき）、まさに本件はそれに該当する。

ところで、関門海峡観光推進協議会規約第 10 条に協議会の収入は負担金をもって充てるとの条項はあるが、そもそも各市が 350 万円の金額を負担するとの協定も見当たらない。ただ、負担金の根拠としては、前年度の各市の予算の議会の決議や関門海峡観光推進協議会の定時総会の予算案の決議を根拠としているとのことである。

負担金額を取り決めたことを裏付けるため、各市の負担金の負担割合等につき、関門海峡観光推進協議会の規約や、約款等で明確にしておくべきと考える。

<観光スポーツ文化部観光施設課>

No. 12 海峡ビューしものせき改修事業－観光施設事業特別会計－

No. 12-1 海峡ビューしものせき改修事業（1、2階内装等改修工事）

R5 工事請負費

工事契約等の概要

工事契約の名称	令和5年度海峡ビューしものせき改修事業（1、2階内装等改修工事）
契約先名	池田建設株式会社
契約方法及び理由	条件付一般競争入札
契約内容	海峡ビューしものせき1、2階のロビー内装等工事
契約期間	令和5年12月4日～令和6年3月15日
契約額(税込)	15,300,000円（16,830,000円）
予定価格(税込)	16,008,000円（17,608,800円）
予定価格の積算方法	建設部公共建設課による積算
契約額/予定価格(税抜)	95.5%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	7者
随意契約の理由	該当無
業者選定理由	予定価格内で最も入札金額が少額だった者を選定した。
履行確認方法	工事完成通知書の確認並びに施工体制や出来映えなど「工事成績採点表」に基づき総合的に工事検査を実施
再委託の有無	無

1F、2Fのロビー内装工事。工事中は休館している。

下記2件も含め、工事の設計は公共建築課が実施している。

【指摘又は意見】

なし。

No. 12-2 海峡ビューしものせき改修事業（浴場ポンプ改修工事）

R5 工事請負費

工事契約の概要

工事契約の名称	海峡ビューしものせき改修事業（浴場ポンプ改修工事）
契約先名	株式会社ユキテクノ
契約方法及び理由	条件付一般競争入札
契約内容	海峡ビューしものせきの浴場ポンプの改修工事
契約期間	令和5年12月21日～令和6年3月15日
契約額(税込)	2,980,000円（3,278,000円）
予定価格(税込)	2,995,000円（3,294,500円）
予定価格の積算方法	建設部公共建設課による積算
契約額/予定価格(税抜)	99.4%

入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
随意契約の理由	該当無
業者選定理由	予定価格内で最も入札金額が少額だった者を選定した。
履行確認方法	工事成績評定に基づき公共建設課が確認している。
再委託の有無	無

【指摘又は意見】

なし。

No. 12-3 海峡ビューしものせき改修事業（電動二方弁取替工事）

R5 工事請負費

工事契約の概要

工事契約の名称	海峡ビューしものせき改修事業（電動二方弁取替工事 ）
契約先名	株式会社ユキテクノ
契約方法及び理由	条件付一般競争入札
契約内容	海峡ビューしものせきにおいて、冷温水管の電動二方弁の取替をおこなうもの
契約期間	令和 5 年 12 月 21 日～令和 6 年 3 月 15 日まで
契約額(税込)	変更後 5,899,000 円（6,488,900 円）
変更理由	変更前 5,050,000 円（5,555,000 円） 石綿事前調査を行った結果、アスベストの調査検体数の追加及び配管ガスケット、ユニオンガスケットのアスベスト除去を行う必要が生じた。このことから、アスベストの除去作業等が増工となったもの。
予定価格(税込)	5,126,000 円（5,638,600 円）
予定価格の積算方法	建設部公共建設課による積算
契約額/予定価格(税抜)	98.5%（変更前）
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
随意契約の理由	該当無
業者選定理由	予定価格内で最も入札金額が少額だった者を選定した。
履行確認方法	工事完成通知書の確認並びに施工体制や出来映えなど「工事成績採点表」に基づき総合的に工事検査を実施
再委託の有無	無

・電動二方弁の工事は、休館中しかできないので緊急に実施。以前より空調の機器が悪いと利用者から意見が出ていた。客室は、和室 21 部屋、洋室 21 部屋（1F～3F）

【意見】アスベスト除去作業が発生すると思慮される案件について

入札 3 回、受注業者が工事を開始しアスベスト調査を実施したところアスベストを発見され、追加工事が生じている。

休館期間が設定された後、工期を休館期間に合わせる必要があったため、先にアスベスト調査をする時間がなかった。緊急でなければ、事前に十分に調査できたとのことである。指定管理先(株)ユニコンの年度ごとに工事の（修繕等）要望の提出があるにもかかわらず、その中には入っていなかった。なお、1 件当たり 50 万円を超える場合は市が実施している。

アスベスト除去作業が発生すると思慮される建築物等の改修工事においては、事前にアスベスト調査を行い、除去作業を含めた設計ができないか検討されたい。

No. 13 火の山移動施設整備設計・施工業務－観光施設事業特別会計－

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	火の山移動施設整備設計・施工業務
契約先名	日本ケーブル株式会社大阪支店
契約方法及び理由	公募型プロポーザル
契約内容	火の山ロープウェイの後継となる新たな移動施設を整備する事業
契約期間	令和 5 年 12 月 22 日～令和 9 年 3 月 15 日
決算額	一円 (令和 5 年度は、設計のみで、支出額はゼロ)
契約額(税込)	1,188,000,000 円 令和 8 年度に完成予定である
予定価格(税込)	1,221,000,000 円
予定価格の積算方法	設計額一積算
契約額/予定価格（税抜）	97.3%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	2 者
委託理由	高度な専門性、技術性のため
公募型プロポーザルの採用理由	本業務は、火の山ロープウェイの後継となる新たな移動施設を整備する業務であり、火の山の景観や環境に調和し魅力を最大限に発揮できるような提案を広く求め、より効果的な移動施設の整備を実施できる最も適した候補者を選定する必要がある。具体的には、業務実施に係る提案では、技術力、専門性、実績、価格などとし、魅力ある移動施設に係る提案では、企画力、創造性などを評価基準に基づいて総合的に判断する。
業者選定理由	プロポーザルの審査委員会で審査し、最も評価点の高かった提案を行った業者を選定した。

履行確認方法	完了検査
再委託の有無	有・地質調査業務・地形測量業務・火の山レーダー電波影響調査

パルスゴンドラの設計施工を一括発注し、プロポーザル方式により事業者を決定するとともに、地質調査に着手した。

令和6年11月10日をもって現行のロープウェイを終了し、解体撤去を行った後パルスゴンドラの整備に着手する。

令和6年度は設計のみで、令和8年度に完成予定である。

【指摘又は意見】

なし。

No. 14 火の山夜間人的警備業務（長期継続契約）

R5 委託料

委託契約の概要

委託契約の名称	火の山夜間人的警備業務（長期継続契約）（令和5年度）
契約先名	カイリク管財株式会社 代表取締役 伊藤 直樹
契約方法及び理由	条件付一般競争入札
契約内容	火の山パークウェイ駐車場及び火の山ロープウェイ山頂駅並びにその周辺の公共施設の保安警備業務
契約期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
契約額(税込)	8,637,600 円 (9,501,360 円) 2年間総額での契約
予定価格(税込)	予定価格 9,600,000 円 (10,560,000 円)
予定価格の積算方法	—
契約額/予定価格(税抜)	90%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	2 者
随意契約の理由	該当無
業者選定理由	予定価格内で最も入札金額が少額だった者を選定した。
履行確認方法	その日の警備報告書を作成し、業務報告で確認
再委託の有無	無

【指摘】請求書の提出の遅れについて

令和4年度からの長期継続契約である。令和4年6月度の「火の山夜間人的警備業務報告書」の日付がR4.7.6となっているが、対応する請求書がR5.1.16付となっていた。

通常は、当該資料は同時に提出されてくるが、令和4年6月度分が報告書のみの提出になっていることに気づかず、数カ月経過して気づき、業者へ請求書の提出を連絡したとのことである。業者、下関市共に、提出漏れに気づかなかったとのこと。

請求書の提出の遅れについて、当事者双方とも消し込みチェック体制を整えておくべきである。

No. 15 下関市火の山パークウェイ園路清掃業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託契約の名称	下関市火の山パークウェイ園路清掃業務
契約先名	公益社団法人下関市シルバー人材センター
契約方法及び理由	随意契約
契約内容	火の山パークウェイ園路の清掃
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
契約額(税込)	1,254,000 円 (1,379,400 円)
予定価格(税込)	1,254,000 円 (1,379,400 円)
予定価格の積算方法	—
契約額/予定価格 (税抜)	100%
入札参加事業者数又は 見積入手事業者数	1 者
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号
業者選定理由	高齢者福祉に資するとともに、他に比較して安価の契約で きる業者を選定。
履行確認方法	毎月、成果報告書（業務履行届及び就業報告書）を提出し、 検査
再委託の有無	無

シルバー人材センターは 1 日当たりの金額が決まっているため、契約金額が予定価格と一致している。一人 1 日 7,260 円（8 時から 16 時まで）であり、単価は、地域により異なっている。

【指摘】「就業報告書」の確認印について

支出命令書（委託）に請求書、火の山パークウェイ園路清掃業務履行届及び就業報告書が添付されているが、「就業報告書」に発注者確認印（ロープウェイの職員の印）がない月（令和 5 年 4 月、5 月、令和 6 年 3 月）があった。

単純な押印忘れと思われる。就業報告書の業務の履行にあたり確認を徹底されたい。

No. 16 火の山浄化槽維持管理業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託契約の名称	火の山浄化槽維持管理業務
契約先名	防長浄化槽維持管理業務共同企業体 代表者 防長船舶有限 会社
契約方法及び理由	随意契約
契約内容	火の山ロープウェイ上駅、火の山ロープウェイ下駅及び火の 山立体駐車場の浄化槽の保守点検及び清掃（汚泥調整を含 む。）を浄化槽法、環境省関係浄化槽法施行規則及び関係諸規 程の規定により実施。
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
契約額(税込)	2,650,000 円 (2,915,000 円)

予定価格(税込)	2,650,000 円 (2,915,000 円)
予定価格の積算方法	参考見積額
契約額/予定価格 (税抜)	100%
入札参加事業者数又は 見積入手事業者数	見積書入手 3 共同企業体
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
業者選定理由	当該業務は環境部長（令和 5 年 3 月 2 日付下廃第 286 号）により契約の相手方が特定されており、その性質が競争入札には適していないと判断できるため。
履行確認方法	仕様書に定める業務報告を行い、検査を実施 「浄化槽点検・清掃記録表 火の山公園浄化槽維持管理業務」 浄化槽の設置等に関する指導要綱に定められた様式
再委託の有無	無

・実際に実施した業者に参考見積を取っており、これをもとに予算要求しているので、これが予定価格になってくる。企業体の一覧があり、把握している。重複している企業はない。

【指摘又は意見】

なし。

No. 17 しものせき水族館管理運営委託

R4 委託料

協定の概要

協定の名称	下関市立しものせき水族館の管理運営に関する年度協定
協定先名	公益財団法人下関海洋科学アカデミー
協定方法	下関市立しものせき水族館の管理運営に関する年度協定 (令和 4 年度) (令和 3 年 3 月 25 日付) に基づく年度協定書
協定内容	下関市立しものせき水族館の管理運営業務目標値の設定令和 4 年度の目標値について、年間事業計画書及び指定管理者との協議を経て、下記のとおり設定する (1) 研究会及び学会等における発表等の回数 12 回以上 (2) オープンラボにおける講座や教室等の回数 510 回以上 (3) 年間施設利用者数 577,000 人以上
協定期間	年度協定：令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
指定管理料(税込)	指定管理料 849,302,000 円 (922,701,000 円)
変更指定管理料	変更額 887,302,000 円
精算額	精算額 875,288,500 円で、12,013,500 円戻入

事業者数又は 見積入手 事業者数	1 者指定
業者選定理由	専門性、研究性、企画力
履行確認方法	業務報告書
再委託の有無	有り

【指摘又は意見】

なし。

No. 18 下関市ふれあい健康ランドの管理運営に関する年度協定

R5 委託料

協定の概要

協定の名称	下関市ふれあい健康ランドの管理運営に関する年度協定
協定先名	一般財団法人下関市公営施設管理公社
協定方法	下関市ふれあい健康ランドの管理運営に関する基本協定 (令和3年3月26日付)に基づく年度協定書
協定内容	下関市ふれあい健康ランドの管理運営業務
協定期間	基本協定：令和3年4月1日～令和8年3月31日 年度協定：令和5年4月1日～令和6年3月31日
指定管理料(税込)	指定管理料 110,867,273 円 (121,954,000 円)
指定管理料の積算方法	一般財団法人下関市公営施設管理公社「事業計画書」の予算 見積書 121,945,518 円
事業者数又は 見積入手 事業者数	1 者指定
業者選定理由	高度な専門性・技術性
履行確認方法	実施報告書
再委託の有無	無

【指摘又は意見】

なし。

No. 19 境界確認業務等一式

R5 委託料

委託契約の概要

委託契約の名称	境界確認業務等一式
契約先名	公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約方法及び理由	随意契約

契約内容	測量委託 園芸センター勝山苗圃場 場所：下関市大字形山字片添 外
契約期間	委託期間：令和5年12月18日～令和6年3月29日
契約額(税込)	4,490,000円(4,939,000円)
予定価格(税込)	4,490,000円(4,939,000円)
予定価格の積算方法	公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会からの参考見積
契約額/予定価格(税抜)	100% 公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会で標準的な価格を決めており、参考見積を取ることから、見積書と一致する。
入札参加事業者数	1者
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 「平成20年2月5日契第97号公共嘱託登記業務委託について」 予定価格が100万円を超える業務については、設立の趣旨が「大量の登記測量業務等に適正かつ迅速に実施すること」である山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約とすることができるものとする。公嘱協会と業務委託契約をする場合、直接業務を実施する土地家屋調査士は登録業者とすること。
業者選定理由	専門性・技術性
履行確認方法	選任通知書提出
再委託の有無	無 登録業者は、当該法人に所属するものであり、再委託にはならない。

園芸センター及び境界確認業務について
当初は農業試験場としてあったのを48年に独立した園芸センターとした。一時産業経済部、その後H13年に観光施設課になった。直接業務を実施する土地家屋調査士が登録業者であることは、公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会から、管理技術者及び選任通知書を提出してもらっている。登録業者は、当該法人に所属するものであり、再委託にはならない。落札比率100%になるのは、協会で標準的な価格を決めており、参考見積を取ることから、見積書と一致する。

【指摘又は意見】

なし。

No. 20 長府庭園茶室通路設置業務（令和5年度）

R5 委託料

委託契約の概要

委託契約の名称	長府庭園茶室通路設置業務（ふるさとしものせき応援基金事業）
契約先名	福元建設株式会社 代表取締役 福元 廣美
契約方法及び理由	随意契約 見積り合わせ
契約内容	茶室裏口までの通路について車椅子通行を可能とするための通路設置業務
契約期間	～令和5年9月29日
契約額(税込)	499,994 円
予定価格(税込)	予定価格 499,999 円
予定価格の積算方法	設計書 積み上げ
契約額/予定価格(税抜)	99.9%
入札参加事業者数又は見積り入手事業者数	随意契約 2 者の見積り合わせ
随意契約の理由	500,000 円未満 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 1 号による
業者選定理由	—
履行確認方法	完了報告書を提出
再委託の有無	無

【指摘】 予定価格が 499,999 円の随意契約について

契約金額 499,994 円。予定価格は、積算して 499,999 円との説明だが、設計書の最後の諸経費だけ、41,545 円と－1 円となるよう計算しているように見受けられる。

原則は、競争入札であるので、下関市契約規則第 19 条で定める額(50 万円)を超えないように予定価格を 499,999 円にして随意契約にするのは望ましくない。

No. 21 長府毛利邸瓦屋根付和風塀修復工事

R5 工事請負費

工事契約の概要

年度	令和5年度
対象事業	長府毛利邸瓦屋根付和風塀修復工事
事業の概要	長府毛利邸の瓦屋根付和風塀の修復を行うもの
契約方法及び理由	条件付き一般競争入札
入札参加業者	3 者（有限会社岡崎工業所、日野原建設有限会社、株式会社亀甲工務所）
予算	3,173,000 円
設計金額又は予定価格(税抜)	3,173,000 円

最低制限価格（税抜）	2,960,000 円
決定金額（税抜）	2,970,000 円
契約金額（税込）	3,267,000 円→（変更後）3,363,800 円
支出命令額	3,363,800 円
契約業者	有限会社岡崎工業所

・ 予定価格の内訳が直接工事費 2,104,069 円、共通仮設費 135,139 円、現場管理費 467,674 円、一般管理費 466,118 円のところ、契約業者の入札金額の工事費内訳をみると直接工事費が同額の 2,104,069 円、共通仮設費 116,615 円、現場管理費 605,291 円、一般管理費 144,025 円となっている。予定価格及び最低制限価格は入札業者に公表されていないはずであるが、予定価格と工事費内訳の直接工事費が同額となっており、また、決定金額と最低制限価格との差が僅か 10,000 円となっている。

これは、参考見積書を事前に入手しているからである（ただ、その業者が落札するとは限らない）。なお、契約締結後、業者の調査により追加工事が必要となり契約額が増額されている。

【指摘又は意見】

なし。

No. 22 長府宮の内町土塀改修工事

R5 工事請負費

工事契約の概要

対象課	観光施設課
年度	令和 5 年度
対象事業	長府宮の内町土塀改修工事
事業の概要	長府宮の内町の土塀の改修を行うもの
契約方法及び理由	条件付き一般競争入札
入札参加業者又は 見積合わせ参加業者	3 者（有限会社岡崎工業所、日野原建設有限会社、株式会社亀甲工務所）
設計金額又は予定価格 （税抜）	1,796,000 円
最低制限価格（税抜）	1,660,000 円
決定金額（税抜）	1,670,000 円
契約金額（税込）	1,837,000 円→（変更後）1,853,500 円
支出命令額	1,853,500 円
契約業者	日野原建設有限会社

・ 予定価格の内訳が直接工事費 1,041,311 円、共通仮設費 171,320 円、現場管理費 319,892 円、一般管理費 263,477 円のところ、契約業者の入札金額の工事費内訳をみると直接工事費が同額の 1,041,311 円、共通仮設費 150,823 円、現場管理費 284,403 円、一般管理費 193,463 円となっている。予定価格及び最低制限価格は入札業者に公

表されていないはずであるが、予定価格と工事費内訳の直接工事費が同額となっており、また、決定金額と最低制限価格との差が僅か 10,000 円となっている。なお、契約締結後、設計変更が必要となり契約額が増額されている。

【指摘又は意見】

なし。

No. 23 ふれあい健康ランド浴場サウナ室改修工事

R5 工事請負費

工事契約の概要

対象課	観光施設課
年度	令和 5 年度
対象事業	ふれあい健康ランド浴場サウナ室改修工事
事業の概要	ふれあい健康ランド浴場のサウナ室の改修工事を行うもの
契約方法及び理由	条件付一般競争入札
入札参加業者又は 見積合わせ参加業者	4 者（有限会社岡崎工業所、日野原建設有限会社、株式会社亀甲工務所、有限会社アイケン）
工期	令和 5 年 11 月 9 日から令和 6 年 1 月 22 日まで
設計金額又は予定価格 （税抜）	4,889,000 円
最低制限価格（税抜）	4,560,000 円
決定金額（税抜）	4,800,000 円
落札率	98.18%
契約金額（税込）	5,280,000 円
支出命令額	5,280,000 円
契約業者	株式会社亀甲工務所

【指摘又は意見】

なし。

No. 24 火の山公園駐車場 3 階泡消火設備改修工事

R5 工事請負費

工事契約の概要

対象課	観光施設課
年度	令和 5 年度
対象事業	火の山公園駐車場 3 階泡消火設備改修工事
事業の概要	火の山公園立体駐車場において泡消火設備の改修工事を行うもの
契約方法及び理由	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づく）
入札参加業者又は 見積合わせ参加業者	3 者（有限会社クライム商会、総合防災設備株式会社、山口防災工業株式会社）

工期	令和5年10月11日から令和6年3月15日まで
設計金額又は予定価格（税抜）	26,704,000 円
最低制限価格（税抜）	なし
決定金額（税抜）	26,500,000 円
落札率	99.24%
契約金額（税込）	29,150,000 円
支出命令額	29,150,000 円
契約業者	山口防災工業株式会社
随意契約となった理由	一般競争入札を令和5年7月と9月の2回実施したがいずれも不調となっている。令和3年1月に発生した寒波の影響で多くの泡消火設備が破損し、消防法上、276台の駐車スペースのうち50台しか駐車できない状態にある。火の山公園は3月から5月のチューリップの開花時期に年間来園者数の約5割が来園すること、令和6年度には火の山ロープウェイが最終運行を迎え、これまで以上の来園者が予想されるため、令和6年3月までに完成しなければ本市の観光行政に多大な影響を及ぼすことになる。受注者の決定に日数を要する公告入札によると適正な工期を確保することが困難となり契約の時期を失するため、再度の競争入札に付することが不利と認められる。

【指摘又は意見】

なし。

No. 25 火の山立体駐車場防火扉等改修工事

R5 工事請負費

工事契約の概要

対象課	観光施設課
年度	令和5年度
対象事業	火の山立体駐車場防火扉等改修工事
事業の概要	火の山立体駐車場防火扉及び案内表示板等改修工事を行うもの
契約方法及び理由	条件付き一般競争入札
入札参加業者又は見積合わせ参加業者	4者(株式会社大庭工務店、株式会社亀甲工務所、貴船建設株式会社、池田建設株式会社)
工期	令和5年11月13日から令和6年3月15日まで
設計金額又は予定価格（税抜）	11,025,000 円
最低制限価格（税抜）	10,300,000 円
決定金額（税抜）	10,300,000 円
落札率	93.42%

契約金額（税込）	11,330,000 円→(変更後)11,455,400 円
支出命令額	11,455,400 円
契約業者	株式会社亀甲工務所

・設計金額にはアスベスト調査費用が含まれており、これに基づき受注業者が工事を開始しアスベスト調査を実施したところアスベストが発見されたため追加でアスベスト除去工事が必要となっている。これにより、一般競争入札による決定金額での当初契約金額が変更されている。

【意見】アスベスト除去作業が発生すると慮される案件

設計金額にはアスベスト調査費用が含まれており、これに基づき受注業者が工事を開始しアスベスト調査を実施したところアスベストが発見されたため追加でアスベスト除去工事が必要となっている。これにより、一般競争入札による決定金額での当初契約金額が変更されている。

アスベスト除去作業が発生すると慮される建築物等の改修工事においては、事前にアスベスト調査を行い、除去作業を含めた設計ができないか検討されたい。

No. 26 下関市指定文化財 旧秋田商会ビル塔屋等木製建具改修工事

R5 工事請負費

工事契約の概要

対象課	観光施設課
年度	令和 5 年度
対象事業	下関市指定文化財 旧秋田商会ビル塔屋等木製建具改修工事
事業の概要	下関市指定文化財 旧秋田商会ビル塔屋等木製建具改修工事
契約方法及び理由	条件付一般競争入札
入札参加業者又は見積合わせ参加業者	1 者（貴船建設株式会社）、他 2 者は辞退
工期	令和 5 年 11 月 13 日から令和 6 年 3 月 15 日まで
設計金額又は予定価格（税抜）	9,722,000 円
最低制限価格（税抜）	9,020,000 円
決定金額（税抜）	9,700,000 円
落札率	99.77%
契約金額（税込）	10,670,000 円→(変更後)11,818,500 円 工事額が増額
支出命令額	10,818,500 円
契約業者	貴船建設株式会社

・工事額の増額について

設計は目視調査だけで行っている。工事着手後に当初設計対象としていなかった木枠等で腐食や破損を確認したため工事額が増加となった。下関市指定文化財であり相当程

度古い建物であると思われるが、設計段階で腐食等は想定できなかったとのことであった。

【指摘又は意見】

なし。

No. 27 自然活用型観光施設管理運営業務 巖流島し尿くみ取り業務

役務費一手数料

業務の概要

事業名	巖流島し尿くみ取り業務（令和5年度）
契約先名	株式会社関門海陸
業務区間	巖流島トイレ用汚物貯留槽から彦島工場まで
契約内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法、道路運送車両法、その他関係法令を遵守し、次の要領により、し尿の移送運搬を行うものとする。 (1) 運搬経路 巖流島（下関市大字彦島字船島648番地内） ・船舶使用 下関市東大和町運河沿物揚場背後荷さばき地（下関市東大和町二丁目） ・車両使用 彦島工場（下関市彦島福浦町一丁目28-31） (2) 使用船舶 し尿くみ取り用のポンプを備え、し尿を10 m³程度まで積載可能な船舶 (3) 使用車両 種類 バキューム車 積載量 し尿を10 m³程度まで積載可能なもの 構造 脱臭装置を取り付けていること。また、し尿が飛散しないようにタンク内に貯蔵できること。 その他 車両の故障等発生した場合は、他事業所からの借用も可能とする。 (4) 移送運搬時間 下関市が指定する時間（彦島工場への搬入時間は、8時15分から16時30分まで）。 (5) 運搬物の種類及び移送運搬回数 移送運搬するし尿は、下関市が指定するし尿のみとする。 移送運搬回数は、下関市が指示する回数とする。 (6) その他 各月終了後、業務実施報告書及び彦島工場の搬入伝票を下関市へ提出すること。
契約期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
契約額(税込)	25,454,000 円

契約方法	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による)
随意契約の理由(一者随契理由)	当業務は、年間を通じて島内に設置されている貯留槽から不定期にし尿を抜き取る業務であり、常時当業務に使用することができる船を所有していることが必須条件となる。現時点において、下関市内及び近隣に常時当業務に使用できる船を所有、し尿の抜き取りをすることができるのは当業者しかいないことから、一者選定のうえ随意契約を行うものである。
設計額	・ 1 回あたり 890,000 円(消費税を含まない) ・ 見積比較価格 890,000 円、し尿汲取り船運航単価表より算定
予定価格	1 回あたり 890,000 円×1.1 =979,000 円 979,000 円×19 回= <u>18,601,000 円</u>
履行確認方法	実績報告

手数料の年度毎の推移

単位 ; 円

年度	節名称	細節名称	摘要	名称	契約額
2023	役務費	手数料	巖流島し尿くみ取り業務	株式会社 関門海陸	25,454,000
2022	役務費	手数料	巖流島し尿くみ取り業務	株式会社 関門海陸	15,730,000
2021	役務費	手数料	巖流島し尿くみ取り業務	株式会社 関門海陸	13,750,000

- ・ 手数料額について令和 5 年 25,454,000 円、令和 4 年 15,730,000 円、令和 3 年 13,750,000 円と金額が令和 5 年は令和 3 年に比べて 1.8 倍になっている。
- ・ これは海上運賃の値上がりによるものであるとの説明であった。
- ・ これほどの金額になると巖流島に浄化槽設置した方が安くなる。
観光施設課によると既に、令和 6 年度に巖流島に浄化槽設置する方向で業務に取りかかっているとのことであった。

【指摘又は意見】

なし。

<総合政策部共創イノベーション課>

(旧エリアビジョン推進室)

No. 28 令和4年度あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン策定事業

R4 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン策定業務
契約先名	株式会社星野リゾート
契約方法及び理由	随意契約・利用者視線
契約内容	マスタープラン策定業務
契約期間	令和4年5月31日～令和5年5月31日
契約額(税込)	49,995,000 円
予定価格(税込)	50,000,000 円
予定価格の積算方法	見積案より予定価格調書で積算
入札参加事業者数又は 見積入手事業者数	随意契約
委託理由	企画力・専門性
業者選定理由	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) あるかぼーと・唐戸エリアにおけるマスタープランの策定は、下関海峡エリアビジョンの具現化に向けた取組の一つであり、あるかぼーと・唐戸エリアの資源を活かした持続可能な賑わいづくりと周辺地区への相乗効果の形成をその目的としている。 このマスタープランは、エリアの現状分析、コンセプト立案、デザイン計画に加え、推進体制組織の構築を図ることを含めたものであり、令和7年度の星野リゾートの開業に合わせ、このマスタープランを叩き台に、市民と事業者と市とで構築する検討体制、専門家も踏まえた推進体制においてまちづくりを推進していく予定としている。 上記契約相手方である星野リゾートは、当該エリアのステークホルダーのうち、利用者目線での分析力・デザイン力に優れた専門家で豊富な知見やノウハウを有しており、自治体との連携実績もある。また、星野リゾートとはまちづくりのパートナーとして当該エリアにおける「地域活性化に関する連携協定」を4月30日に締結したところである。 このことから、当該事業を実施するにあたり、星野リゾートに委託することが最も効果的に事業を遂行することができ、かつ市にとって最も有益であると判断できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(競争入札に適しないもの)を適用し随意契約とした。
履行確認方法	市のホームページに掲載済み
再委託の有無	再委託が4社申請なされ、承認をうけている

【指摘又は意見】

なし。

No. 29 令和 5 年度海峡エリアビジョン推進事業

R5 委託料

委託契約の概要

事業名	令和 5 年度海峡エリアビジョン推進事業
委託業務の名称	あるかぽーと・唐戸エリアマスタープラン推進業務
契約先名	有限会社ハートビート プラン・カイキョーエリアマネジメント共同事業体
契約方法及び理由	随意契約・利用者目線
契約内容	アドバイザー業務委託
契約期間	令和 5 年 6 月 16 日～令和 6 年 3 月 31 日
契約額(税込)	59,760,000 円
予定価格(税込)	59,760,000 円
予定価格の積算方法	見積案による積算
入札参加事業者数又は 見積入手事業者数	随意契約
業者選定理由	公募型プロポーザル方式による競争により選考された者との契約であり、性質及び目的が競争入札に適さないため。
履行確認方法	実績等報告書
再委託の有無	再委託が 4 社申請なされ、承認をうけている。

【指摘又は意見】

なし。

<豊北総合支所>

○下関市は、平成 17 年（2005 年）2 月 13 日に、旧下関市と旧豊浦郡 4 町（菊川町、豊田町、豊浦町及び豊北町）とが新設合併の方式により合併し、同年 10 月に中核市に移行している。

No. 30 つのしま自然館及び角島灯台記念館機械警備業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	つのしま自然館及び角島灯台記念館機械警備業務
契約先名	山口パトロール警備株式会社
契約方法	随意契約 見積合わせ（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による）
契約内容	つのしま自然館及び角島灯台記念館において、施設閉館時の火災、盗難及び損壊行為の拡大防止及び施設の異常確認時における関係先への通知、警備実施事項の報告。
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
契約額(税込)	396,000 円
予定価格(税込)	396,000 円
予定価格の積算方法	見積書の入手
契約額/予定価格(税抜)	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	2 者
委託理由	夜間・休館日の機械警備業務
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 1 号を受け、定められた下関市契約規則第 19 条第 6 号の額（50 万円）の範囲内のため。
業者選定理由	下関市物品・役務等競争入札参加資格者名簿の警備に登録がある市内業者を選定した。
履行確認方法	業務報告書の確認
再委託先の有無	無

【指摘又は意見】

なし。

No. 31 海士ヶ瀬公園清掃業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	海士ヶ瀬公園清掃業務
契約先名	有限会社あまがせ観光
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

契約内容	海士ヶ瀬公園観光案内所の開館日において、以下のとおり対応することとする。 (1) 海士ヶ瀬公園公衆トイレ及び公園内の清掃 ①公衆トイレを清潔な状態に保ち、公園内の美化に努めるよう、1日1回以上公衆トイレ及び公園内を清掃すること。 ②公衆トイレについては、トイレトペーパーの取替えを実施すること。 ③収集したゴミについては、分別処理を実施すること。 (2) 海士ヶ瀬公園公衆トイレ及び公園内の点検 ①公衆トイレ及び公園内の見回りを1日2回以上行うこと。 ②見回りにより清掃の必要性を認めた場合は、速やかに清掃を実施すること。 (3) 下関市より緊急の事態によりトイレの清掃等の実施の指示を受けた場合及び当該施設の緊急の事態を発見した場合は、速やかに対応すること。
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
契約額(税込)	547,800円
予定価格(税込)	547,800円
予定価格の積算方法	労務費、消耗品費、諸経費の積算
契約額/予定価格(税抜)	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1者
委託理由	公園清掃業務
随意契約の理由	性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。
業者選定理由	見積合わせ 当該業務場所に隣接する場所において観光案内所等を開設及び運営しており、即応性が高く緊急時の対応も可能であるなど、業務を円滑かつ効率的に行うことができる唯一の業者であるため。
履行確認方法	業務報告書の確認
再委託先の有無	無

【指摘又は意見】

なし。

No. 32 下関市角島サイクルポート管理運営業務

R5 委託料

協定の概要

協定の名称	下関市角島サイクルポート管理運営業務
協定先名	豊北むらおこし物産振興協会
協定方法	指定管理者（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間））下関市角島サイクルポートの管理運営に関する基本協定に基づく、年度協定
協定内容	下記（1）に記載の通り
協定期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
指定管理料(税込)	1,710,000 円
指定管理料の積算方法	以下①～⑤の合計額 ①人件費（市直営管理人件費と R2 人件費見込額を比較して安価な金額）②需用費（H28～30 過去実績を個別勘案）・③役務費（H28～30 実績平均）・④委託料（個別見積）・⑤事業費（H28～30 実績平均）
目標値	令和5年度の目標値 （1）学習・加工体験及び交流広場の利用件数 月1件以上 （2）レンタサイクルの利用件数 年間1,300人以上
履行確認方法	業務報告書の確認
再委託先の有無	無

1. 業務実施内容は、以下の通りである。

（1）下関市角島サイクルポートの維持管理に関する業務

維持管理 危険箇所等の点検整備

清掃 建物及び建物周辺の清掃

交流広場の清掃整備及び周囲の草刈り

保守管理 機械警備委託の実施及び点検

（2）下関市角島サイクルポートの運営企画に関する業務

しおかぜの里角島・直売所と集客についての企画会議の開催

（3）観光振興行事・イベント等

①9月⇒豊北地区まちづくり協議会主催のイベント（角島マルシェ）協力

②10月⇒つのしまタヤけマラソン協力

2. 当該施設の利用状況

（1）学習・加工体験及び交流広場

項目		令和4年度			令和5年度		
		実施計画	実施内容	計画対比	実施計画	実施内容	計画対比
学習体験室	利用件数（件）	0	0	—	1	1	100%
交流広場	利用件数（件）	2	2	100%	4	4	100%

(2) レンタサイクル

項目		令和4年度			令和5年度		
		実施計画	実施内容	計画対比	実施計画	実施内容	計画対比
延べ利用者数	個人利用者数(人)	1420	985	69.4%	1300	670	51.5%
	平日利用者数(人)	568	363	63.9%	524	226	43.1%
	土日祝利用者数(人)	852	622	73.0%	786	520	66.2%
稼働率	平均(人/日)	6	4.2	70.0%	5.5	2.8	50.9%

3. 当該施設の事業収支

(単位：千円)

項目	令和4年度			令和5年度			
	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	
利用料金収入	438	359	69.4%	438	278	63.6%	
指定管理料	1,710	1,710	—	1,710	1,710	—	
その他	—	—	—	—	—	—	
収入計	2,148	2,070	96.4%	2,148	1,988	92.6%	
人件費	1,516	1,251	82.5%	1,516	1,242	81.4%	
管理費	632	583	92.3%	632	679	109.4%	
支出計	2,148	1,834	85.4%	2,148	1,922	89.5%	
収支差額	—	235		—	66		

4. 利用実績の市の評価

令和5年度のモニタリングレポートの参考資料チェックシート①-2では、以下のように利用実績を評価している。

(抜粋)

豊北町むらおこし物産振興協同組合の3年度目の指定管理となる令和5年度は、学習加工体験室の利用は0件、交流広場は5件の利用となりました。今後も利用促進を図るため、積極的なPRが必要となっています。また、レンタサイクルは、令和4年度と比較し、自転車利用者は315人減(令和4年度：985人→令和5年度670人)となっています。これは、記録的な猛暑の影響により、特に夏季の利用者数が伸び悩んだことが原因と考えられます。

なお、指定管理料の減額は①業務の未実施の場合には当然行なわれる。

②また、事業規模自体を縮小することは、当該協定書第38条に記載があるため、協定書の一部を実施しないときにあてはまるものと解釈される。

【意見】適正な指定管理料の積算について(経済性)

指定管理料の積算は上記の表にある通り、歳出合計額から利用料を控除したものである。猛暑の影響により、サイクルポートの利用者数は計画の未達となり、収入額も未達となっている。また、この状況下では、当然、人件費も抑制しているが、結果として、指定管理者の当該事業収支は黒字となっている。

当該事業は、著しく稼働状況が低く採算が悪いことから、事業自体の存続の有無を検討されたい。

No. 33 角島灯台記念館管理業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	角島灯台記念館管理業務
契約先名	公益社団法人 燈光会
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
契約内容	業務目的 下関市の所有する角島灯台記念館の施設管理を委託し、業務の円滑なる運営に 寄与することを目的とする。 業務内容 ①施設の開錠及び施錠。閉館後から翌日の開館までは、下関市が契約した機械警備に切り替える。 ②施設内の清掃 ③施設に損傷・破損等が発生した場合は、速やかに下関市に連絡すること。 ※①～③について、半期ごとに書面により下関市に報告する。③については、 発見次第、下関市の担当職員に連絡すること。
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
契約額(税込)	2,047,100 円
予定価格(税込)	2,047,100 円
予定価格の積算方法	令和3年度の人件費（職員一人分給与賞与等実績値＋アルバイト賃金）の1/2相当額・物件費実績の1/2相当額
契約額/予定価格(税抜)	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	施設管理業務
随意契約の理由	全国の灯台を管理する唯一の団体であり、角島灯台においても一般参観事業を当該業務場所の隣接する場所にて実施しているため、灯台と併せて常時管理等を行うことができる点で経費の削減を図ることができ、また、緊急時の対応が可能であるなど、業務を円滑かつ効率的に行うことができる唯一の相手方となるため。
業者選定理由	見積合わせ
履行確認方法	業務完了報告書の提出
再委託先の有無	無

【指摘又は意見】

なし。

No. 34 角島灯台公園管理運営業務

R5 委託料

協定の概要

協定業務の名称	角島灯台公園管理運営業務
協定先名	株式会社ギャラリー館
協定方法	指定管理者（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間））
協定内容	① 施設内警備業務 ② 展望ギャラリートイレ及び公衆トイレの維持管理及び清掃業務 ③ 施設内の草刈、剪定、植栽及び清掃業務 ④ 冷暖房設備保守点検業務 ⑤ 付属設備、備品等保守点検業務 ⑥ 可燃物、不燃物、一般廃棄物等回収業務 ⑦ 施設修繕業務 ⑧ 建築物及び敷地の維持保全業務 ⑨ その他維持管理に必要な業務
協定期間	年度協定 令和5年4月1日～令和6年3月31日
指定管理料(税込)	3,699,000 円
指定管理料の積算方法	以下①～⑤の合計額 ①人件費（市直営管理人件費と R2 人件費見込額を比較して安価な金額・②需用費（H28～30 実績平均）・③役務費（H28～30 実績平均）・④委託料（H28～30 実績平均）・⑤事業費（実施予定回数に基づく実績値）
事業者数又は 見積入手事業者数	1 者指定
目標値	令和5年度の目標 (1) 本施設内の角島展望ギャラリーの施設利用者 95,000 人 (2) 本施設内の観光交流施設の施設利用者数 120 人 (3) 展望ギャラリーにおける展示物の入替数 4 回 (4) 観光交流施設における体験・加工学習の実施回数 12 回
履行確認方法	業務報告書の確認
再委託先の有無	無

【意見】モニタリングレポートのチェックシートの検討について

指定管理者は通常複数年に亘り市と協定を締結し、市は公の施設の管理運営が適切に行われているかモニタリング実施し、その結果を毎年度モニタリングレポートとして公表している。モニタリングレポートは、公表のチェックシートに基づき、総合的に評価して作成している。

チェックシートには、財務に関する評価項目のとして以下のものがあり、下記のような記載がなされていた。

項目	内容	基準	検証・分析	適否
財務指標	流動比率・負債比率等の財務指標に異常値、大きな前期比変化は無い	異常値、大きな変化の有無	貸借対照表を元に計算し確認	空欄
	異常値、大きな前期比変化がある場合その理由は何	異常値、大きな変化の妥当性	貸借対照表を元に計算し確認	適

株式会社ギャラリー館（株）G 社の令和6年3月期の決算書の要約

貸借対照表			
(株)G社			(単位：千円)
			令和5年12月31日現在
資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,545	流動負債	893
固定資産	458	固定負債	9,819
		(全額長期借入金)	
		負債の部合計	10,712
		純資産の部	
		資本金	5
		利益剰余金	▲ 6,713
		負債の部合計	▲ 6,708
資産の部合計	4,003	負債・純資産の部合計	4,003

株式会社ギャラリー館の決算書では、6,708千円の債務超過となっており、財務指標では異常値が発生している。但し、金融機関からの借入がなく、経営者借入であるため、この状況で、事業継続に支障をきたす状況ではないことが確認されているが、チェックシートにはこの評価の検討結果が記載されていない。

チェックシート項目を利用する際には前年踏襲ではなく、指定管理者の実態を把握したうえで、より実効的な評価を行うこととしたい。

No. 35 観光施設環境整備業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	観光施設環境整備業務
契約先名	公益社団法人下関市シルバー人材センター
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号）高年齢者等の雇用の安定
契約内容	牧崎風の公園 ゴミ収集・草刈作業 大浜キャンプ場 草刈業務 瀬崎陽の公園 草刈業務 海士ヶ瀬公園 草刈業務 阿川ほうせんぐり海浜公園 ゴミ収集・草刈業務
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
契約額(税込)	1,135,059 円
予定価格(税込)	1,135,059 円
予定価格の積算方法	業務内容に応じた労務単価に年間実人役を乗じたものに材料費事務費を加えたもの
契約額/予定価格(税抜)	100.0%
入札参加事業者数又は 見積 入手事業者数	1 者
委託理由	清掃業務・草刈業務
随意契約の理由	高年齢者等の雇用の安定
業者選定理由	見積合わせ
履行確認方法	業務完了報告書の提出
再委託先の有無	無

【指摘又は意見】

なし。

No. 36 下関市豊北地域観光振興団体事業補助金（豊北町観光協会事業補助金）

R5 負担金補助及び交付金

補助金の概要

補助金等の名称	令和5年度下関市豊北地域観光振興団体事業補助金
根拠法令要綱等	下関市豊北地域観光振興団体事業補助金交付要綱第7条
目的・趣旨等	下関市の交流人口拡大のために実施する、地域の特性を活かした観光客誘致活動や観光施設の環境整備活動等において、地域の観光振興の強化及び充実にを図る。 1. 観光客誘致促進事業 (1) 観光宣伝用パンフレットの作成 (2) 雑誌等の広告媒体を活用した観光宣伝の実施 (3) 観光宣伝隊の実施 (4) 道の駅「北浦街道豊北」での観光案内等の実施 (5) 豊北町観光大使「ほっくん」による観光宣伝の実施 (6) SNSを活用した観光宣伝の実施 2. 観光施設環境整備事業 (1) 各海水浴場へのゴミ袋の配布 (2) 観光案内板等の整備・補修 3. 各団体協調事業 各種団体と協力して観光振興を図るため、次の事業を実施する。 (1) 山口県観光連盟への参加 (2) 長州路観光連絡会への参加 (3) 下関観光コンベンション協会への参加 (4) 豊北夏まつりへの協賛 (5) その他観光振興に必要な各種団体への参加及び協力 (6) 観光振興に必要な各種団体と連携してのイベントの開催
交付先名	豊北町観光協会
補助対象事業に要する経費	3,402,000 円
補助金等の額	2,000,000 円
補助金率	59%

【意見】豊北町観光協会の運営の在り方及び補助金の自主財源確保について

豊北町観光協会は、下関市役所豊北総合支所の地域政策課に事務局が設置されており（豊北町観光協会規約第4条）、事務局長は地域政策課長があたり、会計幹事は地域振興係長がその職にあたりとある（豊北町観光協会規約第17条第2項）。実際の事務の運営は、市の職員が担っている状況である。

上記運営状況に鑑みれば、豊北町観光協会は形式上も事実上も市の組織の一部であると言え、そのような状況にある団体に対して補助金を支出することは、実態として市が自己に対して補助金を支出しているのと同様の状況が生じていると考えられることから望ましくない。

以前から、下関市豊北地区の商工会、下関観光コンベンション協会等業務を引受けてもらうことを模索はしてきているが、実現に至っていない。

- 引続き、豊北町観光協会の運営の在り方について、下記の見直しを検討されたい。
- ① 豊北町観光協会の外部の団体の引受け先を探す。補助金のガイダンスにもとづく自主財源確保の観点からはこちらが望まれる。
 - ② 直営として地域政策課の業務にする。地域の過疎化が進み、地域で観光協会の担い手がいないのであればこちらも考えられる。

No. 37 下関市豊北地域観光イベント開催事業補助金（豊北夏まつり）

R5 負担金補助及び交付金

補助金の概要

補助金等の名称	令和5年度下関市豊北地域観光イベント開催事業補助金
根拠法令要綱等	下関市豊北地域観光イベント開催事業補助金交付要綱
目的・趣旨等	当該イベントは、夏の終わりに盛大なる「まつり」を開催することで、年間を通して誘客できる観光地を目指し、もって観光客誘致及び市内宿泊者の増加を図ることを目的としており、交流人口拡大を積極的に推進することを表明している本市としても、今後も継続的に支援していく必要があるため。
交付先名	豊北夏まつり実行委員会
補助対象事業に要する経費	6,021,118 円
補助金等の額	1,800,000 円
補助金率	30%

・令和4年度豊北夏まつり事業実績より

豊北夏まつり（豊北地域観光イベント開催事業）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度、令和3年度は開催が中止になりました。

令和4年度は来場者の検温、開催時間の短縮等の感染対策を実施し、3年ぶりの開催となりました。

令和4年度の第30回豊北夏まつりは、令和4年8月27日に開催され、いつもとは違う「阿川ほうせんぐり海浜公園」での夏まつり（花火大会）となりました。

来場者数は約4,500人で、地元阿川地区の住民の方々、山口県漁協阿川支店及びY建設株式会社等の協力のもと無事終了しました。

本事業は、豊北町最大規模の集客イベントであり、地域の若者が中心となって「まつり」の協賛金のお願いや企画など事業運営をしており、このことにより豊北地域が一体となり地域の活性化並びに観光客等の誘客促進が図られ、交流人口の拡大に大いに寄与した結果が得られました。

【指摘又は意見】

なし。

< 豊田総合支所 >

No. 38 下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市駐車場及び駐車場トイレ維持管理業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市駐車場及び駐車場トイレ維持管理業務
契約先名	(株)豊田ふるさとセンター
契約方法	随意契約 見積合わせ
契約内容	下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市駐車場及び駐車場トイレ維持管理業務
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
契約額(税込)	1,870,000 円
予定価格(税込)	2,046,000 円
予定価格の積算方法	直接人件費(近隣相場による単価と予定時間との積)、直接経費、維持費、諸経費の積算
契約額/予定価格(税抜)	91.4%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	駐車場及び駐車場トイレ維持管理業務のため
随意契約の理由	「道の駅ほたる街道とよた」(仮称)の設置及び維持管理に関する協定書により、山口県が所有する駐車場や屋外公衆便所の維持管理は市が行うものであり、維持管理にあたっては、施設利用者の利便性を図るためにも当該施設と一体的に管理することが必要である。また当該施設の維持管理等に精通していることや、不測の事態にも即時対応可能であることが重要である。以上のことから、道の駅「蛸街道西ノ市」の指定管理者で、これまで施設管理を受託する中で、誠実に業務を行ってきた実績があり、ノウハウも有しているため、随意契約とした。
業者選定理由	見積合わせ(随意契約の理由と同じ)
履行確認方法	業務完了報告書の提出
再委託先の有無	有

【指摘又は意見】

なし。

No. 39 道の駅蛸街道西ノ市マンホールポンプ保守点検業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	道の駅蛸街道西ノ市マンホールポンプ保守点検業務
契約先名	山口県エンジニアリング株式会社
契約方法	随意契約 見積合わせ
契約内容	本業務は、道の駅蛸街道西ノ市内にあるマンホール形式ポンプの維持管理（保守点検業務その他業務、巡回点検業務）を行うものである。
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
契約額(税込)	462,000 円
予定価格(税込)	462,000 円
予定価格の積算方法	業者からの聴取及び参考見積による
契約額/予定価格(税抜)	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	市の施設のマンホールポンプ保守点検のため
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため(受託実績があり不測の事態にも対応可能な業者であるため)
業者選定理由	見積合わせ
履行確認方法	業務履行報告書、保守点検表、施工写真の提出
再委託先の有無	無

【指摘又は意見】

なし。

No. 40 豊田湖ビジターセンター清掃委託業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	豊田湖ビジターセンター清掃委託業務
契約先名	一般財団法人豊田湖畔公園管理財団
契約方法	随意契約 見積合わせ
契約内容	豊田湖ビジターセンター清掃業務
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
契約額(税込)	513,000 円
予定価格(税込)	513,000 円
予定価格の積算方法	業者からの聴取及び参考見積による
契約額/予定価格(税抜)	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者

委託理由	公園施設の清掃業務委託のため
随意契約の理由	一般財団法人豊田湖畔公園管理財団は、平成7年5月の開園当初より豊田湖畔公園施設の指定管理者である。当施設内の豊田湖ビジターセンターは、施設利用者の利便性を図るためにも公園施設と一体的に管理することが必要であり、適切な対応も可能になる。これまで施設管理を受託する中で、誠実に業務を行ってきた実績がありノウハウも有していることから、1者の選定とした。
業者選定理由	見積合わせ
履行確認方法	業務報告書の提出
再委託先の有無	無

【指摘又は意見】

なし。

No. 41 豊田湖畔公園 Wi-Fi 環境整備事業

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	豊田湖畔公園 Wi-Fi 環境整備事業
契約先名	株式会社ケーブルネット下関
契約方法	随意契約 見積合わせ
契約内容	業務内容 ア. 施設内への Wi-Fi 通信機器等の設置 イ. アに係る電気・配線・取付工事 ウ. 管理ソフトの配備 エ. 通信状況の検査・確認等 オ. その他上記に付随する業務（書類調製等）
契約期間	令和5年10月1日～令和6年2月29日
契約額(税込)	2,470,317 円
予定価格(税込)	2,500,000 円
予定価格の積算方法	業者からの見積による
契約額/予定価格 (税抜)	98.8%
入札参加事業者数又は 見積入手事業者数	1 者
委託理由	公園施設のため、専門性及び技術性が必要のため
随意契約の理由	性質・目的が競争入札に適しない契約を、公募型プロポーザル方式による競争により選考された者と締結するため。
業者選定理由	見積合わせ
履行確認方法	ア業務完了報告書 イ当該業務の遂行過程で取得、又は作成した資料 ウその他本市が事業実施に当たり必要とする書類
再委託先の有無	無

【指摘又は意見】

なし。

No. 42 豊田湖畔公園施設の管理運営業務

R5 委託料

協定の概要

協定の名称	豊田湖畔公園施設の管理運営業務
協定先名	一般財団法人豊田湖畔公園管理財団
協定方法及び理由	豊田湖畔公園施設の管理運営に関する基本協定（令和3年3月26日締結 令和3年度から令和7年度）
協定内容	豊田湖畔公園の管理運営に関する業務 下関市豊田湖畔公園施設の設置等に関する条例（平成17年条例第299号）第11条第3項に掲げる業務 （1）公園施設の維持管理に関する業務 （2）公園施設の利用の許可に関する業務 （3）公園施設の運営企画に関する業務 （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
協定期間	年度協定：令和5年4月1日～令和6年3月31日
指定管理料(税込)	指定管理料（当初）2,647,700円
変更指定管理料(税込)	指定管理料（変更後）4,145,700円
精算額	精算額 4,145,700円
事業者数又は 見積入手 事業者数	1者指定
業者選定理由	専門性、効率性、企画力、非代替性
目標値	利用者数 21,000人以上 （基本協定第6条2号及び7条において協議した令和5年度協定による目標値）
履行確認方法	毎月のモニタリング及び四半期ごとの検査報告書の提出
再委託先の有無	有り

【指摘又は意見】

なし。

<豊浦総合支所>

No. 43 下関市豊浦地域観光振興対策事業補助金（豊浦町観光協会事業補助金）

R5 負担金補助及び交付金

補助金の概要

補助金等の名称	令和5年度下関市豊浦地域観光振興対策事業補助金
根拠法令要綱等	下関市豊浦地域観光振興対策事業補助金交付要綱
目的・趣旨等	観光振興対策事業を実施する団体が行う地域の特性を活かした観光客誘致活動、観光宣伝活動等に要する費用の一部を助成することにより、観光振興及び地域振興に寄与し、並びに交流人口の拡大及び地域経済の活性化を推進する。豊浦町観光協会の令和5年度の事業計画は以下のとおりである。 1. 団体運営（事務局活動） （1）総会及び理事会ほか諸会議の開催に関すること （2）団体運営に必要な事務及び経理の処理に関すること （3）観光関連団体との連携に関すること ・山口県観光連盟 ・下関市観光コンベンション協会 ・長州路観光連絡会 ・豊浦町ふるさとづくり推進協議会 ・豊浦地区まちづくり協議会 2. 事業活動（観光客誘致事業） （1）観光地整備事業 ・鬼ヶ城登山道の維持管理 ・観光地の美化清掃 （2）観光宣伝事業 ・情報発信事業 ・キャンペーン事業 3. 誘致イベント事業 （1）川棚温泉まつり
交付先名	豊浦町観光協会
補助対象事業に要する経費	2,854,916 円
補助金等の額	2,141,187 円
補助金率	75%

【意見】証憑類の照合について

下関市補助金ガイドラインによれば、補助金による成果の検証として、証憑類の照合が求められている（下関市補助金ガイドライン 21 ページ）。本監査において証憑類を確認したところ、決算内容と合致することは確認できたが、収入印紙の貼付が求められる額（5 万円以上）にもかかわらず、収入印紙が貼付されていない領収書が複数確認された。

補助金の交付にあたっては、収支計算書の入手と実績報告の入手に合わせて、領収証、請求書等の証憑類との照合も実施されたい。

No. 44 下関市豊浦地域観光イベント開催事業補助金（豊浦夏まつり）

R5 負担金補助及び交付金

補助金等の概要

補助金等の名称	令和5年度下関市豊浦地域観光イベント開催事業補助金
根拠法令要綱等	下関市豊浦地域観光イベント開催事業補助金交付要綱
目的・趣旨等	観光イベント開催事業に要する費用の一部を助成することにより、下関市豊浦地域の観光振興及び地域振興に寄与し、並びに地域経済の活性化及び交流人口の拡大を図る。
交付先名	下関市豊浦町ふるさとづくり推進協議会
補助対象事業に要する経費	4,336,814 円
補助金等の額	2,168,405 円
補助金率	50%

令和5年度（第52回）豊浦夏まつり事業実績によると以下のとおりである
事業の実施状況

- (1) 日時 令和5年8月5日（土） 17:00～21:00
- (2) 場所 涌田漁港漁村広場特設会場

【指摘又は意見】

なし。

No. 45 下関市豊浦地域観光イベント開催事業補助金（豊浦コスモスまつり）

R5 負担金補助及び交付金

補助金等の概要

補助金等の名称	令和5年度下関市豊浦地域観光イベント開催事業補助金
根拠法令要綱等	下関市豊浦地域観光イベント開催事業補助金交付要綱
目的・趣旨等	観光イベント開催事業に要する費用の一部を助成することにより、下関市豊浦地域の観光振興及び地域振興に寄与し、並びに地域経済の活性化及び交流人口の拡大を図る。
交付先名	下関市豊浦町ふるさとづくり推進協議会
補助対象事業に要する経費	1,969,441 円
補助金等の額	1,575,550 円
補助金率	80%

令和5年度（第35回）豊浦コスモスまつり事業実績によると以下のとおりである
事業の実施状況

- 日時 令和5年10月8日（日）及び9日（月・祝）
いずれも 9:00～17:00
- 場所 リフレッシュパーク豊浦

【指摘又は意見】

なし。

No. 46 豊浦地域観光・くらし情報等発信ポータルサイト制作業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	豊浦地域観光・くらし情報等発信ポータルサイト制作業務
契約先名	株式会社ケーブルネット下関
契約方法及び理由	随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約内容	豊浦地域観光・くらし情報等発信ポータルサイト制作業務
契約期間	令和5年8月22日～令和6年3月21日
契約額(税込)	4,488,000円
予定価格(税込)	4,488,000円
予定価格の積算方法	見積書の徴取
契約額/予定価格(税抜)	100%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	2者（プロポーザル参加者）
委託理由	ポータルサイトの制作を専門の事業者を実施してもらうため。
随意契約の理由	プロポーザル方式にて選考された者との契約を締結するため
業者選定理由	公募型プロポーザル実施 2者によるプロポーザルが行われ、第三者を含めた総合評価により選定。
履行確認方法	現物確認（ポータルサイト）
再委託の有無	無

本業務は、地域再生計画に掲げる取組の一環として、豊浦地域及び川棚温泉エリアにおける観光やイベントをはじめとする各種情報を積極的に発信することにより、交流人口・関係人口・定住人口の増加につなげることを目的に、「数ある目的地から豊浦地域を選んでもらうための、豊浦地域の全てがわかるポータルサイト」を整備するものである。

成果物として「とようらナビ (<https://toyoura-navi.jp/>)」を制作、令和6年8月より運用されている。

【意見】ポータルサイトの制作目的に合致した効果測定について

閲覧数の目標を「アクセス数10,000件/年（833件/月）」と定め、当初4か月（令和6年8月～同年11月）のアクセス数が4,130件（達成率123.9%）であったとのことであった。

もっとも、本ポータルサイトは、単純な観光客向けのサイトではなく（観光客向けサイトは下関市公式観光サイトのほか、「豊浦町観光協会」「川棚温泉観光協会」がある。）、交流人口・関係人口・定住人口の増加をも目的としたものであり、制作目的に合致した効果測定を行う必要がある。目的たる定住人口の推移など複数の目標値を設定して総合的に効果測定を検討すべきである。

No. 47 下関市川棚温泉癒やしの庭設計業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	下関市川棚温泉癒やしの庭設計業務
契約先名	株式会社隈研吾建築都市設計事務所
契約方法及び理由	随意契約 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約内容	設計業務等
契約期間	令和 5 年 8 月 24 日～令和 6 年 2 月 29 日
契約額(税込)	2,999,970 円
予定価格(税込)	2,999,970 円
予定価格の積算方法	見積書の徴取
契約額/予定価格(税抜)	100.0%
入札参加事業者数又は 見積入手事業者数	1 者
委託理由	設計業務を実施してもらうため
随意契約の理由	・長年地域との信頼関係が構築され、川棚温泉地域の交流センターなどの実施設計実績がある。 ・各種施設の魅力や雰囲気を一体的・相乗的に向上させるとともに、主宰者である隈研吾氏ならではの文化的精神性・美術的創作性が創出する洗練性・独自性・回遊性を確保
業者選定理由	同上
履行確認方法	成果物受領
再委託の有無	無

本業務は、「下関市川棚温泉癒やしの庭」という名称で、川棚温泉街の中心地における手・足湯、東屋（あずまや）の新築及びそれに伴う電気・機械設備、外構の実施設計業務を委託するものである。下関市川棚温泉交流センターに近接する川棚温泉街の中心に位置する。

契約先である株式会社隈研吾建築都市設計事務所の主宰者である隈研吾氏は、「川棚温泉交流センター」の実施設計の実績があるなど川棚温泉エリアと長年の関係性があり、川棚温泉エリア内の各種施設の魅力や雰囲気を一体的・相乗的に向上させることを理由として一者随意契約が選択されている。

【意見】一者随意契約の慎重な検討について

一者随意契約を選択した詳細な理由が残されており、本件契約の「特殊性」は一応理解できるものである。

しかしながら、下関市随意契約ガイドラインによれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の適用にあたっては、特殊性のみならず、「公正性（その他の業者の参加機会を不当に排除していないか、競争原理が働かずに不利な条件での契約が強いられていないか）」を明確にし、透明性を確保することも求められている。このような観点からの検討がなされたか、なされたのであればその検討過程についても言及することを検討されたい。

＜菊川総合支所＞

菊川 観光宣伝事業（その他） 補助金、工事費計 3 件

No. 48 菊川町観光協会事業補助金

R5 負担金補助及び交付金

補助金の概要

負担金等の名称	令和 5 年度下関市菊川町地域観光振興団体事業補助金
根拠法令要綱等	下関市菊川町地域観光振興団体事業補助金交付要綱
目的・趣旨等	菊川町観光協会が、菊川町の交流人口拡大に寄与するために実施する、地域の特性を生かした観光客誘致活動や観光施設の環境整備活動等に係る費用の一部を助成することにより、地域の観光振興の強化及び充実を図ることを目的とする。
交付先名	菊川町観光協会
補助金等の負担金額	587,000 円

菊川町観光協会は、山口県観光連盟、その他関係機関と連絡をとり、町観光諸施設の開発並びに整備拡充を図ると共に観光事業の促進と住民の文化厚生及び福祉の発展向上に資することを目的として、菊川町観光協会規約に基づいて設置されている。

また、菊川町観光協会の事務を処理するため、下関市役所菊川総合支所内に事務局が設置されている（規約第 2 条）。

補助対象事業は、(1) 観光客誘致促進事業（ア観光に関する宣伝及び観光客誘致に関すること並びにイ観光に関する宣伝及び観光客誘致に関すること）及び(2) 観光施設環境整備事業（観光に関する施設及び資源の保全又は整備に関する事業をいう。）となっており（下関市菊川町地域観光振興団体事業補助金交付要綱（以下、当項目において「交付要綱」）という。）第 3 条）、補助対象経費の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額が補助金の限度額とされている（交付要綱第 5 条）。

【意見】菊川町観光協会の運営の在り方について

菊川町観光協会は、下関市役所菊川総合支所内に事務局が設置されており、実際の事務の運営は市の担当課の職員が担っている状況である。

上記運営状況に鑑みれば、菊川町観光協会は事実上市の組織の一部であると言え、そのような状況にある団体に対して負担金を支出することは、実態として市が自己に対して負担金を支出しているのと同様であると考えられることから望ましくない。

実態として市が自己に対して負担金を支出しているのと同様の状況が生じていることを回避するために、例えば下関市・山口県農協・下関市商工会が出資する第 3 セクターの会社である菊川町まちづくり株式会社に事務局を設置するなど、菊川町観光協会の運営の在り方について見直しを検討されたい。

No. 49 下関市菊川町地域観光イベント開催事業補助金（菊川夏まつり花火大会補助金）

R5 負担金補助及び交付金

補助金の概要

負担金等の名称	令和5年度下関市菊川町地域観光イベント開催事業補助金（菊川夏まつり花火大会補助金）
根拠法令要綱等	下関市菊川町地域観光イベント開催事業補助金交付要綱
目的・趣旨等	地域の仲間同士で協力し、その過程で生まれる「達成感」や「感動」を心の中に定着させ、地域への愛着を深めることを目的とする。更に、花火大会をとおして、菊川町を県内外に広くPRし、交流人口拡大を目指すことを目的として実施されている。
交付先名	菊川町観光協会
補助金等の負担金額	1,450,000 円

【指摘又は意見】

なし。

No. 50 令和5年度菊川自然活用村環境整備工事

R5 工事請負費

工事契約の概要

工事契約の名称	令和5年度菊川自然活用村環境整備工事
契約先名	木屋川建設株式会社
契約方法及び理由	条件付一般競争入札
契約内容	新たな動線の確保のための通路の設置及び増水によりえぐれた護岸の整備
契約期間	令和5年12月4日～令和6年3月15日
契約額(税込)	2,984,300 円
予定価格(税込)	2,985,400 円
予定価格の積算方法	下関北部建設事務所による積算
契約額/予定価格(税抜)	99.9%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
随意契約の理由	該当無
業者選定理由	入札により安値を提示した者
履行確認方法	工事完成通知書の確認並びに施工体制や出来映えなど「工事成績採点表」に基づき総合的に工事検査を実施
再委託の有無	無

【意見】 入札参加者数増加に向けた取組みについて

令和5年度菊川自然活用村環境整備工事に係る入札は条件付一般競争入札により実施されており、旧豊浦郡4町に本店があることが条件となっている。

実際の入札においては1者のみの参加となっており、競争入札が本来予定している競争原理が働いていない状況であった。

条件を、下関市内に本店がある事業者などに拡大し、他の事業者の入札への参加が容易になるか否かを検討されたい。

No. 51 菊川おもてなしプロジェクト 14 件

(共通) 事業の概要

事業名	菊川おもてなしプロジェクト
担当部課	菊川総合支所地域政策課
事業内容	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)活用事業の一環として、菊川地域のにぎわいの創出を目指し、地域再生計画を作成して官民連携により、新たな「交流人口の拡大」を図るとともに、各種地域資源の見える化や道の駅きくがわのハブ機能を高め、「おもてなしによる関係性の深化」によるリピーターやファンを獲得するため、各種支援事業や受入れ環境整備を実施する。

No. 51-1 地域資源を活用した新商品開発戦略策定業務（委託料）

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	地域資源を活用した新商品開発戦略策定業務
契約先名	株式会社リージョナルマネジメント
契約方法及び理由	随意契約 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。プロポーザル方式により選考された受託事業者候補と契約を締結するため。
契約内容	(1) 地域産品の戦略策定、(2) 新商品の開発、(3) 地域産品の購買力の向上及び消費拡大を図るための企画・提案及び実証結果を戦略に反映
契約期間	令和 5 年 7 月 1 日～令和 6 年 3 月 25 日
契約額(税込)	9,200,000 円
予定価格(税込)	9,200,000 円
予定価格の積算方法	見積書の徴取
契約額/予定価格(税抜)	100%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	3 者
委託理由	市が菊川地域において実施する「菊川おもてなしプロジェクト」に係るおもてなし強化事業のうち、「地域資源を活用した新商品開発戦略策定業務」において、菊川地域の地場商品を活用して新たな商品を開発し、地域産品の購買力の向上及び消費拡大を図るための企画、提案及び実証を行ったうえで戦略策定に反映し、観光以外の来訪者などの新たな関係人口の確保及び滞在時間の拡大による地域経済の好循環するシステム形成を図り、リピーターやファンの獲得に務め、まちのにぎわい・地域活力の創出・強化に繋げる。

随意契約の理由	プロポーザル方式により選考された受託事業者候補と契約を締結することから、その性質が競争入札に適さない契約であるため。
業者選定理由	プロポーザル審査委員会による審査結果
履行確認方法	実績報告書の確認
再委託の有無	無

【意見】プロポーザル審査委員会の委員構成について

受託事業者候補を選定するプロポーザル審査委員会の委員は、市の職員 5 名で構成されており、委員による項目ごとの採点結果を集計して候補者が選定されている。

しかし、地域資源を活用した新商品開発戦略策定業務においては、新商品の開発に関する経験や専門知識の活用が必要になる場合があると考えられ、これらの経験や専門知識を有する者がプロポーザル審査委員会の委員に加わることでより詳細にプロポーザルの内容を審査することが可能と考えられる。

受託事業者候補を選定するプロポーザル審査委員会の委員には、市外部の民間事業者や学識経験者などの参加を検討されたい。

No. 51-2 菊川自然活用村Wi-Fi整備業務

R5 委託料

1. 委託契約の概要

委託業務の名称	菊川自然活用村Wi-Fi整備業務
契約先名	N T T ビジネスソリューションズ株式会社山口ビジネス営業部
契約方法及び理由	随意契約 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による見積り合せにより随意契約を締結するため。
契約内容	菊川自然活用村旧自然環境活用センターにWi-Fi環境が整備できるよう、無線アクセスポイントを設置する。
契約期間	令和 5 年 9 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日
契約額(税込)	598,400 円
予定価格(税込)	598,400 円
予定価格の積算方法	見積書の徴取
契約額/予定価格(税抜)	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	下関市が菊川地域において実施する「菊川おもてなしプロジェクト」におけるグランピング実証事業として、菊川自然活用村にフリーWi-Fiを整備することで、来訪者及び利用者の利便性や満足度の向上を図るとともに、安心して利用できる環境整備を提供することで、菊川地域の交流人口の拡大を図る。

随意契約の理由	本業務は、平成 30 年度に観光スポットフリーWi-Fi 環境整備業務において、下関市が整備した「SSID:Shimonoseki_Free-Wi-Fi」を使用して運用を行うものであり、当該 SSID は委託契約の相手方のクラウド設備、ネットワーク設備、ネットワーク回線及び拠点機器を用いて運用を行っている。よって、同設備の導入・運用に携わった相手方でなければ当該業務を達成することができない。以上のことから、本業務を確実に履行できるのは当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約とする。
業者選定理由	同上
履行確認方法	業務完了報告書並びに現地確認による。
再委託の有無	有（→下記の【指摘】参照）

【指摘】再委託手続の合规性について

委託先事業者が業務完了報告書に添付して市に提出した無線 LAN アクセスポイント設置工事【新設・増設】AP 工事・試験完成報告書を閲覧したところ、施工会社として A 社（NTT ブロードバンドプラットフォーム株式会社）の記載があり、また同報告書に記載の基本情報の項目には、総合調整・折衝会社及び施行会社として B 社（株式会社 NTT フィールドテクノ）の記載があった。

令和 5 年 9 月 1 日付けで市と委託先事業者との間で作成された契約書の第 4 条では、業務を第三者に再委託するにはあらかじめ市の書面による承認を受けなければならない旨が規定されているが、市は同条の規定に基づいた書面による承認を行っていなかった。

市は、委託先事業者の業務の実施体制を確認し、契約書の規定に基づいた再委託に関する手続を実施すべきである。

No. 51-3 菜の花プロジェクト樹木剪定業務

R5 委託料

1. 委託契約の概要

委託業務の名称	菜の花プロジェクト樹木剪定業務
契約先名	山口県酪農農業協同組合
契約方法及び理由	随意契約 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び下関市契約規則第 19 条第 6 号に定める随意契約によることができる場合の限度額（50 万円）以内であるため。
契約内容	（1）強剪定、（2）業務による発生材の処分、（3）委託業務完了後の書類提出
契約期間	令和 5 年 10 月 16 日～令和 5 年 12 月 22 日
契約額(税込)	165,000 円
予定価格(税込)	171,600 円
予定価格の積算方法	見積書の徴取
契約額/予定価格(税抜)	96%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	2 者

委託理由	道の駅きくがわ菜の花プロジェクトに係る菜の花観賞地の樹木剪定を行うため。
随意契約の理由	予定価格が契約規則に定める金額以下であり事務の効率性の観点から随意契約とする。
業者選定理由	見積合せの結果低い見積額を提示した事業者を選定。
履行確認方法	業務完了報告書の確認
再委託の有無	無

【指摘又は意見】

なし。

No. 51-4 菊川自然活用村仮設トイレ設置管理業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	菊川自然活用村仮設トイレ設置管理業務
契約先名	株式会社キロク
契約方法及び理由	随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び下関市契約規則第19条第6号に定める随意契約によることができる場合の予定価格が規則で定める額（50万円）の範囲内であるため。
契約内容	(1) ポンプ式簡易水洗トイレ3連の設置及び借上げ、(2) し尿汲み取り
契約期間	令和5年11月1日～令和6年3月31日
契約額(税込)	94,050円
予定価格(税込)	94,281円
予定価格の積算方法	見積書の徴取
契約額/予定価格(税抜)	99.7%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	2者
委託理由	ポンプ式簡易水洗トイレの設置及びし尿汲み取りを行うため。
随意契約の理由	予定価格が契約規則に定める金額以下であり事務の効率性の観点から随意契約とする。
業者選定理由	見積合せの結果低い見積額を提示した事業者を選定。
履行確認方法	成果報告書の確認
再委託の有無	無

【指摘又は意見】

なし。

No. 51-5 歌野景観整備（アジサイ植栽）業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	歌野景観整備（アジサイ植栽）業務
契約先名	山口県西部森林組合
契約方法及び理由	随意契約 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び下関市契約規則第 19 条第 6 号に定める随意契約によることができる場合の予定価格が規則で定める額（50 万円）の範囲内であるため。
契約内容	アジサイ植栽
契約期間	令和 5 年 11 月 17 日～令和 6 年 3 月 25 日
契約額(税込)	413,600 円
予定価格(税込)	415,800 円
予定価格の積算方法	見積書の徴取
契約額/予定価格(税抜)	99.4%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	2 者
委託理由	アジサイ植栽を専門の事業者を実施してもらうため。
随意契約の理由	予定価格が契約規則に定める金額以下であり事務の効率性の観点から随意契約とする。
業者選定理由	見積合せの結果低い見積額を提示した事業者を選定。
履行確認方法	現地確認（→下記の【意見】参照）
再委託の有無	無

【意見】業務等委託検査調書の記載について

市は、委託業務の履行確認を行うために検査職員を指名し、検査職員は委託業務が適切に実施されていることを確認した後に業務等委託検査調書を作成している。

歌野景観整備（アジサイ植栽）業務に係る業務等委託検査調書を閲覧したところ、「検査の意見」の欄に「良好」とのみ記載されており、具体的にどのように検査を実施したのかが明らかではなかった。

そこで、委託業務の履行確認方法について市の担当者に質問したところ、現地確認を行い、履行状況を確認したとの回答を得た。

業務等委託検査調書には、検査の結果だけではなく、どのように検査を実施したのかについても合わせて記載し、委託業務の履行確認方法を明確にされたい。

No. 51-6 歌野景観整備（ツバキ植栽）業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	歌野景観整備（ツバキ植栽）業務
契約先名	山口県西部森林組合
契約方法及び理由 50	条件付き一般競争入札
契約内容	ツバキ植栽及び獣害防止柵設置
契約期間	令和 5 年 9 月 1 日～令和 6 年 3 月 25 日
契約額(税込)	1,459,700 円
予定価格(税込)	1,544,400 円
予定価格の積算方法	見積書の徴取
契約額/予定価格(税抜)	94.5%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	ツバキ植栽を専門の事業者を実施してもらうため。
随意契約の理由	該当無
業者選定理由	1 者入札
履行確認方法	現地確認（→監査の結果及び意見参照）
再委託の有無	無

【意見】業務等委託検査調書の記載について

市は、委託業務の履行確認を行うために検査職員を指名し、検査職員は委託業務が適切に実施されていることを確認した後に業務等委託検査調書を作成している。

歌野景観整備（ツバキ植栽）業務に係る業務等委託検査調書を閲覧したところ、「検査の意見」の欄に「良好」とのみ記載されており、具体的にどのように検査を実施したのかが明らかではなかった。

そこで、委託業務の履行確認方法について市の担当者に質問したところ、現地確認を行い、履行状況を確認したとの回答を得た。

業務等委託検査調書には、検査の結果だけではなく、どのように検査を実施したのかについても合わせて記載し、委託業務の履行確認方法を明確にされたい。

No. 51-7 道の駅きくがわ菜の花プロジェクトのぼり旗設置等管理業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	道の駅きくがわ菜の花プロジェクトのぼり旗設置等管理業務
契約先名	菊川町まちづくり株式会社
契約方法及び理由	随意契約 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号：性質または目的が競争入札に適さないもの
契約内容	(1) のぼり旗製作、(2) のぼり旗の設置、(3) 維持管理、(4) 業務完了後の書類提出
契約期間	令和 6 年 2 月 16 日～令和 6 年 3 月 31 日

契約額(税込)	250,800 円
予定価格(税込)	250,800 円
予定価格の積算方法	見積書の徴取
契約額/予定価格 (税抜)	100.0%
入札参加事業者数又は 見積入手事業者数	1 者
委託理由	道の駅きくがわの指定管理者である菊川町まちづくり株式会社と契約することにより、効果的なPRを行うことができ、また、設置中の維持管理についても、支障発生時には即時対応が可能のため。
随意契約の理由	本業務は、『菊川おもてなしプロジェクト（道の駅きくがわ菜の花プロジェクト）』の一環で実施する事業であり、事業自体が道の駅きくがわと隣接する菜の花畑を一带としてPRするものである。 道の駅きくがわの指定管理者である菊川町まちづくり株式会社と契約することにより、効果的なPRを行うことができ、また、設置中の維持管理についても、支障発生時には即時対応が可能であり、本事業実施者としては最も相応しいと言える。
業者選定理由	同上
履行確認方法	実績確認書の確認
再委託の有無	無

【指摘又は意見】

なし。

No. 51-8 歌野の桜ライトアップ照明取付等業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	歌野の桜ライトアップ照明取付等業務
契約先名	株式会社SOU
契約方法及び理由	条件付き一般競争入札
契約内容	(1) ライトアップ用機材の設置、(2) ライトアップ運営管理、(3) 委託業務完了後の書類提出
契約期間	令和6年2月2日～令和6年3月31日
契約額(税込)	561,000 円
予定価格(税込)	561,000 円
予定価格の積算方法	見積書の徴取による業務設計
契約額/予定価格 (税抜)	100%
入札参加事業者数又は 見積入手事業者数	1 者
委託理由	ライトアップ機材の設置及びライトアップ運営を専門の事業者に実施してもらうため。

随意契約の理由	該当無
業者選定理由	1 者入札
履行確認方法	現地確認（→下記の【意見】参照）
再委託の有無	無

【意見】業務等委託検査調書の記載について

市は、委託業務の履行確認を行うために検査職員を指名し、検査職員は委託業務が適切に実施されていることを確認した後に業務等委託検査調書を作成している。

歌野の桜ライトアップ照明取付等業務委託検査調書を閲覧したところ、「検査の意見」の欄に「良好」とのみ記載されており、具体的にどのように検査を実施したのかが明らかではなかった。

そこで、委託業務の履行確認方法について市の担当者に質問したところ、現地確認を行い、履行状況を確認したとの回答を得た。

業務等委託検査調書には、検査の結果だけではなく、どのように検査を実施したのかについても合わせて記載し、委託業務の履行確認方法を明確にされたい。

No. 51-9 菊川自然活用村W i - F i 運営保守管理業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	菊川自然活用村W i - F i 運営保守管理業務
契約先名	N T T ビジネスソリューションズ株式会社山口ビジネス営業部
契約方法及び理由	随意契約
契約内容	菊川自然活用村W i - F i 整備業務において整備したアクセスポイントの運営及び保守管理を行う。
契約期間	令和 5 年 11 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
契約額(税込)	77,000 円
予定価格(税込)	77,000 円
予定価格の積算方法	見積書の徴取
契約額/予定価格(税抜)	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	W i - F i 運営保守管理を専門の事業者を実施してもらうため。

随意契約の理由	菊川自然活用村W i - F i 整備業務において整備した「SSID:Shimonoseki_Free-Wi-Fi」は、委託契約の相手方のクラウド設備、ネットワーク設備、ネットワーク回線及び拠点機器を用いて提供しているサービスであり、サービスの運用だけでなく、そのセキュリティ対策、24時間365日の遠隔監視及び障害発生時の対応、アクセスログの記録及び保守の業務は、同設備の導入・運用に携わった委託契約の相手方でなければ当該業務を達成することができない。以上のことから、本業務を確実に履行できるのは当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約とする。
業者選定理由	同上
履行確認方法	設置している Wi-Fi の履行確認については職員が現場にて携帯電話により機器へ接続し利用者数等の確認を行っている。
再委託の有無	無

【意見】業務等委託検査調書の記載について

市は、委託業務の履行確認を行うために検査職員を指名し、検査職員は委託業務が適切に実施されていることを確認した後に業務等委託検査調書を作成している。

ただし、契約金額が50万円を超えない契約である場合などには契約代金の請求書又は関係帳票類に検査済の旨及び検査の日付を記入し、記名することによって、検査調書の作成に代えることができるとされており（契約規則第36条の4）、菊川自然活用村W i - F i 運営保守管理業務においても検査調書の作成は省略され、成果報告書に該当する「業務完了通知書」に「検査済」の文言、検査を実施した日付及び検査職員名が記載されていたものの、具体的にどのように検査を実施したのかが明らかではなかった。

そこで、委託業務の履行確認方法について市の担当者に質問したところ、設置している Wi-Fi の履行確認については職員が現場にて携帯電話により機器へ接続し利用者数等の確認を実施し、履行状況を確認したとの回答を得た。

履行確認の検査時には、検査を実施した旨だけではなく、どのように検査を実施したのかについても合わせて記載し、委託業務の履行確認方法を明確にされた。

No. 51-10 令和 5 年度菊川地域宿泊施設利用促進送客支援業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	令和 5 年度菊川地域宿泊施設利用促進送客支援業務
契約先名	株式会社 C R E I N
契約方法及び理由	随意契約 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。プロポーザル方式により選考された受託事業者候補と契約を締結するため。
契約内容	(1) 方向性の策定及びアドバイザー業務、(2) 戦略的業務、(3) 上記業務に関する実施補助
契約期間	令和 5 年 12 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
契約額(税込)	2,332,000 円
予定価格(税込)	2,332,000 円
予定価格の積算方法	見積書の徴取
契約額/予定価格(税抜)	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	3 者
委託理由	宿泊施設利用促進送客支援について知見を有する専門の事業者に業務を実施してもらうため。
随意契約の理由	プロポーザル方式により選考された受託事業者候補と契約を締結することから、その性質が競争入札に適さない契約であるため。
業者選定理由	プロポーザル審査委員会による審査結果
履行確認方法	業務完了報告書等により確認
再委託の有無	無

菊川の宿泊施設であるサングリーン菊川は、市の宿泊施設でありサングリーン菊川に対する観光施設特別会計の歳入（土地・歳出で計上されている。この委託支援業務は、利用率の悪化しているサングリーン菊川（指定管理者）宿泊施設利用促進を目的としているものである。

公共施設カルテ

市営宿舎サングリーン菊川

【利用状況】			
区分	R3(2021)年度	R4(2022)年度	R5(2023)年度
開館日数	361	360	362
利用者数（人）	25,648	27,599	29,965
利用者数/日	71.0	76.7	82.8
利用可能コマ数	9,747	9,720	9,774
利用コマ数	2,865	3,669	4,264
利用率	29.4%	37.7%	43.6%

【歳入情報】 (単位:千円)			
区分	R3(2021)年度	R4(2022)年度	R5(2023)年度
施設使用料・負担金等	0	0	0
貸付料・目的外使用料等	69	69	69
その他収入	0	0	0
歳入計	69	69	69

【歳出情報】 (単位:千円)				
区分		R3(2021)年度	R4(2022)年度	R5(2023)年度
施設の コスト	人件費	0	0	0
	光熱水費等	0	0	0
	修繕料	1,727	825	2,551
	委託料	0	0	0
	工事請負費	0	5,225	0
	使用料及び賃借料	0	0	0
	その他	0	0	0
事業の コスト	人件費	0	0	0
	委託料・報償費	0	0	0
	その他	15	15	19
指定管理料		13,200	7,500	15,266
歳出計		14,942	13,565	17,836

【指摘】再委託手続の合規性について

委託先事業者が市に提出したプロポーザル資料を閲覧したところ、実施体制の項目において、実施体制の図には旅行事業者やデザイナー・クリエイターの記載があり、また文章中に地元の事業者を中心に各分野に精通した体制を構築との記載があった。

令和5年12月1日付けで市と委託先事業者との間で作成された契約書の第6条では、業務を第三者に再委託するにはあらかじめ市の書面による承認を受けなければならない旨が規定されているが、市は同上に規定に基づいた書面による承認を

行っていなかった。

市は、委託先事業者の業務の実施体制を確認し、契約書の規定に基づいた再委託に関する手続を実施すべきである。

【意見】市営宿舍サングリーン菊川の運営について

菊川の宿泊施設であるサングリーン菊川は、市の宿泊施設でありサングリーン菊川に対する観光施設特別会計の歳入・歳出で計上されている。この委託支援業務は、利用率の悪化しているサングリーン菊川（指定管理者）宿泊施設利用促進を目的としているものである。利用率が向上しなければ、市営宿舍サングリーン菊川運営について更なる検討が必要になると思われる。

No. 51-11 令和5年度素麺のまちプロジェクト業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	令和5年度素麺のまちプロジェクト業務
契約先名	株式会社リージョナルマネジメント
契約方法及び理由	条件付き一般競争入札
契約内容	(1) 素麺のまちプロジェクト事業説明会の実施(2回、飲食店対象)、(2) 賛同した事業者の配布用素麺500グラム×90袋を購入、(3) 事業賛同者の試作状況等の把握及び必要に応じて各事業者へ情報提供を行う、(4) 菊川手延べ素麺のPRグッズの作成、(5) SNS情報発信講座
契約期間	令和5年11月22日～令和6年3月25日
契約額(税込)	1,078,000 円
予定価格(税込)	1,393,700 円
予定価格の積算方法	見積書の徴取
契約額/予定価格(税抜)	77.3%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	2 者
委託理由	新商品の開発、PR等について専門の事業者を実施してもらうため。
随意契約の理由	該当無
業者選定理由	入札の結果、最も低い入札額を提示した事業を選定。
履行確認方法	業務完了報告書等により確認
再委託の有無	無

【指摘又は意見】

なし。

No. 51-12 菊川自然環境活用センターアスベスト含有分析調査業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	菊川自然環境活用センターアスベスト含有分析調査業務
契約先名	有限会社藤井商会
契約方法及び理由	随意契約 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び下関市契約規則第 19 条第 6 号に定める随意契約によることができる場合の予定価格が規則で定める額（50 万円）の範囲内であるため。
契約内容	菊川自然環境活用センターのアスベスト試料採取、分析及び分析結果の報告
契約期間	令和 5 年 11 月 20 日～令和 6 年 1 月 10 日
契約額(税込)	154,000 円
予定価格(税込)	168,300 円
予定価格の積算方法	見積書の徴取
契約額/予定価格(税抜)	91.5%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	2 者
委託理由	アスベスト含有分析調査に関する専門の事業者を実施してもらうため。
随意契約の理由	予定価格が契約規則に定める金額以下であり事務の効率性の観点から随意契約とする。
業者選定理由	見積合せの結果低い見積額を提示した事業者を選定。
履行確認方法	成果報告書の確認
再委託の有無	無

【指摘又は意見】

なし。

No. 51-13 菊川自然環境活用センター和室改修工事

R5 委託料

工事契約の概要

工事契約の名称	菊川自然環境活用センター和室改修工事
契約先名	有限会社岡崎建設
契約方法及び理由	条件付き一般競争入札
契約内容	菊川自然環境活用センターの和室の改修
契約期間	令和 5 年 12 月 27 日～令和 6 年 3 月 19 日
契約額(税込)	5,812,400 円
予定価格(税込)	6,076,400 円
予定価格の積算方法	建設部公共建築課による積算
契約額/予定価格(税抜)	95.6%

入札参加事業者数又は見積入手事業者数	2 者
履行確認方法	仕様書・設計図書、工事記録写真の確認
他の事業者利用の有無	無

【指摘又は意見】

なし。

No. 51-14 令和 5 年度菊川おもてなし実行委員会負担金

R5 負担金補助及び交付金

負担金の概要

負担金等の名称	令和 5 年度菊川おもてなし実行委員会負担金
根拠法令要綱等	菊川おもてなし実行委員会規約
目的・趣旨等	菊川地域の賑わいの創出を目指し、官民連携で新たな交流人口の拡大を図るとともに、おもてなしによる関係性の深化により菊川地域に対する共感・愛着・信頼を得て、リピーターやファンの獲得による関係人口の拡大を図る。
交付先名	菊川おもてなし実行委員会
補助金等の負担金額	4,134,000 円

菊川おもてなし実行委員会は、菊川おもてなしプロジェクトに掲げる 5 つの事業を行うことにより、菊川地域内のコミュニケーションや連携強化を図り、地域一丸となって菊川地域を目的とした来訪者をターゲットに関係人口の創出・受け入れの拡大を図るため、次の各号に掲げる 4 つの基本目標を達成することを目的として、菊川おもてなし実行委員会規約（以下、当項目において「規約」という。）に基づいて設置されている。

- (1) 道の駅きくがわを地域の核となる関所とし、来訪者を送客できるハブ機能を高める。
- (2) 民間事業者の誘客に向けたモチベーションを高める。
- (3) 官民の連携を図りながら効果的に事業を検討・展開する。
- (4) 地域が一体となって、関係する人口の創出及びその関係性の深化を図り、リピーターやファンを獲得する。

実行委員会の委員は、規約第 4 条において、別表に掲げる菊川地域で活動する事業所、団体、地方公共団体から選出するとされており、下関市のほか、道の駅きくがわを含む菊川おもてなしプロジェクトに関わりのある地元の事業者 6 者が委員となっている。

また、実行委員会の事務を処理するため、下関市役所菊川総合支所地域政策課内に事務局が設置されており、事務局長は下関市役所菊川総合支所地域政策課長をもって充てる旨規定されている（規約第 13 条）。

規約第 12 条に「実行委員会の活動に要する経費は、下関市負担金及びその他の諸収入をもって充てる」旨規定されており、市の予算及び当該規定に基づき菊川おもてなし実行委員会負担金が支出されている。

【意見】菊川おもてなし実行委員会の運営の在り方について

菊川おもてなし実行委員会は、下関市役所菊川総合支所地域政策課内に事務局が設置されており、また事務局長は下関市役所菊川総合支所地域政策課長が就任している。そのため、実際の事務の運営は市の担当課の職員が担っている状況である。

上記運営状況に鑑みれば、菊川おもてなし実行委員会は事実上市の組織の一部であると言え、そのような状況にある団体に対して負担金を支出することは、実態として市が自己に対して負担金を支出しているのと同様であると考えられることから望ましくない。

実態として市が自己に対して負担金を支出しているのと同様の状況が生じていることを回避するために、例えば実行委員会方式を止め市が直接代替の会議を実施する、あるいは他の委員の事業所に事務局を設置するなど、菊川おもてなし実行委員会の運営の在り方について見直しを検討されたい。

No. 52 道の駅きくがわ敷地内清掃等管理業務ほか4件

(共通) 事業の概要

事業名	菊川地区観光施設管理運営業務
担当部課	菊川総合支所地域政策課
事業内容	トイレの清掃管理、敷地内の清掃、除草管理の委託

No. 52-1 道の駅きくがわ敷地内清掃等管理業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	道の駅きくがわ敷地内清掃等管理業務
契約先名	菊川町まちづくり株式会社
契約方法及び理由	随意契約
契約内容	道の駅きくがわ敷地内清掃管理等の業務を委託するもの
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
契約額(税込)	1,036,200 円
予定価格(税込)	1,036,200 円
予定価格の積算方法	過年度実績
契約額/予定価格(税抜)	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	その他の契約で性質又は目的が競争入札に適さないもの

業者選定理由	菊川町まちづくり株式会社は、下関市・山口県農協・下関市商工会が出資する第3セクターの会社で、平成28年度から現在まで下関市菊川総合交流ターミナル（道の駅きくがわ）の指定管理者に指定されている。 同敷地管理は施設利用者の利便性を図るためにも、施設を一体的に管理することが必要であり、よって適切な対応も可能である。 菊川町まちづくり株式会社は、これまで業務を受託する中で、誠実に業務を行ってきた実績があるため1者を選定した。
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

業務内容は、下関市菊川町大字上岡枝 766 番地 1（道の駅きくがわ）について次のとおりである。

- イ．トイレの清掃管理に関すること。
- ロ．敷地内の清掃、除草管理に関すること。
- ハ．業務写真の提出

検査に必要な業務写真は、不明瞭にならないように注意して撮影し、わかりやすく整理したうえで、提出すること。

【意見】履行の確認方法について(法規性、経済性)

市は、月次で実績報告書とともに作業日報の提出を受けているが、作業日報には時間の実績集計が行われていなかった。

見積の妥当性の評価及び翌年度の予算見積の評価を適正に行うためにも、作業時間の把握を記録として残すことを検討されたい。

No.52-1、2、3

道の駅きくがわ敷地内清掃等管理業務ほか 3 件（共通の監査の結果及び意見）

【意見】随意契約における見積り合せに係る見積書の徴取について(経済性)

下関市契約規則第 23 条第 1 項において、「随意契約によろうとするときは、なるべく 2 者以上から見積書を徴さなければならない。」と規定されており、これは随意契約においても価格決定に競争の原理を取り入れ経済性を確保しようとする趣旨と考えられる。

しかしながら、菊川地区観光施設管理運営業務においてサンプル抽出した契約は、予定価格の積算に際して徴取する見積書において、見積書の徴取先が 1 者のみとなっているものばかりであった。

予定価格の適正な積算は、公平性、経済性及び競争性を確保する上で重要であるため、今後は、予定価格の積算に際して徴取する見積書においても、極力 2 者以上から見積書を徴取するよう、より一層努力されたい。

【意見】適正な予定価格の積算について(経済性)

積算の前提となる根拠が実態と乖離している積算となっているもの(1 日の作業時間の見積りが実績報告書等の資料から推定される実績時間と異なる。)があった。

これは、外部委託業務の実績報告書その他の書類(以下「実績報告書等」という。)

の提出を受けているにもかかわらず、これら実績の分析・検討が十分に行われていないことが要因の一つとして考えられる。

今後は、日常の執務を行う中において、委託した業務に関する情報収集を行うとともに、実績報告書等の記載内容について分析・検討を行い、担当者が予定価格の積算に利用し得ると考えられる項目を追加するなど、次年度以降の適正な予定価格の積算の根拠として活用できるよう必要に応じて実績報告書等に記載すべき内容について見直しを図られたい。

No. 52-2 河川公園管理業務

R5 委託料

1. 委託契約の概要

委託業務の名称	河川公園管理業務
契約先名	公益社団法人下関市シルバー人材センター
契約方法及び理由	随意契約
契約内容	公園内の環境及び衛生を保つため、公園内の管理（トイレ含む）を行う。
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
契約額(税込)	4,389,000 円
予定価格(税込)	4,389,000 円
予定価格の積算方法	過年度実績
契約額/予定価格(税抜)	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	シルバー人材センターから役務の提供を受けるもの
業者選定理由	同上
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

業務内容は次の①から③の場所について、下のイ. からハ. に記載のとおりである。

- ① 下関市菊川町大字檜崎・大字日新 遊一遊一広場
- ② 下関市菊川町大字下岡枝・大字田部 チャレンジパーク
- ③ 下関市菊川町大字上保木 木屋川河川公園

イ. トイレの清掃管理に関すること

ゴミ、汚物を収集し、清掃を行う。トイレットペーパー、清掃道具等の消耗品は委託者が負担するので、効率的な使用に努めること。

ロ. 剪定に関すること

剪定は、自由形仕立てとする。剪定後の樹木は、指定されたゴミ袋に入れて処分業者へ出すこと。

ハ. 草刈・草取・清掃に関すること

- ① 草刈機等を用いて実施すること。また斜面の草刈においては、安全に十分に注意して作業すること。なお、草刈に用いる機械及びそれに係る燃料費及び消耗品は、受託者が負担すること。

- ② 草刈後の草は、現場敷地内放置で可とするが、道路等に飛散したものは、適

切に処理すること。園内から発生したゴミや落ち葉は、指定されたゴミ袋に入れて処分業者へ出すこと。

【意見】履行の確認方法について(合規性、経済性)

市は、月次で実績報告書とともに作業日報の提出を受けているが、作業日報には時間の実績集計が行われていなかった。

見積の妥当性の評価及び翌年度の予算見積の評価を適正に行うためにも、作業時間の把握を記録として残すことを検討されたい。

No. 52-3 ほほえみの小径管理業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	ほほえみの小径管理業務
契約先名	医療法人星の里会
契約方法	条件付一般競争入札
契約内容	公園内の環境及び衛生を保つため、公園内の管理（トイレ含む）を行う。
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
契約額(税込)	660,000 円
予定価格(税込)	678,700 円
予定価格の積算方法	過年度実績
契約額/予定価格(税抜)	97.2%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	—
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託先の有無	無

業務内容は、下関市菊川町大字下岡枝 ほほえみの小径について次のとおりである。

イ. トイレの清掃管理に関する事

面積 43.4 m²。月 20 日（延べ 240 日）1 回 1 時間ゴミ、汚物を収集し、清掃を行う。トイレ清掃時に用いる清掃用具及び消耗品等（洗剤やトイレットペーパー等）は、受託者が負担すること。

ロ. 園内清掃・剪定・草取りに関する事

年間作業時間は、年間 336 時間とする。剪定は、自由形仕立てとする。園内から発生したゴミや落ち葉、剪定後の樹木、草取り後の草は、ゴミ袋に入れて処分業者へ出すこと。

ハ. 草刈りに関すること

河川側土手法面 W=4m L=400m

年 1 回、刈払機等を用いて草刈りを実施すること。草については、その場へ放置可とする。なお、機械及びそれに係る燃料費及び消耗品は、受託者が負担すること。

【指摘】年度実施計画書の徴取について(合規性)

ほほえみの小径管理業務に係る仕様書の「5. 各種報告等の作成・提出 (1)年度実施計画書」において、契約締結後速やかに年度業務計画書を提出しなければならない旨が規定されているが、実際には徴取されていなかった。

仕様書も委託契約の一部を構成していることから、契約の適切な履行のため、仕様書に従い委託先事業者に対して年度実施計画書を徴求すべきである。

【指摘】履行の確認方法について(合規性)

契約の履行確認は、受託事業者が実績報告書及び現場の写真を市に提出し、市の担当者が報告書等を閲覧することによって確認している。

ほほえみの小径管理業務において、市が提出を受けた写真の中には月次で提出を受けているものがあるが、日付が確認できないものがあり、また同一の写真が使用されていると思われるものがあつた。

委託業務が適切に実施されていることを確かめるために、月次の報告の際に実績報告書や添付の写真などを慎重に確認するとともに必要に応じて清掃現場を視察するなど、履行確認を徹底すべきである。

【意見】履行の確認方法について(合規性、経済性)

市は、月次で実績報告書とともに作業日報の提出を受けているが、作業日報には時間の実績集計が行われていなかった。

見積の妥当性の評価及び翌年度の予算見積の評価を適正に行うためにも、作業時間の把握を記録として残すことを検討されたい。

【意見】入札参加者数増加に向けた取組みについて(経済性)

令和5年度におけるほほえみの小径管理業務に係る入札は条件付一般競争入札により実施されたが、実際の入札においては1者のみの参加となっており、入札が本来予定している競争原理に基づいていない状況であつた。

条件を緩和するなどし、他の事業者の入札への参加が容易になるか否かを検討されたい。

No. 52-4 農村交流施設管理業務

R5 委託料

委託契約の概要

委託業務の名称	農村交流施設管理業務
契約先名	公益社団法人下関市シルバー人材センター
契約方法	随意契約
契約内容	公園内の環境及び衛生を保つため、公園内の管理（トイレ含む）を行う。
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
契約額(税込)	495,000 円
予定価格(税込)	495,000 円
予定価格の積算方法	過年度実績
契約額/予定価格(税抜)	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者

委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	シルバー人材センターから役務の提供を受けるもの
業者選定理由	同上
履行確認方法	報告書の確認
再委託先の有無	無

業務内容は、下関市菊川町大字上田部 グリーンパーク公園・ふれあいプラザ公園

トイレ・東屋・バスケットゴールにおいて、次のとおりである。

イ．トイレの清掃管理に関すること

ロ．草刈に関すること

- ① 草刈機等を用いて実施すること。また斜面の草刈においては、安全に十分に注意して作業すること。なお、草刈に用いる機械及びそれに係る燃料費及び消耗品は、受託者が負担すること。
- ② 草刈後の草は、現場敷地内放置で可とするが、道路等に飛散したものは、適切に処理すること。
- ③ 草取に関すること

草刈後の草は、現場敷地内放置で可とするが、道路等に飛散したものは、適切に処理すること。

ハ．剪定に関すること

【意見】履行の確認方法について(法規性、経済性)

市は、月次で実績報告書とともに作業日報の提出を受けているが、作業日報には時間の実績集計が行われていなかった。

見積の妥当性の評価及び翌年度の予算見積の評価を適正に行うためにも、作業時間の把握を記録として残すことを検討されたい。

以上